

法務研究科 開講科目一覽

授 業 コ ー ス	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
法律基本科目					
[公法系]					
55001-001	憲法(統治)	秋学期	2	倉持 孝司	名古屋大学共同開講
55003-001	憲法(人権)	春学期	2	倉持 孝司	
55005-001	憲法(憲法訴訟)	春学期	2	倉持 孝司	
55009-001	憲法演習	秋学期	2	倉持 孝司	
55164-001	憲法基礎研究	秋学期	2	倉持 孝司	
55007-001	行政法	春学期	2	洞澤 秀雄 豊島 明子	
55011-001	行政法演習	秋学期	2	洞澤 秀雄 榊原 秀訓	
55131-001	公法事例研究	春学期	2	菅原 真 榊原 秀訓	
[民事系]					
55031-001	民法(契約法)	春学期	4	平林 美紀	名古屋大学共同開講
55033-001	民法(物権法)	春学期	2	副田 隆重	
55035-001	民法(担保法)	秋学期	2	深川 裕佳	
55037-001	民法(不法行為法)	秋学期	2	王 冷然	
55039-001	民法(家族法)	春学期	2	伊藤 司	
55166-001	民法基礎研究	秋学期	2	伊藤 司 平林 美紀 王 冷然	
55041-001	商法(会社法)	秋学期	4	永江 亘	
55042-001	商法(商法総則・商行為法)	秋学期	2	今泉 邦子	
55271-001	民事訴訟法 I	春学期	2	石田 秀博	
55272-001	民事訴訟法 II	秋学期	2	石田 秀博	
55049-001	民法演習 I	秋学期	2	平林 美紀	
55051-001	民法演習 II	春学期	2	深川 裕佳	
55053-001	商法演習	春学期	2	今泉 邦子	
55275-001	民事訴訟法演習	春学期	2	石田 秀博	
55139-001	民事法事例研究 A	春学期	2	石田 秀博 佐藤 勤	
55141-001	民事法事例研究 B	秋学期	2	副田 隆重 伊藤 司 平林 美紀 王 冷然 深川 裕佳	

授 業 コード	授 業 科 目	開講形態	単 位	担 当 者	備 考
[刑事系]					
55071-001	刑法Ⅰ	春学期	4	末道 康之	
55073-001	刑法Ⅱ	春学期	2	大山 徹	
55168-001	刑法基礎研究	秋学期	2	末道 康之	
55273-001	刑事訴訟法Ⅰ	春学期	2	榎本 雅記	
55274-001	刑事訴訟法Ⅱ	秋学期	2	岡田 悦典	
55079-001	刑法演習	秋学期	2	大山 徹	
55276-001	刑事訴訟法演習	春学期	2	岡田 悦典	
55135-001	刑法事例研究	秋学期	2	末道 康之	
55137-001	刑事訴訟法事例研究	秋学期	2	榎本 雅記	
[共通]					
55277-001	リーガルライティング	春学期	2	社古地 健人 倉持 孝司 王 冷然 水留 正流	
実務基礎科目					
55278-001	民事法研究(専門訴訟の実務)	春学期	2	杉浦 徳宏	
55279-001	民事法演習(要件事実1)	春学期	2	久志本 修一	
55280-001	民事実務総合研究(民事裁判の実務)	秋学期	2	杉浦 徳宏	
55281-001	民事実務演習(要件事実2)	春学期	2	久志本 修一	
55105-001	刑事実務総合研究	秋学期	2	上山 晶子	
55107-001	刑事実務演習	秋学期	2	久保 豊	
55109-001	法曹倫理	春学期	2	北川 ひろみ 上山 晶子 杉浦 徳宏	
55173-001	紛争解決(ロイヤリング)	秋学期	2	北川 ひろみ 杉浦 徳宏	
55175-001	法務エクスターンシップ	冬期集中	2	北川 ひろみ	
55177-001	模擬裁判	夏期集中後半	2	久志本 修一 北川 ひろみ 石田 秀博	
人間の尊厳科目					
55151-001	法と人間の尊厳(歴史の視点)	春学期	2	田中 実	
55155-001	法と人間の尊厳(哲学の視点)	春学期	2	服部 寛	
55157-001	法と人間の尊厳(生命と法)	春学期	2	末道 康之 大山 徹 水留 正流	
55159-001	法と人間の尊厳(犯罪被害者と法)	秋学期	2	岡田 悦典 水留 正流	

授 業 コ ー ド	授 業 科 目	開 講 形 態	単 位	担 当 者	備 考	
展開・先端科目						
[社会・人権領域]						
55191-001	労働法(個別紛争)	春学期	2	緒方 桂子	名古屋大学連携科目	
55193-001	労働法(集団紛争)	秋学期	2	緒方 桂子		
55195-001	社会保障と法	春学期	2	豊島 明子		
55199-001	消費者法	夏期集中後半	2	宮下 修一		
55270-001	国際法	秋学期	2	洪 恵子		
55213-001	国際私法	春学期	2	青木 清		
55216-001	少年法	秋学期	2	山口 直也		名古屋大学連携科目
55263-001	環境法	秋学期	2	洞澤 秀雄		
55267-001	地方自治法	春学期	2	豊島 明子		名古屋大学連携科目
[企業法務領域]						
55044-001	支払決済法	秋学期	2	今泉 邦子	名古屋大学連携科目	
55231-001	企業法務(会社法務)	秋学期	2	堤 真吾		
55235-001	税法	春学期	2	高橋 祐介		
55237-001	倒産法務(破産)	春学期	2	小原 将照		
55239-001	倒産法務(民事再生)	秋学期	2	小原 将照		
55241-001	民事執行・保全法	秋学期	2	杉浦 徳宏		
55243-001	不動産法務	秋学期	2	久志本 修一		
55245-001	経済法	春学期	2	齊藤 高広		
55247-001	国際取引法	夏期集中後半	2	金 祥洙 平田 大器		
55249-001	知的財産権法 A	春学期	2	平嶋 竜太		
55251-001	知的財産権法 B	秋学期	2	平嶋 竜太		
55253-001	保険法	夏期集中前半	2	小林 道生		

講義概要

講義名：55001 憲法（統治）

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式で行われる。</p> <p>授業を通して、憲法の「統治機構」領域の法知識の涵養と創造的な思考力を養い、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成をはかる。</p> <p>授業は、近代憲法における統治機構編成原理の基礎、現代国家における変容、日本国憲法の普遍性と特殊性（象徴天皇制・恒久平和主義）、国民主権と国民代表、といったテーマで原理的知見を得た後、国会、内閣、司法、財政、地方自治の順に進む。内容は、既存の学説、法令及び判例を理解することを第一の目的としながら、事案や判例の検討を通じて、法曹に求められる資質であるところの、問題の発見能力・問題の提起能力を育むことを第二の目的とし、実践的な思考力を培っていく。</p> <p>授業の進め方は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① テキストは、担当者が作成した小冊子および芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第7版〕』（岩波書店）を用いる。 ② 事前に提示された検討課題につき、教科書・判例集を使って該当箇所を予習し、論点を各自十分に検討しておく。 ③ 授業時間には、予習復習を前提に、受講生に質問をして理解を深めていくソクラテス・メソッドの講義方式をとる。したがって、受講生の授業への積極的参加が欠かせない。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> ①憲法の基本原理と基本概念が理解できる。 ②具体的な裁判例や政治問題との関係で、憲法の統治機構の領域における問題を法的に考えることができる。 ③統治機構に関する判例・学説を正確に理解し、それらを批判的かつ発展的に考察することができる。 <p>なお、本講義の理論的到達目標は、HPに掲載されている「共通的な到達モデル（第二次案修正案）：憲法」を踏まえたものである。</p>
教科書	<ol style="list-style-type: none"> ①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年） ②長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2013年）
参考書・参考資料	
成績評価方法	授業参加度 30%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から減点する（ただし、正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	特になし。
その他の注意	<p>毎回、教科書およびレジュメ資料の該当箇所を必ず予習してくる。質問と回答、それに対する補足説明という方法で、重要な事柄に関する理解の定着を図る。授業における主体的・積極的参加を希望する。</p> <p>T K C等の課題（授業理解度テスト）にも取り組むこと。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	大日本帝国憲法と日本国憲法 国民主権原理	テキスト 第2章 日本憲法史 第3章 国民主権の原理	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
2	天皇制と平和主義	テキスト 第3章 3 天皇制 第4章 平和主義の原理	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。

			いてください。
3	国会 ・権力分立の原理 ・国会の地位 ・国会の組織と活動の ・議院の権能	テキスト 第14章国会 一 権力分立の原理 二 国会の地位 ○権力分立とは何か、なぜどのように誕生したのか、日本国憲法における権力分立原理はどのようなものか理解した上で、その権力分立体制のなかで国会の占める地位を概観し理解します。 三 国会の組織と活動 ○国会の組織としての二院制の意味、議員の選挙制度、議員の地位および国会の活動とはどのようなものかを把握し、理解します。 四 国会と議院の権能 ○国会としての権能と、各議院としての権能とを峻別し、どのような作用を行うのか、なぜか、概観し理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
4	内閣 ・行政権と内閣	テキスト 第15章内閣 一 行政権と内閣 ○行政権の概念とはどのようなものか、なぜそのような概念が議論されるのか理解します。また、その関連で、独立行政委員会とは何か、その憲法上の問題点を理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
5	内閣 ・内閣の組織と権能	テキスト 第15章内閣 二 内閣の組織と権能 ○内閣の組織がどのように、なぜなっているのか条文を確認しながら理解します。また、文民規定の意義、内閣総理大臣および内閣の権能・責任を概観し理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
6	内閣 ・議院内閣制	テキスト 第15章内閣 三 議院内閣制 ○議院内閣制の意義につき、他の制度との比較を通して理解します。関連して、衆議院の解散の問題について議論します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
7	裁判所 ・司法権の意味と範囲	テキスト 第16章裁判所 一 司法権の意味と範囲 ○司法権とは何をする権限か、司法権の概念を理解するとともにその範囲を把握し、法律上の争訟および司法権の限界を整理・理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
8	裁判所 ・裁判所の組織と権能	テキスト 第16章裁判所 二 裁判所の組織と権能 ○特別裁判所の禁止、下級裁判所の裁判官、最高裁の構成と権限について条文を確認しながら理解し、国民審査、規則制定権、裁判の公開、陪審制について、論点を整理し、理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
9	裁判所 ・司法権の独立	テキスト 第16章裁判所 三 司法権の独立 ○司法権の独立の意義および内容について、整理し理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
10	財政	テキスト 第17章財政・地方自治 一 財政 ○財政民主主義および租税法律主義とは何か、概念を把握します。また、予算と決算のあり方について理解するとともに、公金支出の禁止規	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。

		定を把握します。	
11	地方自治	テキスト 第 17 章財政・地方自治 二 地方自治 ○わが国の統治機構体制において地方自治の占める意味と役割を把握し、憲法上理解されてきた地方自治の本旨を整理し理解します。また、地方公共団体の機関としてどのようなものがどのように機能しているか、また条例制定権の限界について理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
12	憲法の保障 ・ 憲法保障の諸類型	テキスト 第 18 章憲法の保障 一 憲法保障の諸類型 ○憲法体制を確保・保障するために、憲法が認めていると考えられる保障制度にはどのようなものが考えられるか理解します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
13	憲法の保障 ・ 違憲審査制	テキスト 第 18 章憲法の保障 二 違憲審査制 ○違憲審査制の果たす役割を憲法保障の枠組みで捉え、どのようなテーマがあるのか把握します。その上で、違憲審査制の根拠・性格・特質・審査主体と対象、そして、違憲判断の方法と判決について、概観します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。
14	憲法の保障 ・ 憲法改正の 手続と限界 および 統治機構全体 のまとめ	テキスト 第 18 章憲法の保障 三 憲法改正の手続と限界 ○硬性憲法とはどのようなもので、その意味は何か、また、その憲法を改正するするための手続はどのようなものか理解する。さらに、改正の限界論および憲法の変遷について整理し、理解します。 また、これまで学んできた統治機構の分野を総括します。	教科書およびレジュメ資料の該当部分を予習し、各自争点のポイントをまとめておいてください。

講義名：55003 憲法（人権）

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、ソクラテスメソッドを採用しつつ講義形式で行う。</p> <p>憲法の基本原理を踏まえなければ、憲法判例を理解することなどできないという認識の下、この授業では、憲法の基本原理や基本的人権の本質論を重視しながら、多くの事例や憲法判例についての検討を行う。その際、単に最高裁判決（多数意見）の結論だけでなく、可能な限り、事実の概要、少数意見や下級審判決、憲法状況や基本原理に遡って学んでいく。</p> <p>法科大学院での学習は、複雑な事象の中から論点を抽出する力、その論点についてもっとも合理的で説得的な論理を構成する力を身につけるものでなければならない。そのためには知識を単に丸暗記するのではなく、その知識を応用できる能力を身につける必要がある。</p> <p>そのために、授業は以下のように進行する。</p> <p>①指定教科書を必ず熟読し、事前配付資料に記載された「Q」の解答をあらかじめ用意してくる。</p> <p>②授業では、そのことを前提に、「Q」につき受講生に質問するなどして双方向性・多方向性を取り入れて進める。</p> <p>③ある論点について異なる見解・解釈がある場合において、いかなる見解・解釈がもっとも合理的かつ説得的であるかにつき、憲法の基本原理との関係、「人間の尊厳」からみた正当性、論理性的の観点から受講生から意見を表明してもらい、若干の議論を行うとともに、当該論点に関する応用・発展問題についても構想する。</p>
到達目標	<p>憲法的リーガルマインドの基礎をなす基本的知識を獲得する。</p> <p>具体的には、憲法の基本原理や基本的人権の考え方を学び、その知見を身につけることができる。さらに、憲法の人権領域に関する諸問題や具体的事件（判例）を学びながら、当該問題・事件の解決のためにもっとも合理的で説得的な解釈が何かを自ら選び取る力を身につけることができる。</p>
教科書	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年）</p> <p>長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』（有斐閣、2019年）</p>
参考書・参考資料	
成績評価方法	授業参加度 30%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から減点する（ただし、正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	特になし。
その他の注意	法科大学院協会 共通的到達目標モデル・憲法との関係に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	憲法と立憲主義	<p>第1章 憲法と立憲主義</p> <p>1. 国家と法</p> <p>2. 憲法の意味</p> <p>4. 憲法規範の特質</p> <p>第5章 基本的人権の原理</p> <p>1. 人権宣言の歴史</p>	<p>受講者は、教科書の該当部分を熟読するとともに、事前に提示された「Q」（講義概要に記したように、「共通的な到達モデル（第二次案修正案）：憲法」に示された法科大学院でマスターすべきとされる論点をほぼ網羅している）について整理した上で授業に参加する。</p>
2	人権の享有主体	<p>第5章 基本的人権の原理</p> <p>4. 人権の享有主体</p>	同上。
3	人権の妥当範囲・限界	<p>第6章 基本的人権の限界</p> <p>1. 人権と公共の福祉</p> <p>2. 特別な法律関係における人権の限界</p> <p>第6章 基本的人権の限界</p> <p>3. 私人間における人権の保障と限界</p>	同上。

4	包括的基本権－生命・自由・幸福追求権	第7章 包括的基本権と法の下での平等 1. 生命・自由・幸福追求権	同上。
5	法の下での平等	第7章 包括的基本権と法の下での平等 2. 法の下での平等	同上。
6	精神的自由権:思想・良心の自由、学問の自由	第8章 精神的自由権－内心の自由 1. 思想・良心の自由 3. 学問の自由	同上。
7	精神的自由権:信教の自由と政教分離	第8章 精神的自由権 2. 信教の自由 政教分離	同上。
8	精神的自由権:表現の自由	第9章 精神的自由権－表現の自由	同上。
9	精神的自由権:表現の自由	第9章 精神的自由権－表現の自由	同上。
10	精神的自由権:表現の自由	第9章－表現の自由	同上。
11	経済的自由権	第10章 経済的自由権 1. 職業選択の自由 2. 居住・移転の自由 3. 財産権の保障	同上。
12	参政権、選挙運動の自由	第12章 国務請求権と参政権 2. 参政権	同上。
13	人身の自由	第11章 人身の自由 1. 基本原則 2. 被疑者の権利 3. 被告人の権利	同上。
14	社会権	第13章 社会権 1. 生存権 2. 教育を受ける権利 3. 労働基本権	同上。

講義名：55005 憲法（憲法訴訟）

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本講義は、第1・2回で検討する「違憲審査制（憲法訴訟）の概要」についての基礎知識を基に、憲法訴訟の実際を判例に即して検討して行く。</p> <p>講義方式は、「演習」であり、双方向・他方向でのやり取りを前提とする。</p> <p>すなわち、実際の憲法訴訟を素材に、当事者の主張、主に国側の反論および裁判所の対応を迫体験しながら、自分の考えを形成できる能力を身につけること、言い換えると、将来、実務家として憲法訴訟をなす能力の獲得をめざす。その場合、1年で学習した人権・統治の基礎的知識が前提となる。検討にあたって、判例の「規範」を覚えるだけでなく、そのような「規範」が生まれた背景、下級審と最高裁との違い、最高裁における多数意見と反対意見の違い（もし、あれば）等も考慮する。</p> <p>新司法試験論文式出題趣旨において、「憲法」論文式問題は、判例および学説に関する知識を単に「書き連ね」たような、観念的、定型的、「自動販売機」型の答案を求めるものではなく、「考える」ことを求めている、とされていくことに注意したい。なお、「共通的到達目標モデル：憲法」を踏まえている。</p>
到達目標	<p>憲法の基本知識が確認できる（そのために、必要に応じて教科書の復習を行う）。</p> <p>憲法の基本判例をマスターできる（そのために、可能な限り、第一審判決から全文を読むようにしたい）。</p> <p>憲法訴訟において、当事者の立場から違憲論を立論し、とくに国側の立場から反論し合憲論を展開し、それらをふまえて、裁判所の立場から公平な判断を示すことができる（そのための基礎固めを行う）。</p>
教科書	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第7版）』岩波書店</p> <p>『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』有斐閣</p> <p>LS憲法研究会編『プロセス演習憲法（第4版）』信山社</p>
参考書・参考資料	
成績評価方法	授業参加度 30%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から減点する（ただし、正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	
その他の注意	法科大学院協会・共通的到達目標モデル：憲法との関係に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス 違憲審査制（憲法訴訟）概説	憲法訴訟論についての概説	事前に、あらかじめ提示されたQにつき教科書で復習を行いつつ検討する。
2	違憲審査制（憲法訴訟）概説	憲法訴訟論についての概説	事前に、あらかじめ提示されたQにつき教科書で復習を行いつつ検討する。
3	憲法訴訟 重要基本判決(1) よど号ハイジャック事件	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p> <p>学説の対応</p> <p>判決の検討</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。</p> <p>事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。</p>
4	憲法訴訟 重要基本判決(2) 南九州税理士会事件、司法書士会事件	<p>事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断の確認</p> <p>学説の対応</p> <p>判決の検討</p>	<p>事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。</p> <p>必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。</p> <p>事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。</p>

5	憲法訴訟 重要基本判決(2) 三井美唄事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
6	憲法訴訟 重要基本判決(3) 君が代訴訟、国旗 国歌起立斉唱強 制事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
7	憲法訴訟 重要基本判決(4) 砂川神社事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
8	憲法訴訟 重要基本判決(5) 大分県屋外広告 物条例事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
9	憲法訴訟 重要基本判決(6) 岐阜県青少年保 護育成条例事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
10	憲法訴訟 重要基本判決(7) 北方ジャーナル 事件	事実の概要、争点、当事者の主張、裁判所の判 断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
11	憲法訴訟 重要基本判決(8) サンケイ新聞事 件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
12	憲法訴訟重要基 本判決(9)泉佐野 市民会館事件	事実の概要、争点、当事者の主張、裁判所の判 断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
13	憲法訴訟重要基 本判決(10)森林 法事件	事実の概要、争点、当事者の主張、国側の主張、 裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
14	憲法訴訟 重要基本判決 (11)国家公務員 法違反事件(猿払 事件を含む)	事実の概要、争点、当事者の主張、当事者の反 論、裁判所の判断の確認 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。

講義名：55009 憲法演習

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	本講義は、春学期の「憲法訴訟」と同じく、講義形式としては、「演習」であるので双方向・多方向でのやり取りを前提に、内容としては、第一、基礎知識を体系的に身につけること、第二、その基礎知識を前提にして、基本判例を素材に、当事者の主張、主に国側の反論および裁判所の判断枠組（規範）を追体験しながら、法的思考能力、事例分析能力を養うこと、第三、異なる事例において、学習した判断枠組（規範）を事例に適用できる能力を身につけることをめざす。なお、「共通的到達モデル：憲法」を踏まえている。
到達目標	憲法の基礎知識を体系的にマスターできる（そのために、必要に応じて教科書で基礎知識の確認を行う）。 憲法の基本判例をマスターできる（そのために、第一審判決から可能な限り判決文の全文を読むようにする）。 事例につき、当事者の立場から違憲論を立論し、とくに国側の立場から反論し合憲論を展開し、裁判所の立場から公平な判断を示すことができる（そのための基礎固めを行う）。
教科書	芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第7版）』岩波書店 『憲法判例百選 I・II（第7版）』有斐閣 LS憲法研究会編『プロセス演習憲法（第4版）』信山社
参考書・参考資料	
成績評価方法	授業参加度 30%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から減点する（ただし、正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	
その他の注意	法科大学院協会・共通的到達目標モデル・憲法に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	重要基本判決(1) 国家公務員法違反事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
2	重要基本判決(2) 国籍法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
3	重要基本判決(3) 外国人管理職選考受験訴訟	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
4	重要基本判決(4) 剣道受講拒否事件	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
5	重要基本判決(5) 広島市暴走族追放条例事件	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。

		判決の検討	事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
6	重要基本判決(6) 堀木訴訟	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
7	重要基本判決(7) 児童扶養手当支給打ち切り事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
8	重要基本判決(8) 生活保護法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された事例につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。
9	重要基本判決(9) 全通東京中郵事件、全農林警職法事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
10	重要基本判決(10) 衆議院議員小選挙区比例代表並立制事件	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示された「検討課題」につき検討を行う。必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
11	重要基本判決(11) 日本新党事件	事実の概要、当事者の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
12	重要基本判例(12) 在外選挙権訴訟	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
13	重要基本判例(13) 再婚禁止期間違憲訴訟	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 関連判決の検討	事前に、あらかじめ提示されたQにつき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した判決につき自分なりのまとめを行う。
14	事例研究	事実の概要、当事者の主張、国側の主張、裁判所の判断につき検討する。 学説の対応 関連判決の検討	事前あるいは当日に提示された事例につき検討を行う。 必要に応じて教科書で復習を行い基本知識の定着を図る。 事後に、各回検討した事例に関連する判決につき自分なりのまとめを行う。

講義名：55164 憲法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	倉持 孝司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	2016年度から新設された科目であるが、1年次で学習するとくに「人権」領域についての「補強」を目指すものである。 「憲法基礎研究」では、憲法学習にとっての重要性を考慮して基本基本判例の検討を中心に、必要に応じて該当項目の理論的検討（復習）も行う。 講義方式としては、演習形式で双方向・多方向でのやり取りを前提とする。 なお、「共通的到達目標モデル：憲法」を踏まえている。
到達目標	憲法の「人権」領域を中心に基礎知識が整理・獲得できる。 憲法の「人権」領域を中心に基本判例がマスターできる。 共通的到達目標モデル（憲法）が達成できる。
教科書	芦部信喜（高橋和之 補訂）『憲法（第7版）』岩波書店 長谷部他『憲法判例百選（第7版）』有斐閣 L S憲法研究会編『プロセス演習 憲法（第4版）』信山社
参考書・参考資料	
成績評価方法	授業参加度 30%、定期試験 70%の割合で評価する。欠席は、最終得点から減点する（ただし、正当な理由がある場合は考慮する）。
履修条件	
その他の注意	法科大学院協会・共通的到達目標モデル・憲法に留意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人権の享有主体：マククリーン事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
2	公務員の人権：猿払事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
3	人権の私人間効力：三菱樹脂事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
4	幸福追求権：京都府学連事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
5	平等：尊属殺事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
6	平等：婚外子相続差別事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。

7	政教分離:津地鎮祭事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
8	表現の自由:徳島市公安条例事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する
9	小テスト 表現の自由:博多駅テレビフィルム提出命令事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
10	表現の自由:税関検査事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
11	表現の自由:戸別訪問事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
12	職業選択の自由:薬事法事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
13	生存権:朝日訴訟	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。
14	教育権:旭川学テ事件	各自、判例を全文読んだうえで、あらかじめ提示された課題を検討した上で講義に臨み、講義では、課題について参加者相互間の議論を踏まえて検討を行い理解を深める。	判例を全文読み、あらかじめ提示された課題について検討を行う。 必要に応じて、テキストの該当箇所の復習を行う。 判例は、各自の方法で整理し保存する。

講義名：55007 行政法

[講義基本情報]

教員:	洞澤 秀雄・豊島 明子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	行政作用法、行政救済法の論点を説明します。行政作用法を扱う場合でも、適宜、関連する行政救済法の論点を取り上げます。最初に、行政手続法・情報公開法を含め、行政作用法の仕組みを概観し、行政救済法との関係を確認します。次に、行政争訟法、最後に、国家補償法を説明します。これらによって、受講者は、法的仕組みとともに、学説・判例理論を修得することになります。授業は、双方向のもので、教員が事前に示す設問を中心に教員と院生の間で質疑応答を行います。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「共通的到達目標」の第1章第1節基本的概念を理解している。 2. 「共通的到達目標」の第1章第2節行政処分・法規命令を理解している。 3. 「共通的到達目標」の第1章第3節行政上の義務違反に対する強制執行、行政上の義務違反に対する制裁を理解している。 4. 「共通的到達目標」の第1章第4節行政手続法を理解している。 5. 「共通的到達目標」の第1章第5節情報公開を理解している。 6. 「共通的到達目標」の第1章第6節行政過程と裁判過程を理解している。 7. 「共通的到達目標」の第2章第1節行政処分の違法事由としての法令違反を理解している。 8. 「共通的到達目標」の第2章第2節行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如を理解している。 9. 「共通的到達目標」の第2章第3節行政処分の違法事由としての委任立法の限界を理解している。 10. 「共通的到達目標」の第2章第4節行政処分の違法事由としての自主条例の限界を理解している。 11. 「共通的到達目標」の第2章第5節行政処分の違法事由としての信義則違反等を理解している。 12. 「共通的到達目標」の第3章第1節行政処分の違法事由としての手続違反を理解している。 13. 「共通的到達目標」の第5章第1節取消訴訟の訴訟要件を理解している。 14. 「共通的到達目標」の第5章第8節抗告訴訟における仮の救済を理解している。 15. 「共通的到達目標」の第7章国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力を理解している。 16. 「共通的到達目標」の第8章損失補償請求権に関する検討能力を理解している。
教科書	稲葉馨、下井康史、中原茂樹、野呂充編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂、2018年）
参考書・参考資料	塩野宏『行政法Ⅰ・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2015年）、同『行政法Ⅱ・行政救済法（第6版補訂版）』（有斐閣、2019年） 宇賀克也『行政法概説Ⅰ・行政法総論（第7版）』（有斐閣、2020年）、同『行政法概説Ⅱ・行政救済法（第7版）』（有斐閣、2021年） 『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2017年）、『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2017年）
成績評価方法	質疑応答と掲示板書き込みからなる授業参加度（10%）、小テスト（10%）、定期試験（80%）で評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	行政法概説 (豊島)	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政の分類を理解できるようにします。 2 行政作用法と行政救済法が何かを理解できるようにします。 3 行政処分（実質的行政処分と形式的行政処分）を理解できるようにします。 4 根拠規範、規制規範、および法治主義（特に法律の留保）を理解できるようにします。 	資料を予習・復習する。

2	法律と条例の関係 (豊島)	1 法律と条例の関係を理解できるようにします。 2 配慮義務を理解できるようにします。	ケースブック第1章条例部分と資料を予習・復習する。
3	法規命令と行政規則 (洞澤)	1 白紙委任・授權範囲踰越を理解できるようにします。 2 行政規則の法的性格を理解できるようにします。	ケースブック第1章行政立法部分と資料を予習・復習する。
4	行政裁量 (洞澤)	1 従来の裁量論と現行法制度における裁量論の相違を理解できるようにします。 2 裁量の広狭を理解できるようにします。 3 裁量の踰越濫用を理解できるようにします。	ケースブック第4章行政裁量と資料を予習・復習する。
5	行政手続法 (洞澤)	1 「審査基準」・「処分基準」と「標準処理期間」を理解できるようにします。 2 理由付記を理解できるようにします。 3 通知（告知）と聴聞・弁明の機会を理解できるようにします。 4 意見公募手続を理解できるようにします。	ケースブック第3章行政手続と資料を予習・復習する。
6	行政裁量における行政規則、個別事情配慮義務 (洞澤)	1 行政規則が行政裁量において作用する場面を理解できるようにします。 2 行政手続法での行政規則に係る規定が裁量論において持つ意義を理解できるようにします。 3 個別配慮義務について理解できるようにします。	3・4・5回目の知識を前提に、資料を予習・復習する。
7	即時強制と義務履行確保 (洞澤)	1 行政上の強制執行を理解できるようにします。 2 代執行を理解できるようにします。 3 直接強制・執行罰・行政上の強制徴収を理解できるようにします。 4 行政罰を理解できるようにします。	ケースブック第7章実効性確保行政法の強制執行、司法的強制部分と資料を予習・復習する。
8	損失補償法 (豊島)	1 補償の要否を理解できるようにします。 2 補償の内容を理解できるようにします。	ケースブック第20章損失補償と資料を予習・復習する。
9	国家賠償法1条 (豊島)	1 「公権力の行使」を理解できるようにします。 2 違法性と故意・過失の関係を理解できるようにします。	ケースブック第18章国家賠償法1条に基づく賠償責任と資料を予習・復習する。
10	国家賠償法2条 (豊島)	1 道路における瑕疵を理解できるようにします。 2 河川における瑕疵を理解できるようにします。 3 「本来の用法」への責任の限定を理解できるようにします。	ケースブック第19章国家賠償法2条に基づく賠償責任と資料を予習・復習する。
11	行政不服審査法と法律上の争訟 (豊島)	1 行政不服審査法の内容を理解できるようにします。 2 取消訴訟と行政不服審査法の関係を理解できるようにします。 3 法律上の争訟を理解できるようにします。	資料を予習・復習する。
12	行政事件訴訟(特に抗告訴訟)の類型 (豊島)	1 行政事件訴訟の類型を理解できるようにします。 2 抗告訴訟の類型を理解できるようにします。 3 抗告訴訟以外の類型の概略を理解できるようにします。	ケースブック第15章その他の抗告訴訟と資料を予習・復習する。
13	原告適格 (豊島)	1 2004年改正前の判例を理解できるようにします。 2 2004年改正後の判例を理解できるようにします。	ケースブック第12章原告適格と資料を予習・復習する。
14	訴えの利益、その他の訴訟要件 (豊島)	1 訴えの利益の消滅を理解できるようにします。 2 「期間の経過」による訴えの利益の消滅を理解できるようにします。 3 被告適格等のその他の訴訟要件を理解できるようにします。	ケースブック第13章訴えの客観的利益と資料を予習・復習する。

講義名：55011 行政法演習

[講義基本情報]

教員:	榊原 秀訓・洞澤 秀雄	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	判例を検討しながら、春学期「行政法」では取り上げられなかった、行政作用法・行政救済法分野における発展的・応用的論点を取り上げます。 授業は、双方向のもので、教員が事前にWeb（ラーニングシラバス）に提示するレジュメに示しておいた設問を中心に、教員と院生の間で質疑応答を行いながら、進めていきます。また、書く力を向上させる目的で、課題の提出を求めます。
到達目標	1. 「共通の到達目標」の第1章第3節行政指導を理解している。 2. 「共通の到達目標」の第2章第1節行政処分の違法事由としての法令違反を理解している。 3. 「共通の到達目標」の第2章第2節行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如を理解している。 4. 「共通の到達目標」の第2章第3節行政処分の違法事由としての委任立法の限界を理解している。 5. 「共通の到達目標」の第3章第1節行政処分の違法事由としての手続違反を理解している。 6. 「共通の到達目標」の第5章第1節取消訴訟の訴訟要件を理解している。 7. 「共通の到達目標」の第5章第2節取消訴訟の排他的管轄を理解している。 8. 「共通の到達目標」の第5章第3節取消訴訟の本案審理を理解している。 9. 「共通の到達目標」の第5章第4節取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度を理解している。 10. 「共通の到達目標」の第5章第5節無効等確認訴訟を理解している。 11. 「共通の到達目標」の第5章第6節不作為確認訴訟を理解している。 12. 「共通の到達目標」の第5章第7節義務付け訴訟及び差止訴訟を理解している。 13. 「共通の到達目標」の第5章第8節抗告訴訟における仮の救済を理解している。 14. 「共通の到達目標」の第6章当事者訴訟の運用能力を理解している。 15. 「共通の到達目標」の第7章国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力を理解している。 16. 「共通の到達目標」の第1章第5節情報公開を理解している。
教科書	稲葉馨・下井康史・中原茂樹・野呂充編『ケースブック行政法（第6版）』（弘文堂、2018年）
参考書・参考資料	塩野宏『行政法Ⅰ・行政法総論（第6版）』（有斐閣、2015年）、同『行政法Ⅱ・行政救済法（第6版）』（有斐閣、2019年） 宇賀克也『行政法概説Ⅰ・行政法総論（第7版）』（有斐閣、2020年）、同『行政法概説Ⅱ・行政救済法（第7版）』（有斐閣、2021年） 『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2017年）、『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2017年）
成績評価方法	授業中の質疑応答、掲示板への書き込み、課題の提出からなる授業参加度（20%）、中間テスト（10%）、定期試験（70%）によって評価します。
履修条件	春学期の「行政法」を履修していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	処分性の拡大と確認訴訟 (榊原)	確認訴訟の使い方について理解できるようにします。 高岡市病院開設中止勧告事件・最判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁 在外邦人選挙権事件・最判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁 東京都教職員国旗国歌訴訟（予防訴訟）・最判平成24年2月9日民集66巻2号183頁	ケースブック第16章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
2	抗告訴訟と民事訴訟 (榊原)	抗告訴訟と民事訴訟の使い分けについて、最高裁の考え方を理解できるようにします。 大阪空港事件・最判昭和56年12月16日民集35	ケースブック第15章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。

		<p>巻10号1369頁 厚木基地第4次訴訟・最判平成28年12月8日民集70巻8号1833頁（厚木基地第1次訴訟・最判平成5年2月25日民集47巻2号643頁も参照）</p>	
3	行政計画の争い方 (榊原)	<p>行政計画の争い方を理解できるようにします。 浜松市上島駅土地区画整理事業計画事件・最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁 盛岡広域都市計画用途地域指定無効確認請求事件・最判昭和57年4月22日民集36巻4号705頁</p>	<p>ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
4	条例、法規命令の争い方 (榊原)	<p>条例、法規命令の争い方を理解できるようにします。 御所町二項道路指定事件・最判平成14年1月17日民集56巻1号1頁 横浜市保育所民営化事件・最判平成21年11月26日判時2063号3頁</p>	<p>ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
5	通達、内部行為の争い方 (榊原)	<p>通達、内部行為の争い方を理解できるようにします。 成田新幹線事件・最判昭和53年12月8日民集32巻9号1617頁 墓地埋葬通達事件・最判昭和43年12月24日民集22巻13号3147頁</p>	<p>ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
6	契約、事実行為の争い方 (榊原)	<p>契約、事実行為の争い方を理解できるようにします。 労災就学援助費不支給事件・最判平成15年9月4日判時1841号89頁 冷凍スモークマグロ食品衛生法違反通知事件・最判平成16年4月26日民集58巻4号989頁</p>	<p>ケースブック第11章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
7	行政指導 (榊原)	<p>行政指導の利用のされ方、争い方を理解できるようにします。 品川マンション事件・最判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁 白石市廃棄物処理申請書返戻事件・仙台地判平成10年1月27日判時1676号43頁</p>	<p>ケースブック第5章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
8	仮の権利保護(仮の救済) (洞澤)	<p>仮の権利保護 弁護士懲戒執行停止事件・最決平成19年12月18日判時1994号21頁 市立保育園入園承諾義務付け申立事件・東京地決平成18年1月25日判時1931号10頁</p>	<p>ケースブック第17章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
9	原告適格と違法性の主張制限(洞澤)	<p>原告適格の判断の仕方と、原告適格と違法性の主張制限の関係を理解できるようにします。 小田急事件・最判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁 サテライト大阪事件・最判平成21年10月15日民集63巻8号1711頁</p>	<p>ケースブック第12章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
10	訴えの利益の消滅と事情判決(洞澤)	<p>訴えの利益が消滅する場合と事情判決の場合の相違を理解できるようにします。 仙台市建築確認取消請求事件・最判昭和59年10月26日民集38巻10号1169頁 八鹿町土地改良事業施工認可処分取消請求事件・最判平成4年1月24日民集46巻1号54頁</p>	<p>ケースブック第13章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>
11	行政行為の瑕疵論 (洞澤)	<p>取消しと撤回、無効、違法性の承継を理解できるようにします。 ネズミ講課税処分事件・最判平成16年7月13日判時1874号58頁 譲渡所得課税無効事件・最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁</p>	<p>ケースブック第2章、第15章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。</p>

12	取消訴訟、審理と判決の効力、住民訴訟（洞澤）	取消訴訟（裁決取消訴訟）と、審理や判決の効力を理解できるようにします。民衆訴訟である住民訴訟の概要を理解できるようにします。 東京12チャンネル事件・最判昭和43年12月24日民集22巻13号3254頁 1日校長事件・最判平成4年12月15日民集46巻9号2753頁	ケースブック第14章・第16章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
13	国家賠償法（規制権限不行使、立法・司法に対する国賠請求訴訟）（榊原）	規制権限不行使や立法・司法に対する国賠請求訴訟のような特別な類型について理解できるようにします。 熊本水俣病関西訴訟・最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁 在外邦人選挙権訴訟・最判平成17年9月14日民集59巻7号2087頁	ケースブック第18章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。
14	情報公開法（榊原）	情報公開法の基本構造と不開示事由の解釈について理解できるようにします。 兵庫県レセプト公開請求事件・最判平成13年12月18日民集55巻7号1603頁 大阪府知事交際費公開請求事件第二次上告審判決・最判平成13年3月27日民集55巻2号530頁	ケースブック第10章、参考文献、評釈、調査官解説などで検討判例について予習・復習をする。

講義名：55131 公法事例研究

[講義基本情報]

教員:	榊原 秀訓・菅原 真	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、憲法・行政法について、事例問題を使って検討を行う。すなわち、「法律解釈による規範の定立と、丁寧な事実の拾い出しによる当てはめを通じた、具体的事案の分析・解決の能力」の涵養を行う。 講義方式は、「演習」であり、双方向・多方向でのやり取りを前提とする。具体的には、事例の提示→受講生の「答案」作成→担当教員の指導の下で、受講生が主体となって事例の分析と「答案」の検討を繰り返す形で行われる。
到達目標	(1) 「共通の到達目標モデル」に即して、憲法・行政法に関する基本的・総合的・応用的な知識の到達水準と弱点を客観的に認識できる。 (2) 憲法・行政法分野の法的問題について、的確な事例分析と説得力ある法律文書の作成ができる。
教科書	なし。
参考書・参考資料	『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』、『行政法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第7版）』その他、講義の中で紹介する。
成績評価方法	憲法分野50点（内訳：平常点20点、小テスト30点）、行政法分野50点（内訳：平常点20点、小テスト30点）を材料にPF方式で評価する。
履修条件	憲法と行政法に関する必修の法律基本科目を履修済みであることが望ましい。
その他の注意	名古屋大学との共同開講科目である。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	憲法分野の事例問題①	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
2	憲法分野の事例問題①	事例問題につき、解説と並行して受講生は「答案」の検討を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
3	憲法分野の事例問題②	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
4	憲法分野の事例問題②	事例問題につき、解説と並行して受講生は「答案」の検討を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
5	憲法分野の事例問題③	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
6	憲法分野の事例問題③	事例問題につき、解説と並行して受講生は「答案」の検討を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
7	憲法分野の小テスト（中間テスト）	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
8	行政法分野の事例問題①	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
9	行政法分野の事例問題①	事例問題につき、解説と並行して受講生は「答案」の検討を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
10	行政法分野の事例問題②	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する

11	行政法分野の事例問題②	事例問題につき、解説と並行して受講生は「答案」の検討を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
12	行政法分野の事例問題③	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
13	行政法分野の事例問題③	事例問題につき、解説と並行して受講生は「答案」の検討を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する
14	行政法分野の小テスト(中間テスト)	提示される事例問題について「起案」を行う	事例問題に関する判例・学説を確認する

講義名：55031 民法（契約法）

[講義基本情報]

教員:	平林 美紀	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 1 金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	法学部未修者を対象とする法律基本科目の一つである。 この授業は、講義形式で、双方向で行う。 授業の対象とする範囲は、民法のうち、民法総則、債権総論、債権各論（事務管理、不当利得、不法行為を除く）である。講義では、契約に関する諸制度、具体的には契約の成立、履行、消滅、そして各種の契約に関する様々な制度について解説する。 なお、講義の内容は共通的な到達目標モデルに準拠する。
到達目標	(1) 民法総則、債権総論、債権各論（事務管理、不当利得、不法行為を除く）と呼ばれる部分について、契約に関する諸制度を中心に、基本的な概念、要件・効果、判例および学説を理解している。 (2) 民法の基本原則や歴史について理解している。
教科書	小野秀誠ほか『新ハイブリッド民法1 民法総則』（法律文化社、2018年） 松尾弘ほか『新ハイブリッド民法3 債権総論』（法律文化社、2018年） 滝沢昌彦ほか『新ハイブリッド民法4 債権各論』（法律文化社、2017年） さしあたり、通読できる概説書として上記シリーズを推奨するが、受講生が慣れ親しんでいる概説書等があれば、そちらを使い続けて構わない。
参考書・参考資料	中田裕康ほか『民法判例百選Ⅰ 総則・物権 [第8版]』（有斐閣、2018年） 窪田充見ほか『民法判例百選Ⅱ 債権 [第8版]』（有斐閣、2018年） 予復習用教材冊子に掲載されている資料に目を通してること。 授業の進行に応じて、レジュメを配布する。
成績評価方法	定期試験（60%）、中間テスト（25%）、授業中の質疑応答（15%）によって評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	初学者のうち、複数の条文を一覧しやすい六法（判例付きでないもの）の利用を推奨する。 伝統的な法学部教育では、民法総則、債権総論、債権各論（事務管理、不当利得、不法行為を除く）は、別個の科目としてカリキュラム上配置されることが多い（本学法学部の場合は、4科目8単位分）。つまり、この授業で扱う内容は、広範囲にわたるにも関わらず、授業の回数に限られているため、受講生の自習に委ねられる箇所が多い。また、相応の予習・復習が求められる。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに	この授業科目の対象を理解する。 (1) 契約とは何か (2) 債権・債権法とは何か（物権・物権法との比較） (3) 民法総則とは何か (4) 債権の発生原因としての契約の意義（事務管理・不当利得・不法行為との比較） (5) 典型契約の種類と特徴 (6) 契約自由の原則とその例外	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
2	契約の成立と債権・債務の発生、債権・債務の多様性	契約はどのようにして成立するのか、また、その結果どのような効果が生じるのかについて、主として売買契約を例に理解する。 あわせて、債権の目的（あるいは債権の分類）が多様であることを理解する。 (1) 申込みと承諾による契約の成立 (2) 契約書・約款の機能 (3) 手付の機能 (4) 売主・買主の権利・義務 (5) 債権の目的、債権の分類とは何か	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
3	契約の終了 (1) 債務の本旨に従った履行・弁済	契約に基づいて生じた債務の履行は、通常どのように行われるのかについて、売買契約を例に理解する。 (1) 履行の時期・場所等 (2) 債権の消滅原因としての弁済	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。

		(3) 弁済の提供と受領遅滞 (概説) (4) 弁済者および弁済受領権者	
4	契約の終了 (2) 消滅時効等	弁済以外の債権消滅原因および権利の一般的消滅原因である消滅時効について理解する。 (1) 弁済供託、代物弁済 (2) 相殺 (3) 更改、免除、混同 (4) 消滅時効	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
5	契約の主体と客体、契約の無効・取消し (1)	契約の主体および客体について理解する。あわせて、無効と取消しの意味を理解する。 (1) 自然人と法人、物 (2) 権利能力、意思能力、行為能力 (3) 胎児の権利能力 (4) 意思能力を欠く者のした法律行為の効力 (5) 無効と取消し	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
6	契約の無効・取消し (2)	第 5 回に引き続き、契約の主体に関する問題を考える。ここまでの授業を振り返り、契約と法律行為との関係を整理して、債権法と民法総則との関係を理解する。 (1) 制限行為能力者の諸類型 (2) 未成年者のした法律行為の効力 (3) その他の無効・取消原因 (概観) (4) 契約と法律行為	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
7	契約の無効・取消し (3)	契約 (法律行為) の無効原因について理解する。その前提として、契約の解釈や慣習についても触れる。 (1) 契約の解釈、慣習 (2) 強行法規違反 (3) 公序良俗違反	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
8	契約の無効・取消し (4)	第 7 回に引き続き、契約 (法律行為) の無効原因について理解する。 (1) 心裡留保 (2) 虚偽表示	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
9	契約の無効・取消し (5)	契約 (法律行為) の取消原因について理解する。 (1) 錯誤 (2) 詐欺・強迫 (3) 誤認・困惑	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
10	債権の効力、債権の任意的または強制的履行	債権の効力 (権能) および債権の任意的または強制的履行について理解する。あわせて、履行請求ができない場合についても理解する。 (1) 債権の相対効 (2) 債権の対内的効力と対外的効力 (概説) (3) 債権の任意的履行 (4) 債権の強制的履行 (直接強制、代替執行、間接強制) (5) 履行請求権とその例外 (履行不能)	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
11	債務不履行に基づく損害賠償 (1)	債務不履行に基づく損害賠償について理解する。 (1) 債務不履行に関する各種の法制度 (2) 債務不履行に基づく損害賠償の要件 (3) 債務不履行に基づく損害賠償の効果	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
12	債務不履行に基づく損害賠償 (2)、契約の終了 (3 の 1) 解除 (1)	債務不履行に関連する各種制度について理解する。あわせて、契約の解除に関して、債務不履行に関する諸制度における位置づけを理解した上で、種類について理解する。 (1) 代償請求権 (2) 賠償者の代位 (3) 債務不履行に関する各種の制度と契約の解除 (4) 解除の種類 (合意解除、約定解除、法定解除)	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
13	契約の終了 (3 の 2) 解除 (2)	債務不履行に基づく契約の解除について理解する。 (1) 解除権の行使方法 (2) 催告解除および無催告解除の要件 (3) 原状回復義務 (4) 解除の遡及効	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。

		(5) 解除権の消滅	
14	双務契約の牽連性、受領遅滞	双務契約における二つの債務の相互関係について理解する。 また、受領遅滞について理解する。 (1) 同時履行の抗弁（履行上の牽連性） (2) 危険負担と解除（存続上の牽連性） (3) 成立上の牽連性をめぐる種々の問題 (4) 受領遅滞	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
15	売買契約（特に売主の担保責任	売買契約特有のルールのうち、特に売主の担保責任について理解する。	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
16	代理（1）	代理制度について理解する。 (1) 代理とは何か (2) 代理をめぐる諸問題 (3) 無権代理	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
17	代理（2）、法人	前回に引き続き、代理について理解する。また、法人に関するルールの概要を理解する。 (1) 表見代理 (2) 法人（意義を中心に） (3) 権利能力なき社団とは何か	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
18	責任財産の保全（1）	責任財産の保全一般について理解した上で、債権者代位権について理解する。 (1) 債権の対内的効力と対外的効力（再説） (2) 責任財産保全の必要性とその制度 (3) 債権の効力が一部欠ける場合 (4) 債権者代位権の要件・行使方法・効果 (5) 債権者代位権の転用 (6) 債権者代位権の意義	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
19	責任財産の保全（2）	詐害行為取消権について理解する。 (1) 詐害行為取消権の意義・法的性質 (2) 詐害行為取消権の要件 (3) 詐害行為取消権の行使方法 (4) 詐害行為取消権の効果	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
20	債権および債務の移転（1）	債権譲渡について理解する。 (1) 債権譲渡とは何か (2) 債権の譲渡性とその制限	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
21	債権および債務の移転（2）、多数当事者の債権・債務関係ほか	前回に引き続き、債権譲渡について理解するとともに、債務引受について理解する。あわせて、契約上の地位の移転、第三者のためにする契約、多数当事者の債権債務関係についても概要を理解する。 (1) 債権譲渡と対抗要件 (2) 債務引受 (3) 契約上の地位の移転 (4) 第三者のためにする契約 (5) 多数当事者の債権債務関係	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
22	贈与契約	贈与契約について理解する。 (1) 贈与契約とは何か (2) 贈与契約をめぐる諸問題	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
23	消費貸借契約	消費貸借契約について理解する。利息制限法等の特別法にも触れる。 (1) 消費貸借とは何か (2) 金銭消費貸借契約における借主保護の必要性	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
24	使用貸借契約、賃貸借契約（1）	使用貸借契約と比較しながら、賃貸借契約一般について理解する。また、不動産賃貸借契約の重要性について理解する。 (1) 使用貸借とは何か (2) 賃貸借とは何か (3) 不動産賃貸借の重要性 (4) 借地借家法の概要	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
25	賃貸借契約（2）	借地借家法による借主の保護について理解する。 (1) 賃借権の物権化 (2) 第三者による賃借権の侵害 (3) 存続期間および更新、解約申入れ	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。

		(4) 賃料の増減額請求権	
26	賃貸借契約 (3)	賃貸借契約をめぐる諸問題について理解する。 (1) 転貸借 (2) 賃貸人・賃借人の地位の移転 (3) 敷金をめぐる問題 (4) 信託関係破壊の法理	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
27	役務型契約 (1)	請負契約について理解する。 (1) 請負契約とは何か (2) 請負契約をめぐる諸問題	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。
28	役務型契約 (2)、その他の典型契約	委任契約について理解する。あわせて、その他の典型契約についても概要を理解する。 (1) 委任契約とは何か (2) 委任契約をめぐる諸問題 (3) 寄託、組合、終身定期金、和解	教科書の該当頁と予習・復習用教材を読みながら、自学自習すること。

講義名：55033 民法（物権法）

[講義基本情報]

教員:	副田 隆重	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	法学未修者を対象とするこの科目は、内容的には、不動産売買を中心に物権変動や不動産登記に関連する諸問題のほか、契約によらない物権変動として取得時効や相続も対象とする。所有権のほか、地上権・地役権などの用益物権さらに賃借権などの不動産利用権を含む。 授業の進め方は、必要最低限のレクチャーのほか、受講生との双方向あるいは受講生相互を含めた多方向の質疑応答や議論のやり取りを通じて、知識・理解を確認し深めるものとする。受講生には、前もって予習すべき内容の範囲内で提示されたいくつかの課題につき必要な調査準備が要請される。
到達目標	1. 不動産売買契約を中心に、民法のいわゆる物権法（担保物権を除く）の内容および取得時効法の基礎を理解することができる。 2. 物権変動にかかわる民法の諸原則や不動産登記法のしくみなどを正確に理解することができる。 3. それらをめぐる基本的な裁判例、学説上の対立点の確認を前提として、基本的な設例に関し問題の所在と解決の方向を根拠を示して論ずることができる。 物権法（担保物権を除く）全体の到達目標の詳細については、第一回目の資料に掲出の資料参照。また、各回における到達目標については、各回の講義内容参照。
教科書	千葉恵美子・藤原正則・七戸克彦『民法2 物権』[第3版](有斐閣 2018)
参考書・参考資料	内田貴『民法I 総則・物権総論』[第4版](東大出版 2008) 加藤雅信『物権法』[第2版](有斐閣 2005) 中田ほか『民法判例百選I』[第8版](有斐閣 2018) 淡路・鎌田ほか『民法II 物権』[第4版補訂](有斐閣 2019) 平野裕之『物権法』(日本評論社 2016) 松岡久和『物権法』(成文堂 2017) 佐久間毅『民法の基礎 2 物権』[2版](有斐閣 2019)
成績評価方法	授業参加度・小テストが20パーセント、期末試験が80パーセント
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	物権法の基本	物権の性質と効力、物権法定主義 共通的到達目標 第2編 物権、第1章 総則、第1節 物権の一般原則 ○物権にはどのような種類があり、それぞれどのような内容の権利であるかを概括的に説明することができる。 ○物権に共通する特徴を、債権の特徴と対比して説明することができる。 ○物権法定主義の意義と根拠について説明することができる。 ○物権的請求権については8,9回で扱う。	テキスト14,15章
2	物権変動の基本的思考方法	物権変動と公示に関して、いくつかの立法主義の理解と日本民法の考え方を確認するとともに、物権変動の時期に関して、通説判例や有力説を含め、問題の所在と対立点を確認する。 共通的到達目標 第2節 物権変動、1 総説 ○物権の変動が生ずる種々の法律上の原因を、具体例を挙げて説明することができる。 ○公示の原則とはどのような原則であるか、そのような原則を認める必要があるのはなぜかを説明することができる。 ○公信の原則とはどのような原則であるかを、無権利の法理や公示の原則との関係を踏まえて説明することができる。	テキスト8,9章, 買付証明書、売渡承諾書と売買契約成立に関する裁判例

		<p>なお、物権の消滅については時間の関係で扱わないため自習されたい。</p>	
3	不動産物権変動と対抗問題	<p>意思主義、対抗要件主義の具体的内容、および、登記を要する物権変動か否かについて、判例学説ならびにその理由付けを確認する。いわゆる復帰的物権変動をめぐる議論を確認する。ただし、相続に関しては第5回、取得時効に関して第6回、177条の第三者の範囲につき第7回に扱う。</p> <p>共通到達目標 第2節 2 不動産物権変動 2-1 意思主義と対抗要件主義 ○物権変動に関する意思主義を、形式主義と対比して説明することができる。 ○物権変動が生ずる時期、とくに所有権の移転が生ずる時期について、判例・学説の考え方の対立とその問題点の概要を説明することができる。 ○民法177条の対抗要件主義とはどのような制度であり、同条がどのような原因(契約、取消し、解除、取得時効等)に基づく物権変動に適用されるかについて、基本的な考え方の対立と問題点を説明することができる。 ○民法177条の対抗要件主義において、判例・学説の基本的な考え方を踏まえて、第三者(転得者を含む)の主観的要件についてどのような議論があるかを、具体例に即して説明することができる。 ○不動産取引において、民法94条2項の適用や類推適用がどのような意味を持つかを、公信の原則との関係に留意しながら、具体例に即して説明することができる。</p>	テキスト10章(242頁まで)
4	同上	同上	同上
5	相続に伴う物権変動	<p>死亡に関して生ずる物権変動(法定相続分、指定相続分、遺産分割、相続放棄、遺贈、相続させる趣旨の遺言)と登記の関係を確認する。相続法改正を確認する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト249~258頁
6	取得時効による物権変動	<p>時効による所有権取得を対抗するための登記の要否をめぐる議論を確認する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト242~249頁
7	177条の第三者の範囲	<p>177条の「第三者」をめぐる判例・学説上の議論(善意悪意不問説、悪意者排除説、背信的悪意者排除説)を確認し、あわせて、それらの者からの転得者の扱いを検討する。</p> <p>共通到達目標に関しては、第3回の記載をみよ。</p>	テキスト258~279頁
8	不動産登記のしくみと機能	<p>不動産登記のしくみにつき概括的な説明をするとともに、その機能に関連して、公信力を含めて説明する。</p> <p>共通到達目標 第2節 物権変動、2 不動産物権変動 2-2 不動産登記 ○物権の変動が生じた場合に、どのような手続きにしたがってその登記をすることができるかを理解している(共同申請の原則と単独申請ができる例外)。 ○登記請求権はどのような根拠に基づいて、どのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。 ○仮登記とはどのような場合になされる登記であり、それがどのような効力を持つかについて、具体例を挙げて説明することができる。</p>	テキスト279~300頁 秋山「不動産法入門」16講(177~189頁)
9	所有権ならびに物権的請求権	<p>所有権に基づく物権的請求権につき、その要件、効果をめぐる議論を確認する。</p> <p>共通到達目標 第3章 所有権、第1節 所有権の意義 ○所有権とはどのような権利か、また、どのような制限に服するかを、具体例を挙げて説明することができる。 第2節 相隣関係、第3節 所有権取得の原因としての添付、不動産の</p>	テキスト2章

		<p>付合については、時間の関係で扱わないため自習されたい。</p> <p>○物権的請求権とはどのような権利であり、どのような侵害についてどのような救済手段を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。</p>	
10	共有	<p>共有に関するさまざまな法的な問題点を確認する。共有に関する民法改正部分を確認する。</p> <p>共通到達目標 第3章 所有権、第4節 共有関係 ○同一の目的物を複数の者が共同的に所有する法律関係について、通常の共有のほか、どのような場合があるか、いくつかの具体例を挙げることができる。 ○共有者が共有物についてどのような権利を（他の共有権者及び第三者に対して）有するかを、条文を参照しながら説明することができる。</p> <p>なお、区分所有権（どのような概念であるか、一物一権主義との関係はどうか等）は時間の関係で扱わない。</p>	テキスト4章（137頁まで）
11	用益物権、物権化した不動産利用権	<p>民法の定める用益物権について、債権との異同に着目しつつ確認するほか、特別法による不動産賃借権の物権化につき借地借家法改正後の状況も含めて確認する。</p> <p>共通到達目標 第4章 地上権 ○地上権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、土地賃借権と対比しながら説明することができる。 第5章 地役権 ○地役権とはどのような物権であり、どのような場合に利用される権利であるかを、いくつかの具体例を挙げて説明することができる。</p>	
12	占有、占有訴権	<p>占有の保護としての占有訴権、占有の効果としての取得時効等につき確認する。</p> <p>共通到達目標 第2章 占有権 ○占有とはどのような概念であるかを理解し、どのような態様の占有があり、占有の承継が生ずるのはどのような場合であるかを、それぞれ具体例を挙げて説明することができる。 ○占有の侵害についてどのような態様があり、占有者はそれぞれどのような救済を求めることができるかを、具体例を挙げて説明することができる。 ○所有者が無権原占有者に対して目的物の返還を求める場合に生ずる問題点の概要（果実収取権、費用償還請求権、本権と占有権との関係等）を、条文を参照しながら説明することができる。</p>	テキスト5,6,7章,とくに取得時効の要件としての占有の議論に着目
13	動産物権変動	<p>動産物権変動の対抗要件としての引渡し、立木・未分離果実の物権変動と対抗問題における明認方法の効果等を確認する。</p> <p>共通到達目標 第1章 総則、第2節 物権変動3 動産物権変動 ○動産物権変動における対抗要件主義がどのような制度であり、どのような場合に問題となるかを具体例に即して説明することができる。</p>	テキスト11章
14	即時取得	<p>動産取引における公信の原則としての即時取得の要件、効果の確認および盗品・遺失物についての特則を確認する。</p> <p>共通到達目標 ○動産の即時取得とはどのような制度であり、それが認められるための要件はどのようなものか、盗品・遺失物についてどのような例外が認められるかを、具体例に即して説明することができる。</p>	テキスト12章

講義名：55035 民法（担保法）

[講義基本情報]

教員:	深川 裕佳	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は質疑応答を交えた講義形式で行います。 民法の担保物権法及び債権総論の人的担保に関する部分を対象としつつ、非典型担保（譲渡担保、所有権留保、仮登記担保）についても説明します。口頭の授業では各制度の基本的な内容をかみ砕いて説明することに重点を置きますので、精確な知識の習得のために、必ず予習復習を行うようにして下さい。
到達目標	共通的到達目標モデル（第2次案修正案）の到達目標に準拠する。具体的には以下のとおりである。 (1) 典型担保及び重要な非典型担保を正確に理解できる。 (2) 前項の理解を具体的な問題に適用できる。 (3) 具体的な紛争について法的解決を提示できる。 (4) 担保法と他の財産法との関連を理解できる。
教科書	担保物権法・債権総論の分野の教科書で、手持ちのものがあればそれを利用して構いません。特に手持ちのものが無いという人は、下記の「参考書・参考資料」を参考にしてください。詳細は第1回講義において説明します。
参考書・参考資料	<ul style="list-style-type: none"> - 入門書として以下のものがある。 [物的担保] 山本敬三監修『民法3担保物権（有斐閣ストゥディア）』（有斐閣、2021年）【最新のテキスト】 平野裕之ほか『民法3担保物権〔第3版〕（有斐閣アルマ）』（有斐閣、第3版、2020） [人的担保] 松岡久和ほか『新プリメール民法3 債権総論〔第2版〕（α ブックス）』（法律文化社、第2版、2020） 森泉章＝鎌野邦樹『債権総論 第4版（民法入門）』（日本評論社、第4版、2020） - より詳細な教科書・体系書として以下のものがある。 [物的担保と人的担保をカバーするもの] 内田貴『民法III 債権総論・担保物権（第4版）』（東京大学出版会、2020） [物的担保]（※物権法を含む） 中舎寛樹『物権法——物権・担保物権』（日本評論社、2022）【最新のテキスト】 淡路剛久ほか『民法II — 物権 第4版補訂（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣、第4版補訂、2019） 近江幸治『民法講義II 物権法』（成文堂、第4版、2020） 石田剛ほか『民法II 物権〔第3版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣、第3版、2019） 安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第3版〕』（有斐閣、第3版、2019） [人的担保]（※債権総論を含む） 野村豊弘ほか『民法III — 債権総論 第4版（有斐閣Sシリーズ）』（有斐閣、第4版、2018） 松尾弘ほか『新ハイブリッド民法3・債権総論』（法律文化社、新版、2018） 中田裕康『債権総論〔第4版〕』（岩波書店、第4版、2020） 山本敬三編『民法4 債権総論（有斐閣ストゥディア）』（有斐閣、2018） - 学習用の判例集として以下のものがある。 潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選I 総則・物権（第8版）』（有斐閣、2018） 中田裕康＝窪田充見編『民法判例百選II 債権（第8版）』（有斐閣、2018） ※『民法判例百選』は、本学の図書館のデータベースで利用できる。
成績評価方法	1 授業への参加度 20% 2 定期試験 80% 到達目標の(1)～(4)について定期試験を行う。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
---	-----	------	------------

1	担保法総論	金銭債権の履行確保の必要性とその手段の概要	予習として（授業前）：「講義内容」で示した事項について教科書等で予習すること。 復習として（授業後）：授業内容を教科書等で確認するとともに、授業で挙げた判例等をもとにして、具体的な事例への適用を練習すること。以下同じ。
2	典型担保物権(1)	留置権・質権	同上。
3	典型担保物権(2)	先取特権	同上。
4	典型担保物権(3)	抵当権(1)——抵当権の内容，目的物の範囲を中心に	同上。
5	典型担保物権(4)	抵当権(2)——抵当不動産の第三取得者との関係・目的不動産上の利用権との調整を中心に	同上。
6	典型担保物権(5)	抵当権(3)——物上代位，共同抵当を中心に	同上。
7	典型担保物権(6)	共同抵当，抵当権の処分，法定地上権，根抵当を中心に	同上。
8	非典型担保(1)	序論・仮登記担保	同上。
9	非典型担保(2)	譲渡担保(1)——序論・不動産譲渡担保	同上。
10	非典型担保(3)	譲渡担保(2)——集合動産譲渡担保・集合債権譲渡担保	同上。
11	人的担保(1)	多数当事者間の債権債務関係(1)——序論・保証	同上。
12	人的担保(2)	多数当事者間の債権債務関係(2)——不可分債務・連帯債務	同上。
13	人的担保(3)	多数当事者間の債権債務関係(3)——保証人・連帯債務者による弁済と求償関係	同上。
14	人的担保(4)	相殺の担保的機能／その他の担保手段	同上。

講義名：55037 民法（不法行為法）

[講義基本情報]

教員:	王 冷然	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>授業は講義形式で行いますが、基本的な事項が理解されているかを確認するため、適宜、受講者に質問をします。</p> <p>内容は、不法行為、事務管理、不当利得を中心としますが、時間があれば、民法の特別法である自動車損害賠償保障法、製造物責任法の重要な部分にも触れます。</p>
到達目標	<p>到達目標は、 共通的到達目標モデルに準拠します。具体的には次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不法行為では、不法行為制度の機能及び目的について説明することができる。 2. 不法行為責任における過失責任、無過失責任、中間責任の考え方を、民法上特別法上の具体例を挙げて説明することができる。 3. 一般不法行為の成立要件とそれぞれの要件に関する判例・学説の立場を理解し、学説と判例の変化を説明することができる。 4. 特殊の不法行為の概要やそれぞれの成立要件およびそれに関する判例・学説の内容を理解し、その変化を説明することができる。 5. 事務管理の概要と成立要件、効果を説明することができる。 6. 不当利得の制度趣旨、それについての考え方の対立に留意しながら、具体例を挙げて説明することができる。 7. 不当利得の類型論の内容とそれぞれの類型の要件、効果について、具体例に即して説明することができる。
教科書	野澤正充『事務管理・不当利得・不法行為』〔第3版〕、日本評論社、2020年
参考書・参考資料	吉村良一『不法行為法』〔第5版〕、有斐閣、2017年 窪田充見『不法行為法』〔第2版〕、有斐閣、2018年 潮見佳男『債権各論Ⅱ 不法行為法』〔第4版〕、新世紀、2021年 潮見佳男『債権法各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得』〔第3版〕、新世紀、2019年 藤岡康宏ほか『民法Ⅳ—債権各論』〔第4版〕、有斐閣、2019年 平野裕之『債権各論Ⅱ 事務管理・不当利得・不法行為』、日本評論社、2019年 近江幸治『民法講義Ⅵ 事務管理・不当利得・不法行為』〔第3版〕成文堂、2018年 窪田充見ほか編『民法判例百選Ⅱ』〔第8版〕、有斐閣、2018年
成績評価方法	①授業参加度 20% ②中間テスト 10% ③定期試験 70%
履修条件	
その他の注意	不法行為法では、とりわけ、判例により確立されたルールを理解が必要となりますので、授業では多くの判例を取り上げます。事前に判例を読んでおく必要があります。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	不法行為序論	本講義の対象である「法定債権関係」とは何かを理解する。不法行為制度の役割および過失責任主義や無過失責任主義を理解する。不法行為の積極的要件と消極的要件について理解する。	教科書の該当頁を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
2	故意・過失要件	故意・過失とは何か、両者の区別の意義について理解する。過失の判断に関する学説・判例の立場を理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。

3	権利・利益侵害要件	権利・利益侵害とは何かを理解する。 「権利侵害から違法性へ」という学説の展開を理解する。 具体的な事例類型における過失の判断について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
4	損害、因果関係要件	損害の概念および種類について理解する。 因果関係とは何か、その有無の判断に関する学説・判例の立場を理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
5	不法行為の効果一般	不法行為の効果一般について理解する。 差止請求権について理解する。 損害賠償の範囲はどのように判断されるかに関する学説・判例の立場を理解する。 損害賠償の方法について理解する。 損害賠償請求者について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
6	損害賠償額の算定および調整	損害賠償額及び慰謝料額がどのようにして算定されるかを理解する。 過失相殺・損益相殺による賠償額の減額調整について理解する。 素因減額に関する判例・学説の立場を理解する。 損益相殺に関する判例の立場を理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
7	責任無能力者の監督責任	責任無能力者の監督者の範囲について理解する。「監督義務」の内容および責任の成立要件について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
8	使用者責任	使用者責任の責任根拠について理解する。 使用者責任の成立要件及び効果について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
9	工作物責任／動物占有者責任	工作物責任の責任根拠について理解する。 工作物責任の成立要件及び効果について理解する。 動物占有者責任について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
10	共同不法行為	共同不法行為責任の成立要件及び効果（の概要）について理解する。 共同不法行為者間の内部関係について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
11	事務管理	事務管理の要件および効果について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
12	不当利得の類型論およびそれぞれの成立要件	不当利得に関する類型論とは何かについて理解する。 不当利得の成立要件について理解する。 類型論におけるそれぞれの成立要件の意味について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
13	不当利得の効果	不当利得の効果について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。
14	特殊な不当利得／三者関係的不当利得	特殊な不当利得の種類について理解する。 不法原因給付(708条)の要件および効果について理解する。 三者関係的不当利得に関する考え方について理解する。	教科書の該当頁及び指示された判例を読み、予習課題を解くこと。 授業終了後に、復習課題を解くこと。

講義名：55039 民法（家族法）

[講義基本情報]

教員:	伊藤 司	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式で行われる。 いわゆる家族法を対象とし、親族の分野では婚姻、離婚、実子、養子など、相続の分野では、相続人、相続分、相続財産の範囲などに関する相続の基本ルール、遺産分割、遺言、遺留分という、理論的ないし実務的に重要な部分に触れる。 授業の進め方は、必要最低限のレクチャーのほか、受講生との双方向あるいは受講生相互の多方向の質疑応答や議論のやり取りを通じて、知識・理解を確認し深めていく。受講生には、前もって予習すべき内容の範囲内で出題されたいくつかの設問や課題につき必要な調査準備が要請される。
到達目標	将来の法曹に必要な家族法に関する基本的な事項（「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民法」の親族・相続部分をその内容とする）につき、正確な理解ができる。また、その知識を利用して実際の問題を解決することができる。
教科書	大伏ほか「親族・相続法 第3版」（弘文堂 2020年）
参考書・参考資料	水野・大村編「民法判例百選Ⅲ 親族相続 第2版」（有斐閣 2018年） 二宮周平「家族法（第5版）」（新世社 2019年） 前田ほか「民法Ⅵ 親族・相続 第5版」（有斐閣 2019年） 内田貴『民法Ⅳ 親族・相続』（補訂版）（東京大学出版会、2004年）
成績評価方法	授業参加度（10%、講義中の発言、○×式の小テスト、欠席回数により評価する）、期末試験（90%）で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	家族・家族と法の総論	家族法における基本的理念の変遷を確認したうえで、民法改正要綱、生殖補助医療技術の発達、婚姻観・親子観の多様化という現代が直面している問題に触れる。 「共通の到達目標」の第4編第1章。	テキスト3～30頁，169～176頁。 民法の一部を改正する法律案要綱（平成8年）
2	婚姻1	婚姻の要件および効力に関する民法のルールを確認し、婚姻意思、夫婦財産関係、761条の日常家事連帯債務と代理権の関係などいくつかの重要な論点に即して、判例学説を解釈論的に検討する。 「共通の到達目標」の第4編第2章第1・2節。	テキスト31～69頁
3	婚姻2	同上	同上
4	離婚	離婚の成立に関する民法のしくみの説明、および、裁判離婚の離婚原因に関する近時の動きを紹介しつつ、離婚の効果としての財産分与請求、子どもとの面接交渉、子の引渡し請求などをめぐる論点を検討する。 「共通の到達目標」の第4編第2章第3節。	テキスト70～110頁
5	婚外関係の法的処理	婚約、内縁、事実婚という婚外関係に対する法的対応の現状を確認し、どのように考えるべきかを検討する。 「共通の到達目標」の第4編第2章第4節。	テキスト111～125頁
6	親子1	嫡出推定、および、同推定を排除するためのものとして嫡出否認制度をはじめ、「推定の及ばない子」法理について判例学説を確認、検討する。あわせて、非嫡出親子関係を作り出す認知制度さらに人工生殖の問題を考える。普通養子および特別養子について、民法のルールを確認する。 「共通の到達目標」の第4編第3章。	テキスト126～168頁
7	親子2	同上	同上

8	親権、後見・保佐・補助、扶養	未成熟子に対する親権、いわゆる成年後見制度の概要を確認し、夫婦、親子をはじめとする親族間扶養をめぐる問題点を検討する。 「共通的到達目標」の第4編第4・5・6章。	テキスト 177～212 頁
9	相続の基本概念1（相続人の範囲、順位、相続分）	相続の基本ルールとしての相続人の範囲、順位、相続分につき確認するとともに、相続欠格、相続人の廃除につき判例学説を検討する。 「共通的到達目標」の第5編第1・2・4章。	テキスト 213～231 頁
10	相続の基本概念2（相続財産）	相続の対象となる財産の範囲につき、確認する。 「共通的到達目標」の第5編第3章第1節。	テキスト 232～243 頁
11	共同相続・遺産分割	共同相続の場合の遺産共有をめぐる法律関係、その解消手続きとしての遺産分割について判例学説を検討する。 「共通的到達目標」の第5編第3章第2・3節。	テキスト 244～302 頁
12	相続権の侵害、相続財産の清算	相続権が侵害された場合の相続回復請求権をめぐる諸問題、および、限定承認、財産分離、相続人不存在の手続について確認する。 「共通的到達目標」の第5編第3章第4節。	テキスト 303～334 頁
13	遺言	自筆証書・公正証書・秘密証書という三つの普通方式の遺言を中心に遺言の方式、および、遺言の撤回について確認する。 「共通的到達目標」の第5編第5章。	テキスト 335～363 頁
14	遺贈、遺言の執行、遺留分	包括遺贈、特定遺贈およびそれらの効力について確認するとともに、遺言の執行に関し、遺言執行者の権限等に触れる。 また、遺留分制度の趣旨、遺留分侵害に対する救済制度としての減殺請求権に関して、さまざまな問題につき判例学説を確認する。 「共通的到達目標」の第5編第6章。	テキスト 364～423 頁

講義名：55166 民法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	伊藤司・平林美紀・王冷然	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式と演習形式を組み合わせた双方向の形式で行われる。 民法についての重要判例や基本問題の研究・検討を行うことによって、上記各分野の基礎知識と基礎理論を再確認し、基礎的学力の向上と定着を図る。
到達目標	共通の到達目標モデル（第2次案修正案）に準拠する。 上記民法の各分野における基礎知識と基礎理論を再確認することができる。 重要判例を研究・検討することによって、その位置づけと理論の仕組みを理解することができる。 基本問題を研究・検討することによって、基礎的な問題発見および解決能力を修得することができる。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示するほか、授業時に配布する。
参考書・参考資料	上記民法の各基本科目において使用した文献・資料を各自参照する。
成績評価方法	定期試験 100%で評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	2022年度の科目責任者は伊藤が担当する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	家族法の重要問題1 伊藤担当 9月21日	相続法の検討 法定相続（春学期の残りの部分）についての検討	春学期の講義に使用した資料を予習しておくこと。
2	家族法の重要問題2 伊藤担当 9月28日	相続法の検討 今回は、遺言制度および遺留分制度について検討します。	同上
3	家族法の重要問題3 伊藤担当 10月5日	相続法の検討	同上
4	契約法の重要問題1 平林担当 10月12日	民法（契約法）では扱えなかった事項や論点について、検討する。	春学期の講義に使用した教科書や資料を読んでおくこと。 詳細は別途指示する。
5	契約法の重要問題2 平林担当 10月19日	同上	同上
6	契約法の重要問題3 平林担当 10月26日	同上	同上
7	契約法の重要問題4 平林担当	同上	同上

	11月2日		
8	契約法の重要問題5 平林担当 11月9日	同上	同上
9	契約法の重要問題6 平林担当 11月30日	同上	同上
10	契約法の重要問題7 平林担当 12月7日	同上	同上
11	不法行為法の重要問題1 王担当 12月14日	民法（不法行為法）では扱えなかった扱えなかった事項や論点について、検討する。	教科書等の該当部分を事前に読んで検討しておくこと。
12	不法行為法の重要問題2 王担当 12月21日	同上	同上
13	不法行為法の重要問題3 王担当 1月11日	同上	同上
14	不法行為法の重要問題4 王担当 1月18日	同上	同上

講義名：55041 商法（会社法）

[講義基本情報]

教員:	永江 亘	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 2 水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>共通到達目標モデル（第二次案）の内容に留意しながら、下記の教科書を用いて、会社法の概説を行う。以下の講義内容のところに記した番号は、授業で取り扱う共通到達目標モデル（第二次案）の項目番号である。共通到達目標モデル（第二次案）は講義計画第1回のところにアップロードしてある。</p> <p>授業は、講義形式を基本とし、双方向形式を取り入れて行う。</p>
到達目標	<p>会社法の基本的事項・重要事項の正確な理解と記憶。</p> <p>具体的な事案に法を解釈・適用し、論理的な解決を導くことができるようになる。</p> <p>共通到達目標モデル（第二次案）の問いに答えることができるようになる。</p> <p>指定テキスト『ひとりで学ぶ会社法』の問いに答えられるようになる。</p>
教科書	<p>伊藤靖史ほか『会社法 リーガルクエスト 第5版』（有斐閣、2021年）</p> <p>久保田大作ほか『ひとりで学ぶ会社法』（有斐閣、2018年）</p> <p>山下友信他編『商法判例集 第8版』有斐閣（2020年）</p> <p>TKC Law Libraryの基礎力確認テスト（共通到達モデルの各項目を対象としたテスト）</p> <p>TKC Law Libraryの過去問</p>
参考書・参考資料	<p>岩原紳作他編『会社法判例百選 第4版』（有斐閣、2021年）</p> <p>黒沼悦郎編『Law Practice 商法 第4版』（商事法務、2020年）</p> <p>神田秀樹『会社法 第23版（法律学講座双書）』（弘文堂、2021年）</p> <p>伊藤靖史他編著『事例で考える会社法 第2版』有斐閣（2015年）</p> <p>落合誠一ほか『会社法 Visual Materials』有斐閣（2011年）</p> <p>江頭憲治郎『株式会社法 第8版』有斐閣（2021年）</p> <p>田中亘『会社法（第3版）』東京大学出版会（2021年）</p> <p>近藤光男編著『基礎から学べる会社法 第3版』弘文堂（2014年）</p> <p>必要であれば、最新判例や雑誌論文・新聞記事等を配布する。</p>
成績評価方法	授業参加度 10%、中間試験 30%、期末試験 60%
履修条件	
その他の注意	受講生の理解度や新たな重要判例・ニュースの発生等により、授業計画の一部や中間テストの日程等に変更が生じる可能性がある。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	会社法総論（1）	会社の概念、会社の類型と種類 会社の概念	教科書の該当ページ、その他配付資料等の予習と復習。次回以降も同様 Legal Quest 会社法 1 -25 頁
2	会社法総論（2）	株式会社の特質等 株式会社の特徴	Legal Quest 会社法 1 - 25 頁
3	計算	計算書類 分配可能額	Legal Quest 会社法 257-306 頁
4	設立（1）	総説 設立手続き	Legal Quest 会社法 26-44 頁
5	設立（2）	特殊な設立と設立中の法律関係	Legal Quest 会社法 39-55 頁
6	設立（3）	違法な設立と責任関係	Legal Quest 会社法 56-61 頁
7	株式（1）	株式と株主の関係	Legal Quest 会社法 62-91 頁

8	株式（2）	株式譲渡自由の原則と株式譲渡の制限・株式の譲渡・	Legal Quest 会社法 92-99
9	株式（3）	担保化・特殊な保有・投資単位の調整	Legal Quest 会社法 100-130 頁
10	株式（4）	株式まとめ	
11	機関総説	機関総説・概説	Legal Quest 会社法 131-136 頁
12	株主総会（1）	株主総会の運営	Legal Quest 会社法 137-167 頁
13	株主総会（2）	株主総会の運営と決議の有効性を巡る諸問題	Legal Quest 会社法 137-167 頁
14	取締役・取締役会（1）	取締役の権利・義務	Legal Quest 会社法 168-191 頁
15	取締役・取締役会（2）	取締役会・代表取締役	Legal Quest 会社法 168-191 頁
16	取締役・取締役会（3）	取締役会・代表取締役	Legal Quest 会社法 168-191 頁
17	会計参与・監査役・監査役会・会計監査人、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社	会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、非取締役設置会社	Legal Quest 会社法 191-216 頁
18	会計参与・監査役・監査役会・会計監査人、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社	会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、非取締役設置会社	Legal Quest 会社法 191-216 頁
19	役員等の損害賠償責任(1)	役員等の会社に対する損害賠償責任、責任免除・軽減 取締役の責任	Legal Quest 会社法 216-251 頁
20	役員等の損害賠償責任(2)、株主代表訴訟	役員等の第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟、 取締役の違法行為の差止め 取締役と会社の関係 取締役の責任 株主による違法行為差止権	Legal Quest 会社法 230-251 頁
21	役員等の損害賠償責任(3)、株主代表訴訟	役員等の第三者に対する損害賠償責任、株主代表訴訟、 取締役の違法行為の差止め 取締役と会社の関係 取締役の責任 株主による違法行為差止権	Legal Quest 会社法 230-254 頁
22	中間テスト	これまでの範囲でテストを実施します。	
23	資金調達（1）	総説・募集株式の発行	Legal Quest 会社法 307-334 頁
24	資金調達（2）	募集株式の発行・新株予約権	Legal Quest 会社法 309-347 頁
25	資金調達（3）	社債	Legal Quest 会社法 348-359 頁
26	組織再編（1）	組織再編総説・手続き	Legal Quest 会社法 369-435 頁
27	組織再編（2）	組織再編の手続き（2）	Legal Quest 会社法 369-435 頁
28	組織再編（3）	買収を巡る諸問題 ・敵対的買収 ・友好的買収 ・MBO	Legal Quest 会社法 444-456 頁

講義名：55042 商法（商法総則・商行為法）

[講義基本情報]

教員:	今泉 邦子	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本科目の範囲は、商法総則および会社法総則ならびに商行為法が定めるある種の営業に特殊な法原則に及びます。</p> <p>法学未修者向けにレクチャー形式で実施する予定です。履修者は授業範囲を、講義資料および教科書で予習することが期待されます。コア・カリキュラム（共通到達目標）の項目で示されている商法総則・商行為法で修得すべき知識は、授業理解度テストを活用して各自自習をしてください。</p> <p>授業の際には、講師と履修者との問答を通して（ソクラテス・メソッド）、重要判例および学説への理解を確認します。</p>
到達目標	<p>商法総則商行為法および会社法総論自体の理論的構造を理解できるようになる。</p> <p>民法などの隣接分野と商法に属する法律の関係を理解できるようになる。</p>
教科書	弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法』（有斐閣、第3版）
参考書・参考資料	<p>江頭憲治郎、山下友信編『別冊 Jurist 商法判例百選』（有斐閣）</p> <p>黒沼悦郎編著『Law Practice 商法』（商事法務、第4版）</p> <p>江頭憲治郎『商取引法』（弘文堂、第5版）</p>
成績評価方法	期末試験（70%）小テスト（30%）。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	商行為および商人 1	商法の意義、ならびに商法の適用範囲を決定する基準となる商行為および商人概念について、その特色および問題点に関する学説判例を解説検討します。	弥永『商法総則商行為法』（以下、弥永とする）1-22 頁を予習してください。
2	商行為および商人 2	第 1 回のつづき	弥永『商法総則商行為法』（以下、弥永とする）1-22 頁を予習してください。
3	商行為および商人 3	第 2 回のつづき 時間に余裕があれば商業登記に進みます。	弥永『商法総則商行為法』（以下、弥永とする）1-22 頁を予習してください。
4	商業登記 1	商人に関する重要事項を記載する商業登記制度の趣旨およびその問題点に関する学説判例を解説検討します。	弥永 23-31 頁を予習してください。
5	商業登記 2	第 5 回のつづき 時間に余裕があれば商号に進みます。	弥永 33-45 頁を予習してください。
6	商号 1	商人の名称である商号とそれに対する保護制度について問題点を指摘し学説判例を解説検討します。 第 1 回小テスト（15 題 15 分 15 点満点）	弥永 33-45 頁を予習してください。
7	商号 2	第 6 回のつづき 時間に余裕があれば商業使用人と代理商に進みます。	弥永 33-45 頁を予習してください。
8	商業使用人と代理商	商人の活動を内部から補助する商業使用人および商人から独立して外部から補助する代理商について、その機能と問題点を指摘し、学説判例を解説検討します。	弥永 67-84 頁を予習してください。 Law Practice 60

		Law Practice 60	
9	商業使用人と代理商	第8回のつづき 時間に余裕があれば商行為と商人の行為に関する規定に進みます。 Law Practice 60	弥永 67-84 頁を予習してください。 Law Practice 60
10	商行為と商人の行為に関する規定 1	商行為と商人の行為として、民法の一般原則に対する特則にあたる商法の規定につき、問題点を指摘し、学説と判例を解説検討します。 Law Practice 62	弥永 85-102 頁を予習してください。 Law Practice 62
11	商行為と商人の行為に関する規定 2 商事売買	第10回のつづき 時間に余裕があれば仲立・取次に進みます。 Law Practice 62	弥永 85-102 頁および 103-107 頁を予習してください。 Law Practice 62
12	場屋営業 1	第2回小テスト（15題15分15点満点） 場屋営業につき、問題点を指摘し学説判例を解説検討します。 Law Practice 65	弥永 153-160 頁を予習してください。 Law Practice 65
13	場屋営業 2	場屋営業につき、問題点を指摘し学説判例を解説検討します。 Law Practice 65	弥永 153-160 頁を予習してください。 Law Practice 65
14	仲立・取次	仲立と取次につき、問題点を指摘し学説判例を解説検討します。	弥永 109-118 頁を予習してください。

講義名：55271 民事訴訟法 I

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法（手続）の概略、体系、基本的論点について、2年春学期・2年秋学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法 I では、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の前半部について扱います。</p> <p>具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくる、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。 2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。 3. 具体的な法的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。 4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる。 5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。
教科書	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷部由紀子『民事訴訟法（第3版）』〔岩波書店〕 ISBN:9784000248907 ・高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣） ISBN:978-4-641-11527-9
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度（授業中の発言：欠席および遅刻は減点）（20%）、定期試験（80%）で評価します。
履修条件	講義はレジユメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	講義ガイダンス、民事訴訟概説	授業の目標・進め方等についてガイダンスを行います。その後、民事紛争とその解決手段（民事訴訟、ADR）、判決手続に付随する手続、判決手続における特別手続、民事訴訟法の沿革、訴訟と非訟、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。特に第1回目の内容は概念的な内容が多いので、事前に教科書をよく読んでおく必要があります。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
2	民事訴訟の基本構造、審理の基本原則	民事訴訟の基本構造、民事訴訟における審理の基本原則（弁論主義、真実義務・完全義務、職権探知主義、釈明権・義務）、事実主張に対する相手方の応答のあり方、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
3	裁判所(1)	裁判所の構成、除斥・忌避・回避、民事裁判権、管轄、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
4	裁判所(2)、当事者	移送、当事者総説、当事者の確定、当事者能力、訴訟能力、弁論能力、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
5	訴訟上の代理人・代表者、訴えの概	法定代理人、法人等の代表者、訴訟代理人、補佐人、訴えの概念・類型、形式的形式訴訟などについて講義し	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで

	念・類型	ます。	下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
6	訴訟要件総説、訴えの利益、	訴訟要件の意義・審理、訴えの利益総説、各種の訴えに共通する訴えの利益、給付の訴えの利益、確認の訴えの利益、形成の訴えの利益、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
7	当事者適格、訴え提起の方式	当事者適格 総論、訴訟担当、判決効が第三者に及ぶ場合の当事者適格、訴え提起の手続、訴え提起後の手続、などについて講義します。	小テストについては、第6回までの学習範囲について復習をしておいてください。講義部分については、教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
8	訴え提起の効果	訴訟係属、二重起訴の禁止（重複訴訟の禁止）、時効完成の猶予効訴、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
9	訴訟物、審判対象に関する処分権主義(1)	訟上の請求（訴訟物）、処分権主義の意義、申立事項と判決事項などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
10	審判対象に関する処分権主義(2)	債務不存在確認請求、一部請求と判決確定後の残額請求、一部請求と過失相殺・相殺の抗弁、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
11	訴訟手続の進行、口頭弁論とその準備等	職権進行主義と手続の進行、期日・期間、送達、訴訟手続の中断・中止、口頭弁論の概念と審理方式に関する諸原則、準備書面、当事者照会、提訴前の証拠収集処分等、争点・証拠整理手続（準備的口頭弁論・弁論準備手続・書面による準備手続）、専門委員制度、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
12	訴訟行為、適時提出主義、弁論の併合等、	訴訟行為の概念・種類、形成権の訴訟の行使、当事者の訴訟行為と表見法理・信義則、訴訟上の合意（訴訟契約）、訴訟上の合意に意思表示の瑕疵がある場合の取扱い、攻撃防御方法の提出時期、口頭弁論の制限・分離・併合・再開、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
13	当事者の欠席、口頭弁論調書と訴訟記録、裁判上の自白	当事者の不熱心訴訟追行、口頭弁論調書、訴訟記録の閲覧・謄写権及び秘密保護、裁判上の自白、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
14	証拠法総論	証拠方法、証拠資料、証拠原因、証拠能力と証明力、直接証拠と間接証拠、証明と疎明、証明度、厳格な証明と自由な証明、訴訟上の証明の対象、証拠申出とその採否、集中証拠調べの意義及び手続、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

講義名：55272 民事訴訟法Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は、講義形式を中心に行いますが、双方向によるやり取りを前提としています。</p> <p>民事訴訟法（手続）の概略、体系、基本的論点について、2年春学期・2年秋学期にかけて講義を行います。このうち、民事訴訟法Ⅱでは、講義計画の内容に従い、民事訴訟法範囲の後半部について扱います。</p> <p>具体的には、条文・判例・学説についての基本的な講義が中心となりますが、適宜、対話形式をも加味して講義を進めていきます。履修者は、予習範囲の教科書をよく読んでくること、事前に示された課題がある場合にはその点について準備してくる、そして講義後には復習問題に取り組むことが求められます。</p> <p>なお、本講義は、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民事訴訟法』を踏まえつつ、具体的授業内容を設定しています。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟手続の流れについて理解することができる。 2. 民事訴訟法の基本概念および基本原則を正確に理解することができる。 3. 具体的な法的問題について、基本概念および基本原則に基づいてアプローチすることができる。 4. 民事訴訟法と実体法との関係についての理解することができる。 5. 複数の法的な基本原則が衝突する場合における法的思考の方法を身につけることができる。
教科書	<ul style="list-style-type: none"> ・長谷部由紀子『民事訴訟法（第3版）』〔岩波書店〕ISBN:9784000248907 ・高橋宏志・高田裕成・畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣）ISBN:978-4-641-11527-9
参考書・参考資料	講義時に適宜指示します。
成績評価方法	授業参加度（授業中の発言；欠席および遅刻は減点）（20%）、定期試験（800%）で評価します。
履修条件	講義はレジュメを基に進めていきます。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	証拠調べ(1)	証人尋問（意義、手続の概要、証人義務と不出頭・虚偽の証言等に対する制裁、証言既拒絶権）、当事者尋問（意義、手続の概要、証人尋問との異同）、鑑定（意義、手続の概要、証人尋問の異同）、書証総論（書証の意義・申出方法の種類、文書の意義・種類・証拠力、文書の成立の真正の意義とその推定）などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
2	証拠調べ(2)	文書提出命令の手続の概要、文書提出義務の範囲）、検証、調査囑託、証拠保全、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
3	自由心証主義、証明責任	自由心証主義（意義及び内容、違法収集証拠、証拠共通の原則、経験則違背に関する上告審のコントロール）、証明責任の意義及び分配基準、本証と反証、証明責任の転換、法律上の推定、相当な損害額の認定、主張・証明の負担の軽減、証明妨害の法理などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
4	裁判総論、判決総論	裁判総論（意義・種類、裁判の自己拘束力、決定、命令）、判決総論（判決の種類、一部判決、裁判の脱漏、訴訟判決と本案判決、中間判決と終局判決、判決の確定、判決の無効）、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

5	既判力(1)	既判力の目的・根拠、既判力の積極作用と消極作用、既判力と訴訟物の関係(先決関係・前提関係、矛盾関係)、既判力の客観的範囲に関する114条1項・2項、判決理由中の判断の後訴に及ぼす影響などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
6	既判力(2)	民事訴訟における既判力の基準時、基準事後における形成権の行使、基準事後に発現した後遺症と既判力、確定判決の変更を求める訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
7	既判力(3)	既判力の主観的範囲について講義します。	小テストは第6回の範囲までの基礎的な確認テストを行います。 講義については、教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
8	執行力・形成力、その他の付随的効力、終局判決に付随する裁判	執行力(広義の執行と狭義の執行)、形成力、仮執行宣言、執行の停止、形成力、付随的効力(反射効等)、事後的効力(証明効、遡及効等)、終局判決に付随する裁判(仮執行宣言、訴訟費用の裁判)等について講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
9	当事者の意思による訴訟の修了	当事者の意思による訴訟の終了総論、訴えの取り下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解、請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
10	複数請求訴訟	請求の客観的併合、訴えの変更、反訴、中間確認の訴え、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
11	通常共同訴訟	共同訴訟総論、通常共同訴訟(意義、共同訴訟人独立の原則、共同訴訟人間での証拠共通)、同時審判申出共同訴訟(制度趣旨、主観的予備的併合の許容性との関係、要件、効果)、共同訴訟人間での証拠共通、同時審判申出共同訴訟(制度趣旨、主観的予備的併合の許容性との関係、要件、効果)、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
12	必要的共同訴訟、訴えの主観的予備的併合	必要的共同訴訟(概念、種類、固有必要的共同訴訟が成立する場合・しない場合、類似必要的共同訴訟、必要的共同訴訟の審判)、訴えの主観的追加的併合、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
13	補助参加、訴訟告知	訴訟参加総論、補助参加(制度趣旨、要件、参加申出手続及びそれに対する異議、補助参加人の訴訟上の地位、補助参加がされた場合の判決の効力)、共同訴訟的補助参加、訴訟告知、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。
14	独立当事者参加、訴訟承継、上訴、簡易裁判所の訴訟手続の特則、略式訴訟手続	独立当事者参加(意義、種類、要件、合一確定の規律)、訴訟承継(総論、当然承継、参加承継・引受承継)、任意的当事者変更、上訴制度総論、控訴審手続、上告審手続、抗告手続、再審、簡易裁判所の訴訟手続の特則、手形・小切手訴訟、少額訴訟手続、督促手続、などについて講義します。	教科書・百選の該当箇所を精読し、事前確認事項に対する解答を用意して、講義に臨んで下さい。また、講義後は、復習課題に各自で取り組んで下さい。

講義名：55049 民法演習 I

[講義基本情報]

教員:	平林 美紀	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は演習形式で行う。 民法総則、債権総則、契約にまたがる広義の契約法および不法行為法の重要判例を検討する。 具体的には、各回の授業において二つの判例を扱うこととし、授業の前半では、一つの判例に関する報告をもとに、質疑応答と解説を行う。授業の後半では、もう一つの判例に関する事例問題を検討する。
到達目標	(1) 広義の契約法および不法行為法の重要判例を理解している。 (2) これら重要判例に関する重要論点について理解している。 (3) 広義の契約法に関する民法改正について理解している。
教科書	これまでの学習で各自が使用してきた教科書を引き続き使用すれば良い。 予習のための資料は、別途配布する。
参考書・参考資料	潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権〔第 8 版〕』(有斐閣、2018 年) 窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選 II 債権〔第 8 版〕』(有斐閣、2018 年)
成績評価方法	授業参加度 20%、定期試験 80%で評価する。
履修条件	
その他の注意	受講者は、あらかじめ、授業で扱う判例と民法改正の項目について、教科書と予習のための資料を読むなどの準備をしておくことが求められる。 報告を担当する回は、参考資料を自ら集めるなどした上で、レジュメを作成することも求められる。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンスと民法 94 条 2 項類推適用	以下の講義内容は共通的な到達目標モデルに準拠している。 (1) ガイダンス (2) 民法 94 条 2 項の類推適用に関する判例 最判昭和 45・9・22 民集 24 卷 10 号 1424 頁 (3) 民法 94 条 2 項・110 条の類推適用に関する判例 最判平成 18・2・23 民集 60 卷 2 号 546 頁	各自が持っている教科書と資料集の該当ページを読んで、予習しておいてください。
2	錯誤と表見代理 (1)	(1) 動機の錯誤に関する判例 最判平成 28・1・12 民集 70 卷 1 号 1 頁 (2) 民法 110 条の基本代理権に関する判例 最判昭和 35・2・19 民集 14 卷 2 号 250 頁	担当者は、指定された判決の事案、判旨、意義について、レジュメを作成する。その他の者は、教科書と資料集を読んで、予習をする。
3	表見代理 (2) と無権代理と相続	(1) 白紙委任状と代理権授与表示に関する判例 最判昭和 39・5・23 民集 18 卷 4 号 621 頁 (2) 無権代理人の本人相続に関する判例 最判平成 5・1・21 民集 47 卷 1 号 265 頁	同上
4	債務不履行	(1) 説明義務違反に関する判例 最判平成 23・4・22 民集 65 卷 3 号 1405 頁 (2) 損害賠償額の算定期間に関する判例 最判昭和 47・4・20 民集 26 卷 3 号 520 頁	同上
5	特定と詐害行為取消権	(1) 種類債権の特定に関する判例 最判昭和 30・10・18 民集 9 卷 11 号 1642 頁 (2) 特定物債権と詐害行為取消権に関する判例	同上

		最判昭和 36・7・19 民集 15 卷 7 号 1875 頁	
6	解除	(1) 複合契約と解除に関する判例 最判平成 8・11・12 民集 50 卷 10 号 2673 頁 (2) 信託関係破壊の法理と解除に関する判例 最判昭和 50・2・20 民集 29 卷 2 号 99 頁	同上
7	売主の担保責任	(1) 売買後に規制された土壌汚染と契約不適合に関する判例 最判平成 22・6・1 民集 64 卷 4 号 953 頁 (2) 数量に関する契約不適合における損害賠償責任に関する判例 最判昭和 57・1・21 民集 36 卷 1 号 71 頁	同上
8	賃貸借 (1) (2)	(1) 他人名義の建物登記と借地権の対抗力に関する判例 最判昭和 41・4・27 民集 20 卷 4 号 870 頁 (2) 立退料の提供申出の時期に関する判例 最判平成 6・10・25 民集 48 卷 7 号 1303 頁	同上
9	賃貸借 (3) と請負 (1)	(1) 賃貸人たる地位の移転に関する判例 最判昭和 46・4・23 民集 25 卷 3 号 388 頁 (2) 損害賠償請求権と報酬請求権との同時履行に関する判例 最判平成 9・2・14 民集 51 卷 2 号 337 頁	同上
10	請負 (2) と不法原因給付	(1) 請負契約における所有権の帰属に関する判例 最判平成 5・10・19 民集 47 卷 8 号 5061 頁 (2) 不法原因給付に関する判例 最判昭和 29・8・31 民集 8 卷 8 号 1557 頁	同上
11	違法性	(1) 景観利益に関する判例 最判平成 18・3・30 民集 60 卷 3 号 948 頁 (2) 修補費用についての不法行為に基づく損害賠償請求に関する判例 最判平成 19・7・6 民集 61 卷 5 号 1769 頁	同上
12	使用者責任と共同不法行為	(1) 使用者の被用者に対する求償に関する判例 最判昭和 51・7・8 民集 30 卷 7 号 689 頁 (2) 共同不法行為と過失相殺に関する判例 最判平成 13・3・13 民集 55 卷 2 号 328 頁	同上
13	差止めと損害賠償額の算定	(1) 差止めに関する判例 最判平成 7・7・7 民集 49 卷 7 号 2599 頁 (2) 事故の被害者が別の事故で死亡した場合の損害額の算定に関する判例 最判平成 8・4・25 民集 50 卷 5 号 1221 頁	同上
14	過失相殺	(1) 過失相殺に関する判例 最判昭和 39・6・24 民集 18 卷 5 号 854 頁 (2) 素因に関する判例 最判平成 8・10・29 民集 50 卷 9 号 2474 頁	同上

講義名：55051 民法演習Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	深川 裕佳	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、演習形式で行われる。 民法のうち、主として担保物権・債権総論の重要テーマに関して、判例や学説の状況を理解したうえで、具体的な事例に取り組む。民法は紛争解決のための叡智の結晶であり、民法の知見を用いて紛争を適切に解決できて、はじめて民法を会得したということができる。そこで、この授業では、事実を正確に読み解き問題解決を導ける力を涵養するため、判例や事例を素材として、双方向・多方向での討論を行うこととする。授業の準備として、授業参加者は、教科書の該当部分や検討対象判例を精読し、事例問題の解答を作成しておくことが求められる。
到達目標	共通的到達目標モデル（第2次案修正案）に準拠する。具体的には以下のとおりである。 (1) 講義計画に記載のテーマについて、学説・判例上、何が争点となり、どのような議論が展開されているかを理解することができる。 (2) 上記のテーマに関する具体的な紛争事例について、民法や民法学の知見を用いて適切な解決方法を導くことができる。
教科書	各自が使用している教科書を使ってください。
参考書・参考資料	潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（総則・物権）〔第8版〕』（有斐閣、2018年） 窪田充見・森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ（債権）〔第8版〕』（有斐閣、2018年） 水津太郎ほか『START UP 民法2 物権 判例30!』（有斐閣、2017年） 田高寛貴ほか『START UP 民法3 債権総論 判例30!』（有斐閣、2017年） 授業で用いるレジュメや演習課題は適宜配布する。
成績評価方法	成績評価方法 授業参加度（演習中の発言等）20%、定期試験 80%
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	抵当権(1) : 物上代位	抵当権者による賃料債権への物上代位権行使について、先取特権における物上代位との異同にも留意しつつ、諸事例における他の債権者との優劣関係を学ぶ。 【検討判例】 最判平成10・1・30 民集52巻1号1頁（百選Ⅰ-88） 最判昭和60・7・19 民集39巻5号1326頁（百選Ⅰ-82） ※第1回は、本授業のガイダンスの意味も含めて、上記テーマについて、民法学習における事例演習の意味、事例問題を解く上で必要な視点について学ぶ。	【予習】レジュメや教科書、参考文献を読んでテーマについて理解を深めたうえで、事例問題の解答を作成すること。 【復習】質疑応答を振り返り、事例問題を検討しなおすこと。 同上。
2	抵当権(2) : 抵当権侵害	抵当権者による妨害排除請求、損害賠償請求、および分離物の返還請求を通じて、抵当権の侵害とは何かを学ぶ。 【検討判例】 最判平成17・3・10 民集59巻2号356頁（百選Ⅰ-89） 最判昭和57・3・12 民集36巻3号349頁（百選Ⅰ-90）	同上。
3	抵当権(3) : 法定地上権	法定地上権の成立要件である「建物の存在」「所有者同一」の意義とその解釈を、さまざまな事案を通して学ぶ。 【検討判例】 最判平成19・7・6 民集61巻5号1940頁（百選Ⅰ-91） 最判平成9・2・14 民集51巻2号375頁（百選Ⅰ-92） 最判平成6・12・20 民集48巻8号1470頁（百選Ⅰ-93）	同上。
4	非典型担保(1) : 不動産譲渡担保	譲渡担保権の実行方法をふまえ、譲渡担保権者が目的物を処分した場合における譲受人と設定者の関係について学ぶ。 【検討判例】 最判昭和46・3・25 民集25巻2号208頁（百選Ⅰ-97）	同上。

		最判平成6・2・22民集48巻2号414頁(百選I-98)	
5	非典型担保(2) : 集合動産・集合債権 譲渡担保	集合動産譲渡担保について、譲渡担保権の成立要件と効力範囲、 後順位担保権の効力を学ぶ。併せて集合債権譲渡担保について も扱う。 【検討判例】 最判平成18・7・20民集60巻6号2499頁(百選I-99) 最判平成13・11・22民集55巻6号1056頁(百選I-100)	同上。
6	非典型担保(3) : 所有権留保	所有権留保について、譲渡担保との異同に留意しつつ、その効 力や譲渡担保との優劣関係等について学ぶ。 【検討判例】 最判平成21・3・10民集63巻3号385頁(百選I-101) 最判平成30・12・7民集72巻6号1044頁	同上。
7	留置権	留置権の効力、とりわけ第三者に対する留置権の主張の当否を、 さまざまな事例を通じて学ぶ。 【検討判例】 最判昭和47・11・16民集26巻9号1619頁(百選I-79)	同上。
8	種類債権・受領遅滞	種類債権について特定の意義や制限種類債権、選択債権との異 同を学ぶとともに、改正後民法における受領遅滞の効果を理解 する。 【検討判例】 最判昭和30・10・18民集9巻11号1642頁(百選II-1) 最判昭和46・12・16民集25巻9号1472頁(百選II-55)	同上。
9	債権者代位権	債権者代位権の成立要件と効果、さらには無資力要件を不要と する代位権について学ぶ。 【検討判例】 最判昭和44・6・24民集23巻7号1079頁(百選II-11) 最判昭和50・3・6民集29巻3号203頁(百選II-12)	同上。
10	詐害行為取消権	詐害行為取消権の法的構成と効果、そして類型化された成立要 件について学ぶ。 【検討判例】 大連判明治44・3・24民録17輯117頁(百選II-14) 最大判昭和36・7・19民集15巻7号1875頁(百選II-15) 最判昭和63・7・19判時1299号70頁(百選II-18)	同上。
11	債権譲渡	債権譲渡について、譲渡制限特約の効力および対抗要件の構造 を学ぶ。 【検討判例】 最判平成9・6・5民集51巻5号2053頁(百選II-25) 最判昭和49・3・7民集28巻2号174頁(百選II-29) 最判平成5・3・30民集47巻4号3334頁(百選II-30)	同上。
12	相殺の担保的機能	相殺が担保として機能することをふまえて、他の債権者との 優劣関係について、従前の判例と改正後民法の内容を学ぶ。 【検討判例】 最大判昭和45・6・24民集24巻6号587頁(百選II-39) 最判昭和50・12・8民集29巻11号1864頁(百選II-28)	同上。
13	保証	保証の基本的性質・効力とともに、根保証に関する民法の諸規 定や解釈を学ぶ。 【検討判例】 最大判昭和40・6・30民集19巻4号1143頁(百選II-22) 最判昭和39・12・18民集18巻10号2179頁(百選II-23) 最判平成24・12・14民集66巻12号3559頁(百選II-24)	同上。
14	連帯債務	連帯債務の効力に関し、連帯債務者間の影響関係と求償関係に	同上。

ついて学ぶ。

【検討判例】

最判平成 10・9・10 民集 52 卷 6 号 1492 頁 (百選Ⅱ-21)
最判昭和 57・12・17 民集 36 卷 12 号 2399 頁 (百選Ⅱ-20)

講義名：55053 商法演習

[講義基本情報]

教員:	今泉 邦子	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>会社法の理論上・実務上重要な部分について、教員と受講者との問答を通して、詳細に学習します。</p> <p>演習で扱う事例問題を授業中に解説する。</p> <p>受講者は、予習として教科書、判例百選およびそれらの事例問題を検討することを要します。復習として、それらの事例問題について、任意に論証チャートおよび答案の提出をする。期末試験は、これらの事例問題の中から出題をします。</p> <p>また、商法および会社法のコア・カリキュラム（共通到達目標）で要求されている知識を身に着けるため、TKC Law Library の短答式問題を解いてもらいます。小テストで、この知識が試されます。</p> <p>会社法の体系、基本的な論点および重要判例を受講者が理解し、会社法の実例問題を解くことで、文章力および考察力を高めることを目的としますので、レポートを複数書くつもりで望んでください。</p>
到達目標	<p>1. この授業では「商法（会社法）」で学んだ知識を更に発展させ、それを具体的な事例に適用して争いを解決する力をつけることができます。</p> <p>2. 会社法は常に、企業をめぐる多数当事者の利害関係の合理的調整をはかっています。この分野では、多数の利害関係人を想定した解釈論を学びます。</p>
教科書	<p>伊藤靖史ほか「リーガルクエスト会社法」（有斐閣）第5版</p> <p>別冊ジェリット会社法判例百選（有斐閣）第4版</p>
参考書・参考資料	<p>黒沼悦郎編著「Law Practice 商法」（商事法務）第4版</p> <p>江頭憲治郎「株式会社法」（有斐閣）第7版</p> <p>田中亘「会社法」（東京大学出版会）第2版</p>
成績評価方法	<p>成績は70%を期末試験により、30%を小テストにより決定します。</p> <p>その他、南山大学および法科大学院のルールに従います。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	株式・募集株式の発行	<p>株式・募集株式の発行に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 1 5 Law Practice 商法 1 6 Law Practice 商法 1 8 Law Practice 商法 2 1 ○</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>
2	株式・募集株式の発行	<p>株式・募集株式の発行に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 1 5 Law Practice 商法 1 6</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>

		Law Practice 商法 1 8 Law Practice 商法 2 1 ○ ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。	
3	株式・募集株式の発行	株式・募集株式の発行に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 1 5 Law Practice 商法 1 6 Law Practice 商法 1 8 Law Practice 商法 2 1 ○ ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。	Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁 各自読む等して、予習をしてください。
4	株式・募集株式の発行	株式・募集株式の発行に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 1 5 Law Practice 商法 1 6 Law Practice 商法 1 8 Law Practice 商法 2 1 ○ ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。	Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁 各自読む等して、予習をしてください。
5	株式・募集株式の発行	株式・募集株式の発行に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 1 5 Law Practice 商法 1 6 Law Practice 商法 1 8 Law Practice 商法 2 1 ○ ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。 小テストを行います。15 題、15 分、15 点満点です	Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁 各自読む等して、予習をしてください。
6	新株予約権	新株予約権に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 1 7 Law Practice 商法 1 8 ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。	Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁 各自読む等して、予習をしてください。
7	新株予約権	新株予約権に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 1 7 Law Practice 商法 1 8 ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。	Legal Quest 会社法【4版】307-348 頁 各自読む等して、予習をしてください。
8	設立	設立に関する事例問題を検討します。 Law Practice 商法 5 ○ Law Practice 商法 6 ※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。	Legal Quest 会社法【4版】26-61 頁 各自読む等して、予習をしてください。
9	設立	設立に関する事例問題を検討します。	Legal Quest 会社法【4版】26-61 頁

	<p>Law Practice 商法 5 ○ Law Practice 商法 6</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p>	<p>各自読む等して、予習をしてください。</p>
10	<p>事業譲渡</p> <p>事業譲渡に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 5 9</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p> <p>小テストを行います。15 題、15 分、15 点満点です</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】 436-444 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>
11	<p>組織再編</p> <p>組織再編に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 5 2 Law Practice 商法 5 3 ○ Law Practice 商法 5 4 Law Practice 商法 5 5 ○</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】(369)390-436 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>
12	<p>組織再編</p> <p>組織再編に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 5 2 Law Practice 商法 5 3 ○ Law Practice 商法 5 4 Law Practice 商法 5 5 ○</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】 (369)390-436 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>
13	<p>組織再編</p> <p>組織再編に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 5 2 Law Practice 商法 5 3 ○ Law Practice 商法 5 4 Law Practice 商法 5 5 ○</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】 (369)390-436 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>
14	<p>組織再編</p> <p>組織再編に関する事例問題を検討します。</p> <p>Law Practice 商法 5 2 Law Practice 商法 5 3 ○ Law Practice 商法 5 4 Law Practice 商法 5 5 ○</p> <p>※Law Practice 商法は、○印の問題を重点的に扱い、かつ期末試験問題候補とします。</p>	<p>Legal Quest 会社法【4版】 (369)390-436 頁</p> <p>各自読む等して、予習をしてください。</p>

講義名：55275 民事訴訟法演習

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は、演習形式で行います。 民事訴訟法講義で修得した基本的な理解を基に、その応用・展開として、民事訴訟法上の重要論点に関する双方向の演習を行います（院生の発言、議論等も求めます）。 本演習は、事例形式の問題を素材に、論点を発見し、関連の最高判決や下級審判決・学説なども加味し、受講者が中心となって議論・考察を行う、いわゆるケースメソッドの授業とします。授業では、報告者は特に定めずに、演習時にアトランダムに解答を求めます。そのため、受講者全員、あらかじめ各設問について十分に検討しておくことが求められます（発言の積極性は授業参加度に反映されます）。
到達目標	民事訴訟法に関する事例・論述問題に対して、問題点を発見し、問題点に関する知識を論理的に展開力できるようになることです。
教科書	三木 浩一 / 山本 和彦『ロースクール民事訴訟法（第5版）』（有斐閣） ISBN: 9784641138100
参考書・参考資料	適宜、演習時またはラーニングシラバスにて指示します。
成績評価方法	授業参加度（演習中の発言・事例分析：欠席および遅刻は減点）（20%）、定期試験（80%）で評価します。
履修条件	積極的な態度で受講されることを希望します。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション、重複訴訟の禁止と相殺の抗弁、送達、訴訟手続の中断	演習の目的・進行についてのオリエンテーションを行ないます。 重複訴訟の禁止と相殺の抗弁、相殺の抗弁、送達・訴訟手続の中断について事例を分析・検討します。 (UNIT 1, 2)	授業内容について基本書・判例を読んだ上で、教科書の設問について、教科書に挙げられた資料等も参考に、解答を用意して下さい。
2	当事者の確定・変更、集団訴訟	当事者の確定、当事者能力、当事者適格を中心に当事者をめぐる各論点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 3, 4)	同上。
3	訴えの利益、宗教法人の内部紛争	訴えの利益、宗教団体の内部紛争をめぐる審判権の限界、法人の内部紛争における当事者適格、について事例を分析・検討します。 (UNIT 5, 6)	同上。
4	処分権主義、筆界確定訴訟	債務不存在確認訴訟、筆界確定訴訟の各論点につき、事例を分析・検討します。 (UNIT 7, 8)	同上。
5	弁論主義・裁判所の訴訟指揮権	自白、当事者の主張しない事実の取り扱い、裁判所の訴訟指揮権をめぐる問題（釈明権、口頭弁論の分離・再開など）について、事例を通して検討します。 (UNIT 9, 10)	同上。

6	口頭弁論の準備・ 事実認定の基礎	争点整理の意義・問題点、要件事実の基礎について事例を分析・検討します。 (UNIT 11, 12)	同上。
7	訴訟における証明	証拠収集手段、文書提出命令等を中心に、事例を分析・検討します。 (UNIT 13, 14)	同上。
8	判決によらない 訴訟の終了、一部 請求	訴訟上の和解、訴えの取下げの合意の効力および一部請求をめぐる問題点を、具体的事例を通して検討します。 (UNIT 15, 16)	同上。
9	既判力の客観的 範囲と上訴の利 益、既判力の時的 限界	既判力の客観的範囲（訴訟物との関係および相殺の抗弁の例外）上訴の利益、既判力の時的限界について、事例を分析・検討します。 (UNIT 17, 18)	同上。
10	既判力の主観的 範囲、定期金賠償 と鑑定	判決効の主観的範囲の意義（相対効の原則）、既判力の拡張（特に口頭弁論終結後の承継人）、反射効、鑑定、定期金賠償をめぐる問題点について事例を分析・検討します。 (UNIT 19, 20)	同上。
11	複数請求訴訟と 控訴、補助参加と 同時審判申出訴 訟	訴えの変更、反訴、複数請求訴訟における控訴、補助参加（特に補助参加の要件および参加的効力）、主観的予備的併合と同時審判申出共同訴訟について事例を分析・検討します。 (UNIT 21, 22)	同上。
12	独立当事者参加・ 訴訟承継	独立当事者参加、訴訟承継について、事例を分析・検討します。 (UNIT 23, 24)	同上。
13	再審と判決の無 効、医療関係訴訟	再審手続の構造、判決の無効の意義・主張方法、医療関係訴訟における訴訟法的问题点、について事例を分析・検討します。 (UNIT 25, 26)	同上。
14	消費者関係訴訟、 知的財産権関係 訴訟	消費者関係訴訟および相続関係訴訟における訴訟法的问题点について、事例を分析・検討します。 (UNIT 27, 30)	同上。

講義名：55139 民事法事例研究 A

[講義基本情報]

教員:	石田 秀博・佐藤 勤	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は演習形式で行われる。 民事訴訟法・商法（会社法）に関する事例をとおして、民事法の理論的な問題を合理的に解決する力を養成する。民事訴訟法・商法（会社法）の両方を考察の対象としながら、具体的な問題を理解して柔軟な解決方法を視野に入れながら、この解決方法を理論的観点からも提示することができるかを検討する。 具体的には、事前に課した事例問題に関する受講生の答案につき、受講生自らの分析と評価を踏まえ、担当教員が指導・添削する
到達目標	民事法の諸問題について、実務を視野に入れながら、解決する能力を獲得するとともに、論文作成能力を高める。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示する。
参考書・参考資料	基本科目の他の授業で使用した文献を各自参照する。なお、その他必要がある場合には、適宜、指示する。
成績評価方法	提出された課題答案の内容、講義における議論参加状況などを判断要素として、PF方式で評価する。
履修条件	民事系の基本科目を民事法研究を除いてすべて履修済み、または履修中であること。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	訴訟の主体（石田）	訴訟の主体（裁判所・当事者）に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第2章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
2	訴訟要件（石田）	訴訟要件に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第3章第2節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
3	訴訟の審理（石田）	訴訟の審理（特に主張・証拠）に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第4章第3節の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
4	訴訟の終了（石田）	訴訟の終了（裁判、訴えの取り下げ、和解など）に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第5章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
5	複雑訴訟（石田）	複雑訴訟（複数請求訴訟、多数当事者訴訟）に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第6章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
6	上訴・再審（石田）	上訴・再審に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第7章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
7	株式（佐藤）	上訴・再審に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）第7章の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
8	資金調達（佐藤）	資金調達に関する事例を検討する。共通の到達目標モデル（第二次修正案）3-3の内容の重要な一部とそれに	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。

		関連する事項を扱う。	課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
9	株主総会 (佐藤)	株主総会に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-2の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
10	取締役・取締役会 (佐藤)	取締役・取締役会に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-4および3-4-5の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
11	取締役と会社の関係 (佐藤)	取締役と会社の関係に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-5の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
12	監査役・計算 (佐藤)	監査役と計算に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-4-7および3-5の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
13	会社の設立 (佐藤)	会社の設立に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-6-1の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。
14	組織再編(佐藤)	組織再編(合併等)に関する事例を検討する。共通的到達目標モデル(第二次修正案)3-7の内容の重要な一部とそれに関連する事項を扱う。	設例について事前に検討しておく。関連する判例・学説について検討・分析をしておく。課題については、講義担当者の事前の指示に従う。

講義名：55141 民事法事例研究 B

[講義基本情報]

教員:	伊藤司・平林美紀・副田隆重・王冷然・深川裕佳	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、双方向形式で行われる。 民法に関する事例をとおして、民事法の理論的な問題を合理的に解決する力を養成する。具体的な問題を理解して柔軟な解決方法を視野に入れながら、この解決方法を理論的観点からも提示することができるかを検討する。
到達目標	民法の諸問題について、実務を視野に入れながら、解決する能力を獲得する。
教科書	特に指定しない。事例、資料は、予め LearningSyllabus 上に提示する。
参考書・参考資料	基本科目の他の授業で使用した文献を各自参照する。
成績評価方法	提出された課題答案の内容、講義における議論参加状況などを判断要素として、PF 方式で評価する。
履修条件	民法系の基本科目を民事法研究を除いてすべて履修済み、または履修中であること
その他の注意	2022 年度の科目責任者は平林が担当する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	婚姻 (伊藤) 9/20	婚姻に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
2	売買契約 (平林) 9/27	売買契約に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
3	物権変動と登記 (副田) 10/4	物権変動と登記に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
4	譲渡担保 (深川) 10/11	譲渡担保における設定者による処分について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
5	権利・利益侵害 (王) 10/18	不法行為の成立要件である権利・利益侵害に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
6	親子 (伊藤) 10/25	親子に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
7	監督義務者責任・使用者責任 (王) 11/8	監督義務者責任・使用者責任に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
8	代理権の不行使 (副田) 11/22	親権者による代理権の濫用に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
9	動産売買先取特権の物上代位と第三者の関係 (深川) 11/29	動産売買先取特権の物上代位権行使と代位目的債権に利害関係を有する第三者との優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。関連する判例について検討分析をしておく。
10	賃貸借契約	不動産賃貸借に関する事例を検討する。借地借家法も	設例について事前に検討しておく。課題提出者

	(平林) 12/6	対象とする。	は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。 関連する判例について検討分析をしておく。
11	相続 (伊藤) 12/13	相続に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。 関連する判例について検討分析をしておく。
12	不法行為における過失相殺 (王) 12/20	過失相殺に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。 関連する判例について検討分析をしておく。
13	動産物権変動 (副田) 1/10	動産物権変動または不法行為に関する事例を検討する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。 関連する判例について検討分析をしておく。
14	相殺と第三者の関係 (深川) 1/17	相殺権者と第三者との優劣関係について、判例等の検討を通して考察する。	設例について事前に検討しておく。課題提出者は予め LearningSyllabus 上に提出しておく。 関連する判例について検討分析をしておく。

講義名：55071 刑法 I

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	火 3 木 3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	4
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>本講義は刑法総論・各論の内容を融合した形で、法学未修者を対象として、刑法の重要論点について講義形式で授業を進めます。受講者には予め講義内容・範囲を詳細に示したレジュメを配付し、受講者はそれに基づき十分に予習をしてくることを前提に授業を進めます。</p> <p>一方的な講義をできるだけ避けるために、受講者に事前に講義に関連する事例問題等の設問を提示し、授業において設問に対する解答を求めながら、双方向の授業を行うようにしたいと考えています。まず、重要判例・学説の分析を通して、刑事司法実務にも対応した刑法解釈論を理解することができるようになることを目標とします。</p>
到達目標	<p>最終的な到達目標は 刑法の基本的概念について理解を深めること 刑法の基本的な問題点について説明することができるようにすること です。</p> <p>具体的な到達目標としては、共通の到達目標モデル第2次案修正案の内容に準拠しています。第1回から第28回までの各回の到達目標については、配付する刑法I講義案に記載してありますので、それを参照してください。</p> <p>まず、刑法の体系的理解を前提として、実務との関連を重視しつつ、刑法解釈学の方法論を理解することが重要です。</p> <p>刑法総論・各論を4単位でカバーするためには効率的に授業を進める必要があるため、学生にも事前に十分な予習をして授業に望むことが求められます。重要判例・学説を理解し、具体的事例の解決について、柔軟に対応する能力を習得することが重要です。</p>
教科書	<p>井田良『講義刑法学・総論（第2版）』（有斐閣・2018年） 井田良『講義刑法学・各論（第2版）』（有斐閣・2020年） 高橋則夫『刑法各論（第3版）』（成文堂・2018年） 西田典之・橋爪隆補訂『刑法各論（第7版）』（弘文堂・2018） 大谷実『刑法講義各論（新版第5版）』（成文堂・2019） （各論はどれか1冊選択してください。上記以外の教科書を利用してもかまいません。）</p> <p>事前に刑法I教材を配付します。</p>
参考書・参考資料	<p>裁判所職員総合研修所監修『刑法総論講義案（4訂版）』（司法協会・2016） 幕田英雄『捜査実例中心刑法総論解説（第2版）』（東京法令出版・2015年） 司法研修所検察教官室『捜査実例中心刑法各論解説』（東京法令出版・2020年） 池田修・金山薫編『新実例刑法〔各論〕』（青林書院・2011年） 池田修・杉田宗久『新実例刑法〔総論〕』（青林書院・2014年） 刑法判例百選I（総論第8版）・II（各論第8版）（有斐閣、2020年）</p>
成績評価方法	<p>定期試験と中間テストの結果で判断します。定期試験6割、中間テスト4割として評価します。中間テストは第16回授業終了時頃の時期に実施します。</p>
履修条件	<p>特にありません</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	刑法の基礎理論と刑事法の全体構造	<p>犯罪論の基礎理論について説明し、刑法の存在意義、犯罪論の体系、犯罪の本質を巡る結果無価値論と行為無価値論の対立について検討します。</p>	<p>指定された文献を予習しておいて下さい。</p>

2	実行行為の概念 不作為犯論・間接 正犯論	実行行為の概念について、不作為犯・間接正犯の概念について検討する。不作為犯については、不真正不作為犯を中心として、不作為犯の構造、作為義務、不作為の因果関係について検討する。間接正犯については、その概念を中心に、具体的な適用事例について検討する。	指定された参考文献、授業で取り上げる判例及び判例評釈を熟読しておいて下さい。
3	因果関係論	因果関係の基礎となる条件関係について説明したうえで、条件説と相当因果関係説さらに客観的帰属論について検討し、判例における相当性の判断基準について検討します。	指定された参考文献、関連する最高裁判例及び調査官の判例解説を熟読しておいて下さい。
4	故意論	故意の内容・種類(特に未必の故意と認識ある過失の区別)、故意の成立に必要な事実の認識について検討します。	指定された参考文献及び関連する重要判例を予習しておいて下さい。
5	事実の錯誤論	具体的事実の錯誤と故意の個数について学説・判例を分析し、抽象的事実の錯誤については故意の成立と構成要件の重なり合いについて検討します。	指定された参考文献、関連する最高裁判例等及び判例解説を熟読しておいて下さい。
6	違法性の意識と違法性の錯誤	故意と違法性の意識の関係について学説・判例を分析し、違法性の錯誤について論じます。(第11回 責任論 参照)	指定された参考文献、重要判例を予習しておいて下さい。
7	過失犯論	過失の意義を説明し、旧過失論と新過失論の関係、過失犯の成立要件、危険の引き受け、監督過失について検討します。	指定された参考文献、重要判例・判例解説を予習しておいて下さい。
8	正当防衛論	正当化の根拠と正当防衛の成立要件について説明し、侵害の不正性(対物防衛論)、判例を素材として急迫性の概念と積極的加害意思との関係、防衛の意思について論じる。違法性阻却事由の錯誤(誤想防衛)についても検討します。	指定された参考文献と重要判例・判例解説を熟読しておいて下さい。
9	緊急避難論	緊急避難の法的性格と成立要件について説明し、正当防衛と緊急避難の限界について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
10	正当行為と被害者の承諾	正当行為一般について説明し、被害者の承諾について、同意の効果や同意傷害・自殺関与罪との関連について論じます。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
11	責任論	責任主義と規範的責任論について説明し、責任能力と原因において自由な行為について検討します。(第6回 違法性の意識と違法性の錯誤 参照)	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
12	未遂犯論	実行の着手の意義と判断基準について判例を素材に検討し、不能犯と危険概念、中止犯の法的性格と成立要件について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
13	共犯論Ⅰ 正犯と共犯・共同 正犯	正犯と共犯・共同正犯について検討する。正犯と共犯の概念について理論的な説明を加える。共同正犯については、その意義と成立要件について説明し、共謀共同正犯、承継的共同正犯、過失犯の共同正犯、予備の共同正犯等について検討する。	指定された参考文献と判例・判例解説を一読しておいて下さい。
14	共犯論Ⅱ 教唆犯と幫助犯・ 共犯と身分	教唆犯と幫助犯の成立要件、教唆犯の意義と未遂の教唆、幫助犯の意義と幫助の因果性、幫助犯と共同正犯の区別、身分の意義と65条1項と2項の解釈について検討する。	指定された参考文献と判例・判例解説を熟読しておいて下さい。

15	共犯論Ⅲ 共犯の諸問題	不作為と共犯、共犯と錯誤、共犯からの離脱、共同正犯と正当防衛について検討します。	指定された参考文献と判例・判例解説を予習しておいて下さい。
16	罪数論 刑罰論	単統一罪、法条競合、包括一罪、科刑上一罪、併合罪について解説します。 刑罰の基礎理論、刑罰の執行等について解説します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
17	生命身体に対する罪	生命・身体に対する侵害犯と生命・身体に対する危険犯について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
18	自由・性的自由に対する罪	「自由」を保護法益とする犯罪と「私的領域」を保護法益とする犯罪、性的自由に対する罪（強制わいせ罪つ・強制性交等罪）について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
19	名誉毀損罪 信用毀損罪 業務妨害罪	名誉毀損を中心に、名誉の意義、真実性の証明を検討する。信用毀損罪及び業務に対する罪についても検討します。	指定された参考文献と最高裁判例を予習しておいて下さい。
20	財産犯Ⅰ 財産犯総論と窃盗罪（器物損壊罪及び盗品関与罪を含む）	財産犯の保護法益、窃盗罪の成立要件、不法領得の意思と財物の概念、占有の概念、毀棄罪、盗品関与罪、親族相盗例等について順次検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
21	財産犯Ⅱ 強盗罪	強盗罪の本質、1項強盗と2項強盗、事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷罪について順次検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
22	財産犯Ⅲ 詐欺罪・恐喝罪	詐欺罪と恐喝罪の成立要件を検討し、関連するクレジットカード詐欺、権利行使と恐喝罪の成否について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
23	財産犯Ⅳ 横領罪・背任罪	横領罪と背任罪の成立要件を検討し、横領罪と背任罪の関係について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
24	公共の安全に対する罪・風俗に対する罪	放火罪を中心に公共危険犯について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
25	偽造罪Ⅰ	文書偽造罪を中心に検討する。文書・電磁的記録の意義、保護法益（形式主義と実質主義）、作成名義人、偽造の概念について論じ、各犯罪類型について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
26	偽造罪Ⅱ	その他の偽造罪（通貨偽造罪、有価証券偽罪、支払用カード電磁的記録不正作出等の罪）について検討します。	指定された参考文献と判例を一読しておいて下さい。
27	国家的法益に対する罪Ⅰ	公務執行妨害罪及び司法手続きの保護に関して検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。
28	国家的法益に対する罪Ⅱ	賄賂罪及び職権濫用罪を中心に公務員等の犯罪について検討します。	指定された参考文献と判例を予習しておいて下さい。

講義名：55073 刑法Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	大山 徹	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	既修者一年次の学生を対象にした講義として、刑法の特に重要な論点を取り上げます。刑法総論・刑法各論上の主要論点を検討・考察します。学説上の対立が激しい問題であっても、実務上ほとんど争われていない論点を取り上げないことにします。すなわち、実務の対応が異なる論点や学説と実務の結論が大きく異なる論点を中心に講義で論じていきます。また、古典的な論点だけでなく、最近の司法実務が突きつけた諸問題も積極的に取り扱う予定です。それぞれの問題と論点について、具体的な事例や文献を素材として、ソクラティック・メソッドによって展開する講義です。したがって、受講者の積極的な参加・関与が当然の前提となります。なお、14回の講義回数になります。この点には留意して下さい。
到達目標	それぞれの問題や論点について、1. どのような対立が見られるのか、2. 対立点についてどのような具体的な判断がなされているのか、を確認したうえで、3. 対立をもたらす理論的背景を明らかにし、4. 妥当な解決の方向性（解釈論または立法論）を提示することを目標にします。各回の講義における到達目標については、「共通的到達目標」の関連部分を講義概要に示します。時間の関係上、すべての「共通的到達目標」をカバーすることは不可能であるため、講義で取り扱えない部分については、各自が自学自習によって確実なものとするのが求められます。
教科書	井田良『講義刑法学・総論 第2版』（有斐閣、2018年） 井田良『講義刑法学・各論 第2版』（有斐閣、2020年）
参考書・参考資料	井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法〔第5版〕』（日本評論社、2019年） その他、刑法総論および刑法各論の標準的教科書（著者は問わない） 判例百選刑法Ⅰ総論・Ⅱ各論（第8版）
成績評価方法	授業参加度（20%）と定期試験の成績（80%）によって評価します。
履修条件	未修者コース在籍者については、未修者向けの刑法Ⅰの単位を修得済みであることが必要です。この点は注意して下さい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	結果帰属と因果関係	最高裁判例（大阪南港事件）を契機に大きく転換を遂げた因果関係論の現在の姿を確認し、具体的な事例における客観的帰属の判断ポイントを明らかにします。 「共通的到達目標」の第1編第2章1・2・3・4の各節。	教科書の第1章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
2	不作為犯	いわゆる不真正不作為犯を処罰する場合、どのような要件が充足されるべきかを検討し、現代型犯罪への対処を検討します。 「共通的到達目標」の第1編第2章1・2・3・4の各節。	教科書の第2章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
3	正当防衛と緊急避難	緊急避難との比較にもとづいて、正当防衛の成立要件を確認するとともに、個々の論点を具体的に検討します。 「共通的到達目標」の第1編第3章1・4・5の各節。	教科書の第4章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
4	過失犯	過失犯の体系を確認したうえで、個別的論点について検討します。 「共通的到達目標」の第1編第2章6・7の各節。	教科書の第7章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
5	未遂犯・不能犯・中止犯	結果発生に至らなかった行為の扱いについて確認したうえで、未遂犯、不能犯、中止犯の法的性格を明らかにするとともに、個別的な論点を検討します。 「共通的到達目標」の第1編第5章。	教科書の第8章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をします。
6	共同正犯・間接正	複数の者が関与することによって完成する犯罪の形	教科書の第9章を読むとともに、当該テーマ

	犯・共犯行為	態について確認したうえで、それぞれの理論的根拠と個別的な論点を検討します。 「共通的到達目標」の第1編第6章1・2・3の各節。	について基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
7	共犯をめぐる諸問題	共犯の従属性、共犯と身分を中心に、共犯をめぐる諸問題について検討します。 「共通的到達目標」の第1編第6章4節。	教科書の第10章および第11章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
8	生命・健康の保護	生命・身体に対する罪を中心として、個別的な論点を検討します。 「共通到達目標」の第2編第1部第1章。	教科書の第13章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
9	刑法における財産の保護、窃盗罪・強盗罪	民法上の財産概念と刑法上の財産保護の異同を確認したうえで、窃盗罪と強盗罪の重要な論点を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第1部第6章1・2・3の各節。	教科書の第16章、第17章、第18章を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
10	詐欺罪	詐欺罪の構造（詐欺行為、錯誤、処分行為）を確認したうえで、具体的な事例を素材にその判断方法を考えます。 「共通的到達目標」の第2編第1部第6章4・5の各節。	教科書の第19章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
11	横領罪と背任罪	いずれも信任違背を本質とする両罪について、その関係を確認するとともに、それぞれの成立要件を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第1部第6章6・7の各節。	教科書の第20章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
12	放火罪	放火罪における焼損概念、建造物の意義を中心として、各放火罪類型の成立要件を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第2部第1章1・3の各節。	教科書の第22章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
13	偽造罪	文書偽造罪を中心として、偽造の意義、各偽造罪の客体など、重要な論点について検討します。 「共通的到達目標」の第2編第2部第2章第2節。	教科書の第23章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。
14	公務員犯罪	賄賂罪を中心として、公務員による犯罪（汚職罪）の重要な論点を検討します。 「共通的到達目標」の第2編第3部第2章1・3・4の各節。	教科書の第24章、を読むとともに、当該テーマについて基本的な質問に答えられるように予習をしてきます。

講義名：55168 刑法基礎研究

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	1
その他の教員:		開講時限:	木 4
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は講義形式と演習形式を融合した形で実施する。 刑法総論・各論の諸問題について刑法 I で履修した内容をさらに深め、刑法に関する基本的な思想・諸原則・理論構造を着実に理解し、資格試験に対応する基本的な知識を修得することを目標として授業を行う。 刑法基礎研究講義案を配付し、講義案の諸事例の検討を通して、刑法総論・各論の基礎知識の確認を行う。
到達目標	共通的到達目標に準拠し、刑法に関する基本原則・理論構造について基本的な理解を深めることができる。 刑法の諸問題について、条文の解釈論を展開し、適切な事例解釈能力を修得することができる。
教科書	刑法 I 講義案 刑法基礎研究講義案
参考書・参考資料	井田良『入門刑法学・総論（第2版）』『入門刑法学・各論（第2版）』（有斐閣・2018） 井田良『講義刑法学・総論（第2版）』（有斐閣・2018）『講義刑法学・各論（第2版）』（有斐閣・2020）
成績評価方法	定期試験（100%）で評価する。
履修条件	特になし。
その他の注意	特になし。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	刑法の存在意義・ 刑法の基本原則・ 刑罰法規の解釈 と適用	<p>応報と犯罪予防、犯罪と保護法益、行為主義、罪刑法定主義、責任主義、刑罰法規の本質、刑罰法規の解釈刑罰法規の適用に関する諸問題を検討する。</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2節 罪刑法定主義</p> <p>○罰則は法律で定めなければならないとの法律主義の意義を理解し、命令への罰則の委任の限界及び条例における罰則制定の可否について、その概要を説明することができる。</p> <p>○刑法で類推解釈が許されないことの趣旨を理解し、類推解釈と拡張解釈の限界について、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○遡及処罰（事後法）の禁止の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○罰則が広すぎるため、又は、あいまい不明確であるために違憲無効とされる理由とその要件について理解し、その概要を説明することができる○罪刑均衡の要請について理解し、その概要を説明することができる</p> <p>第9章 刑法の適用範囲</p> <p>第1節 刑法の時間的適用範囲</p> <p>○犯罪時の意義を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○犯罪後の刑の廃止・刑の変更の意義を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 刑法の場所的適用範囲</p> <p>○国内犯の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる</p> <p>○国外犯処罰の趣旨を理解し、その概要を説明することができる。</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
2	犯罪論の基本的な考え・構成要件	犯罪論の存在意義、犯罪論の概念、犯罪の本質、結果無価値論と行為無価値論、構成要件の意義と機能、構成要件の要素、犯罪の分類を検討する。	授業内容について予習し、課題について検

	<p>をめぐって</p> <p>第2回 犯罪論の基本的な考え・構成要件をめぐって</p> <p>第3節 犯罪論の体系 ○構成要件該当性・違法性・責任という犯罪論の体系、それによって犯罪の成否を判断することの意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2章 犯罪の積極的成立要件 第1節 主体 ○業務主（自然人・法人）処罰規定の適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 実行行為 ○実行行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○間接正犯の意義を理解し、強制され、又は欺かれた被害者の行為を利用する事例や第三者の行為を利用する事例等についてそれを具体的に当てはめ、判断することができる。</p> <p>第3節 結果（講義案15頁以下参照） ○行為の客体と保護法益の違いについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○侵害犯と危険犯の概念について理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>○継続犯と状態犯の違いを理解し、犯罪の終了時期について、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>○結果的加重犯の意義について理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>第5節 不作為犯（講義案20頁以下参照） ○不作為犯の意義と種類について理解し、その概要を説明することができる。 ○不真正不作為犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○不真正不作為犯における作為義務の根拠について理解し、具体的事例に即してその有無を判断することができる。 ○不作為犯における因果関係の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	<p>討すること。</p>
3	<p>未遂犯と既遂犯</p> <p>刑法における因果関係、未遂犯をめぐるとの問題を検討する。</p> <p>第3回 未遂犯と既遂犯</p> <p>刑法における因果関係 第2章 犯罪の積極的成立要件 第4節 因果関係 ○実行行為と結果との間に必要となる因果関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○因果関係を認めるために必要となる実行行為と結果との間の事実的な関係について、その内容を理解し、具体的事例に即してその存否を判断することができる。 ○実行行為から結果発生までの間に介在する諸事情（被害者の素因、被害者の行為、第三者の行為、犯人の行為など）の因果関係判断における意義を評価し、具体的事例に即して因果関係の存否を判断することができる。</p> <p>未遂犯をめぐるとの問題 第5章 未遂犯 第1節 総説 ○未遂犯はなぜ処罰されるかに関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。 ○未遂犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討すること。</p>

	<p>第2節 実行の着手</p> <p>○実行の着手に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○主要な犯罪類型（たとえば、殺人罪、強姦罪、窃盗罪、放火罪など）における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○間接正犯・離隔犯における実行の着手時期を具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 不能犯</p> <p>○不能犯に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○未遂犯と不能犯との区別を具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 中止犯</p> <p>○中止犯における刑の必要的減免の根拠に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○中止犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○「犯罪を中止した」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○「自己の意思により」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
4	<p>故意・錯誤と過失</p> <p>故意について、錯誤について、過失について検討する。</p> <p>第4回 故意・錯誤と過失</p> <p>第6節 故意</p> <p>○故意があるというためにはどのような事実について、どのように認識・予見する必要があるか理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○未必の故意と認識ある過失の区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○予見していた客体とは異なる客体に法益侵害が生じた錯誤事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○因果経過について錯誤が生じた事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○認識・予見した事実と発生した事実とが異なる構成要件に属する事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第7節 過失</p> <p>○38条1項ただし書の趣旨について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○過失犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○注意義務の意義と内容について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○予見可能性の内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○注意義務違反と結果の間に必要とされる関係について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○信賴の原則の内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○監督者・管理者がいかなる場合に過失責任を負うかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>
5	<p>違法性とその阻却</p> <p>違法性の基礎理論、違法性阻却事由の統一的原理、各違法性阻却事由の概観について検討する。</p> <p>第5回 違法性とその阻却</p> <p>第3章 違法性阻却事由</p> <p>第1節 違法性と違法性阻却</p> <p>○違法性とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>⇒違法性の概念＝行為が実質的に全体としての法秩序に違反すること（判例</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

	<p>実務)。 違法性の実質については、行為無価値論(規範違反説)と結果無価値論(法益侵害説)の対立がある。実務的・通説的には、違法性とは、社会的相当性を逸脱した法益侵害またはその危険(違法二元論)と説明される。</p> <p>○構成要件に該当した行為の違法性が阻却される根拠をめぐる基本的な考え方を理解し、その概要を説明することができる。 ⇒違法性阻却の根拠=実務・通説では、行為の違法性が阻却される根拠は、その行為が社会的相当性の範囲内にある、すなわち社会的に相当な行為であり社会から許容されるからと説明される。なお、結果無価値論では、行為に法益侵害性がないからと説明される。</p> <p>○明文にない違法性阻却事由を認めることができるかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 法令行為・正当業務行為 ○法令行為が違法性阻却事由とされる趣旨を理解し、その概要を説明することができる。 ○正当業務行為の諸類型について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 被害者の同意(承諾) ○被害者の同意があるときに犯罪の成立が否定される根拠を理解し、その概要を説明することができる。 ○被害者の有効な同意が認められる要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○推定的同意が違法性阻却事由となる根拠及び要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 正当防衛 ○正当防衛が違法性阻却事由となる根拠について理解し、その概要を説明することができる。 ○侵害の急迫性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○侵害の不正性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○防衛の意思の要否及び内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○行為者が侵害を予期していた場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○行為者自らが不正の侵害を招致した場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○過剰防衛が刑の任意的減免事由とされる根拠を理解し、その成否について具体的事例に即して説明することができる。 ○誤想防衛、誤想過剰防衛の諸類型及びその法的処理について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第5節 緊急避難 ○緊急避難の法的性格をめぐる基本的な考え方を理解し、その概要を説明することができる。 ○「現在の危険」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○害の均衡の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○行為者自らが現在の危険を招致した場合における緊急避難の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
6	<p>責任とその阻却 責任の基礎理論、責任主義について検討する。</p> <p>第6回 責任とその阻却</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

	<p>第4章 責任阻却事由</p> <p>第1節 総説</p> <p>○責任とは何かについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○責任阻却事由にどのようなものがあるかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○適法行為の期待可能性について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 責任能力</p> <p>○責任能力が必要とされる理由について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○心神喪失、心神耗弱の意義及び判断方法を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○行為者自らが精神障害を招き、実行行為を開始する時点で責任能力が失われ、又は、著しく低下していた場合における刑法39条の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 違法性の意識</p> <p>○事実の錯誤と違法性の錯誤を区別することにどのような意義があるかを理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○違法性の意識を欠く場合における犯罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
7	<p>正犯論と共犯論、単独正犯と狭義の共犯、共同正犯について検討する。</p> <p>第7回 正犯と共犯</p> <p>第6章 共犯</p> <p>第1節 総説</p> <p>○共犯の類型について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○いかなる時点から共犯が処罰できるかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○必要的共犯（集団犯・対向犯）に対する共犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第2節 共同正犯</p> <p>○共同正犯の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○直接には実行行為を分担していない者の共同正犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共同正犯と他の関与類型との区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3節 教唆犯・幫助犯</p> <p>○教唆犯の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○幫助犯の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○教唆犯・幫助犯が成立するために正犯に必要とされる要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○幫助の因果性に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4節 共犯の諸問題</p> <p>○65条における身分の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○65条1項と2項の関係についての主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○片面的共犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○承継的共犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共犯関係の解消・離脱が認められる要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共犯に対する中止犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

		<p>することができる。</p> <p>○過失犯に対する共同正犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○結果的加重犯に対する共犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○予備罪に対する共犯規定の適用の可否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○不作為による幫助犯の成立範囲について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共同正犯における正当防衛・過剰防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○共犯における錯誤について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
8	罪数論と刑罰論	<p>犯罪の個数と犯罪の競合、刑の加重と減軽（法定刑から処断刑）、量刑の判断について検討する。</p> <p>第8回 刑罰論と罪数</p> <p>第1章 刑法の基礎理論</p> <p>第1節 総説</p> <p>○刑罰の目的に関する主要な見解を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○刑の種類・内容について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○法定刑、処断刑、宣告刑の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○刑の執行猶予の趣旨及び要件を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第7章 罪数</p> <p>第1節 犯罪の個数</p> <p>○犯罪の個数を決定する基準に関する見解を理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 罪数の諸形態</p> <p>○法条競合の意義と種類を理解し、具体的犯罪に即して説明することができる。</p> <p>○包括一罪の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○不可罰的（共罰的）事後行為・事前行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○観念的競合の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○牽連犯の意義と成立要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○いわゆる「かすがい現象」の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○併合罪の意義を理解し、その概要を説明することができる。</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。
9	刑法による生命・身体保護・被害者の同意をめぐる諸問題と自由とその保護	<p>生命保護のための処罰規定の概観、傷害の概念、暴行罪・傷害罪・傷害致死罪、過失致死傷罪、被害者の同意の正当化根拠、同意傷害の違法性、推定的同意、同意の有効性の限界、脅迫罪と逮捕監禁罪、強制わいせつ罪、強姦罪、住居侵入罪について検討する。</p> <p>第9回 刑法による生命・身体保護・被害者の同意をめぐる諸問題と自由とその保護</p> <p>第2編 各則</p> <p>第1部 個人的法益に対する罪</p> <p>第1章 生命・身体に対する罪</p> <p>第1節 殺人罪</p> <p>○人の始期及び終期の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p>	授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。

る。
○自殺関与罪及び同意殺人罪の処罰根拠について理解し、その概要を説明することができる。
○殺人罪と自殺関与罪・同意殺人罪の区別について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 暴行罪・傷害罪

○暴行の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○傷害の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○暴行罪と傷害罪の関係について理解し、その概要を説明することができる。
○同意傷害の可罰性の有無について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○同時傷害の特例の趣旨について理解し、その適用要件及び適用範囲を説明することができる。

第3節 危険運転致死傷罪⇒特別法に移行

○危険運転致死傷罪の罪質について理解し、その概要を説明することができる。
○危険運転致死傷罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 凶器準備集合罪

○凶器準備集合罪・結集罪の罪質について理解し、その概要を説明することができる。
○凶器準備集合罪・結集罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 過失致死傷罪

○業務上過失の意義について理解し、その概要を説明することができる。
○重過失の意義について理解し、その概要を説明することができる。
○自動車運転過失⇒過失運転の意義について理解し、その概要を説明することができる。⇒特別法に移行

第6節 堕胎罪

○堕胎の罪の諸規定と母体保護法等の違法性阻却事由について理解し、その概要を説明することができる。
○堕胎の意義について理解し、その概要を説明することができる。
○胎児性致死傷の意義について理解し、その概要を説明することができる。

第7節 遺棄罪

○遺棄罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。
○遺棄罪の客体について理解し、その概要を説明することができる。
○遺棄及び不保護の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○保護責任者遺棄罪における「保護する責任のある者」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2章 自由に対する罪

第1節 脅迫罪・強要罪

○脅迫罪及び強要罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
○脅迫罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○強要罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 逮捕・監禁罪

○逮捕・監禁罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。
○逮捕・監禁の意義について理解し、その概要を説明することができる。

	<p>第3節 略取・誘拐・人身売買罪 ○略取・誘拐・人身売買罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。 ○略取・誘拐の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○未成年者略取・誘拐罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。 ○身の代金目的拐取罪の「安否を憂慮する者」の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第4節 性的自由に対する罪⇒法改正が予定される ○強制わいせつ罪及び強姦罪の保護法益と成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○強制わいせつ等致死傷罪の成立要件として、死傷結果がどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3章 住居侵入罪 ○住居侵入罪の保護法益・罪質について理解し、その概要を説明することができる。 ○侵入の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○住居侵入罪の客体について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○違法目的を秘して立ち入った場合における住居侵入罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4章 秘密・名誉に対する罪 第1節 秘密に対する罪 ○信書開封罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○秘密漏示罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 名誉に対する罪 ○「名誉」の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○名誉毀損罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公共の利害に関する場合の特例規定の法的性格と要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○「公共の利害に関する事実」を真実であると誤信した場合の刑事責任について説明することができる。 ○侮辱罪の保護法益・成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第5章 信用・業務に対する罪 ○信用毀損罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○業務妨害罪における業務の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公務に対する業務妨害罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○偽計・威力及び「妨害した」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○電子計算機損壊等業務妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p>	
10	<p>財産犯総論 刑法における財産の保護、財産犯の保護法益、不法領得の意思について検討する。</p> <p>第1節 財産犯総論 ○個別財産に対する罪と全体財産に対する罪、領得罪と毀棄罪、移転（奪取）罪と非移転（非奪取）罪、盗取罪と交付罪の区別など、財産犯の体系について理解し、その概要を説明することができる。 ○財物の意義に関し、有体性の要否について理解し、具体的事例に即して説</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

明することができる。
○人の身体やその一部、死体・埋葬物が財産犯の対象となりうるかについて理解し、その概要を説明することができる。
○財物の意義に関し、財産的価値について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 窃盗罪

○窃盗罪の保護法益に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○刑法における占有（所持）の意義について理解し、その有無を具体的事例に即して説明することができる。
○複数の者が物の支配に関与している場合における占有の帰属について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○人の死亡後に財物奪取意思を生じて財物を奪取した場合における窃盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○窃盗罪における窃取の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗罪における不法領得の意思のうち権利者排除意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗罪における不法領得の意思のうち利用処分意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗罪の既遂時期について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○不動産侵奪罪における占有及び侵奪の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○親族間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 強盗罪

○強盗の罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗の手段である暴行・脅迫の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗罪における強取の要件について理解し、その概要を説明することができる。
○いわゆるひったくりの場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗既遂罪の成立要件として相手方の反抗が現実には抑圧されたことが必要となるかについて理解し、その概要を説明することができる。
○暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧した後に財物奪取意思を生じ、その意思を実現した場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○違法な債務を免れるために暴行・脅迫を加えた場合における強盗利得罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○事後強盗罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○窃盗の後になされた暴行・脅迫のみに情を知って関与した第三者の刑事責任について理解し、その概要を説明することができる。
○刑法 240 条の罪の成立に関して、死傷の結果に故意が及んでいる場合を含むか、それがどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、その概要を説明することができる。
○刑法 240 条の罪の未遂が成立する場合について理解し、その概要を説明することができる。
○強盗予備の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 詐欺罪

○国家・地方公共団体を相手方とする詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○人を欺く行為の要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○積極的に虚偽の事実を告げずに取引を行う場合における詐欺罪の成否につ

いて理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○詐欺罪における交付行為（処分行為）の要件について理解し、その概要を説明することができる。
○欺かれた者が処分する利益の内容を具体的に認識していない場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○欺かれて財物を交付する被害者の行為が不法原因給付にあたる場合の詐欺罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。
○欺かれた者が相当対価物を得て財物を交付した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○欺いて証明書その他の文書を不正に取得した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○詐欺利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○いわゆる三角詐欺の場合における詐欺罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○電子計算機使用詐欺罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 恐喝罪

○恐喝罪の手段としての恐喝の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。
○恐喝罪における交付行為の要件について理解し、その概要を説明することができる。
○権利行使の手段として人を恐喝し、又は欺いた場合における恐喝罪・詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6節 横領罪

○横領罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
○横領罪における占有の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○横領罪（遺失物等横領罪を除く）の成立要件である委託（信任）関係の意義について理解し、その概要を説明することができる。
○横領罪における「他人の物」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○委託された金銭が「他人の物」にあたるのはどのような場合かについて理解し、その概要を説明することができる。
○物の委託が不法原因給付にあたる場合における横領罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○横領罪における「横領」の意義に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。
○横領罪における不法領得の意思の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○物の二重売買への関与者の罪責について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○業務上横領罪の刑の加重根拠及び同罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。
○業務上横領罪に非身分者（非占有者）が関与した場合の取扱いについて理解し、その概要を説明することができる。

第7節 背任罪

○背任罪の本質について理解し、その概要を説明することができる。
○「他人のためにその事務を処理する者」（事務処理者）の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○任務違背行為の意義について理解し、その概要を説明することができる。
○図利加害目的の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○背任罪の成立要件である財産上の損害の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
○横領罪と背任罪との区別に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。

	<p>第8節 盗品等に関する罪 ○盗品等に関する罪（盗品等関与罪）の本質について理解し、その概要を説明することができる。 ○本犯者あるいは本犯の共犯者に盗品等関与罪が成立するかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○盗品等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○盗品等への関与の諸形態（無償譲受け・運搬・保管・有償譲受け・有償処分あつせん）について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○盗品等を本犯の被害者の下に戻す行為が盗品等関与罪を構成するかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○親族等の間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第9節 毀棄・隠匿罪 ○毀棄・損壊の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公用文書の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○建造物の他人性の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○建造物に対するビラ貼り・落書き行為が建造物損壊罪を構成するかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
11 財産犯各論	<p>器物損壊罪と強盗罪、詐欺罪と恐喝罪、横領罪と背任罪について検討する。</p> <p>第1節 財産犯総論 ○個別財産に対する罪と全体財産に対する罪、領得罪と毀棄罪、移転（奪取）罪と非移転（非奪取）罪、盗取罪と交付罪の区別など、財産犯の体系について理解し、その概要を説明することができる。 ○財物の意義に関し、有体性の要否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○人の身体やその一部、死体・埋葬物が財産犯の対象となりうるかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○財物の意義に関し、財産的価値について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第2節 窃盗罪 ○窃盗罪の保護法益に関する主要な見解を理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○刑法における占有（所持）の意義について理解し、その有無を具体的事例に即して説明することができる。 ○複数の者が物の支配に関与している場合における占有の帰属について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○人の死亡後に財物奪取意思を生じて財物を奪取した場合における窃盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。 ○窃盗罪における窃取の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○窃盗罪における不法領得の意思のうち権利者排除意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○窃盗罪における不法領得の意思のうち利用処分意思の要否及び意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○窃盗罪の既遂時期について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○不動産侵奪罪における占有及び侵奪の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○親族間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 強盗罪 ○強盗の罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。 ○強盗の手段である暴行・脅迫の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

○強盗罪における強取の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○いわゆるひったくりの場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。

○強盗既遂罪の成立要件として相手方の反抗が現実には抑圧されたことが必要となるかについて理解し、その概要を説明することができる。

○暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧した後に財物奪取意思を生じ、その意思を実現した場合における強盗罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。

○強盗利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○違法な債務を免れるために暴行・脅迫を加えた場合における強盗利得罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。

○事後強盗罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○窃盗の後になされた暴行・脅迫のみに情を知って関与した第三者の刑事責任について理解し、その概要を説明することができる。

○刑法 240 条の罪の成立に関して、死傷の結果に故意が及んでいる場合を含むか、それがどのような行為から生じたことが必要かについて理解し、その概要を説明することができる。

○刑法 240 条の罪の未遂が成立する場合について理解し、その概要を説明することができる。

○強盗予備の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第4節 詐欺罪

○国家・地方公共団体を相手方とする詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○人を欺く行為の要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○積極的に虚偽の事実を告げずに取引を行う場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○詐欺罪における交付行為（処分行為）の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○欺かれた者が処分する利益の内容を具体的に認識していない場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○欺かれて財物を交付する被害者の行為が不法原因給付にあたる場合の詐欺罪の成否について理解し、その概要を説明することができる。

○欺かれた者が相当対価物を得て財物を交付した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○欺いて証明書その他の文書を不正に取得した場合における詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○詐欺利得罪における利得の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○いわゆる三角詐欺の場合における詐欺罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○電子計算機使用詐欺罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第5節 恐喝罪

○恐喝罪の手段としての恐喝の意義・内容について理解し、その概要を説明することができる。

○恐喝罪における交付行為の要件について理解し、その概要を説明することができる。

○権利行使の手段として人を恐喝し、又は欺いた場合における恐喝罪・詐欺罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第6節 横領罪

○横領罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。

○横領罪における占有の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○横領罪（遺失物等横領罪を除く）の成立要件である委託（信任）関係の意義

	<p>について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○横領罪における「他人の物」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○委託された金銭が「他人の物」にあたるのはどのような場合かについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○物の委託が不法原因給付にあたる場合における横領罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○横領罪における「横領」の意義に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○横領罪における不法領得の意思の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○物の二重売買への関与者の罪責について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○業務上横領罪の刑の加重根拠及び同罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○業務上横領罪に非身分者（非占有者）が関与した場合の取扱いについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第7節 背任罪</p> <p>○背任罪の本質について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○「他人のためにその事務を処理する者」（事務処理者）の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○任務違背行為の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○図利加害目的の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○背任罪の成立要件である財産上の損害の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○横領罪と背任罪との区別に関する主要な見解について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第8節 盗品等に関する罪</p> <p>○盗品等に関する罪（盗品等関与罪）の本質について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○本犯者あるいは本犯の共犯者に盗品等関与罪が成立するかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○盗品等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○盗品等への関与の諸形態（無償譲受け・運搬・保管・有償譲受け・有償処分あつせん）について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○盗品等を本犯の被害者の下に戻す行為が盗品等関与罪を構成するかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○親族等の間の犯罪に関する特例の趣旨・適用要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第9節 毀棄・隠匿罪</p> <p>○毀棄・損壊の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○公用文書の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>○建造物の他人性の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>○建造物に対するビラ貼り・落書き行為が建造物損壊罪を構成するかについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	
12	<p>危険犯・放火罪・風俗犯</p> <p>抽象的危险犯と具体的危险犯、放火罪の客体、放火罪の行為と結果、放火罪の故意、わいせつ罪、賭博罪と富くじ罪、礼拝所及び墳墓に関する罪</p> <p>第12回 危険犯・放火罪・風俗犯</p> <p>第2部 社会的法益に対する罪</p> <p>第1章 公共の安全に対する罪</p> <p>第1節 総説</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

	<p>○公共危険罪として、どのような犯罪類型があるかを理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 騒乱罪 ○騒乱罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 放火罪・失火罪 ○放火罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。 ○建造物の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○建造物の現住性・現在性の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○建造物の一個性の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○「焼損」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○放火罪における公共の危険の意義・内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公共の危険の認識の要否について理解し、その概要を説明することができる。 ○業務上失火罪における業務の意義について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第4節 往来妨害罪 ○往来を妨害する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。 ○往来妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○往来危険罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3章 風俗に対する罪 第1節 わいせつの罪 ○公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。 ○公然わいせつ罪・わいせつ物頒布等罪におけるわいせつの意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○公然わいせつ罪における公然性の意義について理解し、その概要を説明することができる。 ○わいせつ物頒布等罪における頒布、販売、公然陳列、販売目的所持の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第2節 賭博及び富くじに関する罪 ○賭博及び富くじに関する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 礼拝所及び墳墓に関する罪 ○死体損壊等の罪の保護法益及び成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p>	
13	<p>文書偽造罪とその他の偽造罪</p> <p>保護法益、偽造・変造・行使、各偽造犯罪類型の概観について検討する。</p> <p>第13回 文書偽造罪とその他の偽造罪</p> <p>第2章 偽造罪 第1節 通貨偽造罪 ○通貨偽造の罪の保護法益及び諸規定について理解し、その概要を説明することができる。 ○通貨偽造罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○偽造通貨行使罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2節 文書偽造罪 第1款 総説</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

	<p>○文書偽造罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。 ○「文書」の意義について理解し、具体的な事例に即して説明することができる。 ○写真コピーが「文書」に該当するかについて理解し、その概要を説明することができる。 ○「偽造」の意義について理解し、作成者・名義人の概念について説明することができる。 ○「行使」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○公文書と私文書、有印文書と無印文書の区別について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2款 公文書偽造罪 ○公文書の作成を補助する公務員が、作成権限者の決裁を受けずに文書を作成した場合における公文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○虚偽公文書作成罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○公正証書原本不実記載罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○作成権限のある公務員を欺いて虚偽の文書を作成させた場合における犯罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第3款 私文書偽造罪 ○代理権を有しない者が代理名義の文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○名義人の承諾を得て、同人の名義で文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○本名以外を使用して文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○肩書・資格を冒用して文書を作成した場合における私文書偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p> <p>第4款 電磁的記録不正作出罪 ○電磁的記録不正作出罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。 ○不正作出電磁的記録供用罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第3節 有価証券偽造罪等 ○有価証券の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○有価証券作成の一般的権限を有する者が不正に有価証券を作成した場合における有価証券偽造罪の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。 ○支払用カード電磁的記録に関する罪の諸規定について理解し、その概要を説明することができる。</p>	
14	<p>国家的法益の保護 公務の執行を妨害する罪、司法作用に対する罪、汚職の罪について検討する。</p> <p>第14回 国家的法益の保護</p> <p>第3部 国家的法益に対する罪 第1章 内乱・外患・国交に関する罪 ○内乱・外患・国交に関する罪にはどのようなものがあるかについて理解し、その概要を説明することができる。</p> <p>第2章 国家の作用に対する罪 第1節 公務の執行に対する罪 ○公務執行妨害罪の成立要件、とくに職務の範囲及びその適法性、「執行するに当たり」、暴行・脅迫の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。</p>	<p>授業内容について予習し、課題について検討しておくこと。</p>

- 封印等破棄罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 強制執行妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 競売等妨害罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第2節 司法作用に対する罪

- 逃走の罪の諸規定について理解し、それらの成立要件の概要を説明することができる。
- 犯人蔵匿罪・犯人隠避罪の成立要件、とくに「罪を犯した者」、蔵匿・隠避の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 証拠隠滅罪の成立要件、とくに「他人の刑事事件に関する証拠」、隠滅・偽造等の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 犯人蔵匿・隠避又は自己の刑事事件に関する証拠の隠滅の犯人による教唆の法的評価について理解し、その概要を説明することができる。
- 証人等威迫罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 偽証罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。
- 虚偽告訴罪の成立要件について理解し、その概要を説明することができる。

第3節 職権濫用罪

- 公務員職権濫用罪の成立要件について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第4節 賄賂の罪

- 賄賂罪の保護法益について理解し、その概要を説明することができる。
- 賄賂罪における「職務に関し」の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 賄賂罪における賄賂の意義について理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 賄賂の罪の諸規定について理解し、それらの成立要件の概要を説明することができる。
- 賄賂の没収・追徴について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

講義名：55273 刑事訴訟法 I

[講義基本情報]

教員:	榎本 雅記	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式で行われる。また、双方向授業にて行われる。法学未習者用の講義として、①手続の流れ、②判例などに現れた手続の具体像、③基本的な概念・理論、④基本的な論点をあつかう。刑事手続法の構造・条文の準用関係をはじめとして、刑事手続法の内容を客観的なかたちで提示し、判例・学説がどのような関係に立っているのかを示す。 あらかじめ配布するレジュメ上に当該授業の論点および予習事項を示す。教科書の該当部分を中心に、設問を事前に提示するので、これによって準備すること。
到達目標	①手続の流れ、判例などに現れた手続の具体像、基本的概念・理論などの基本を正確に修得する。 ②刑事手続法における人権保障と実体的真実解明を意識した法解釈、判例理論の理解をもとにして基本的な問題・課題を解決する。③予備知識の程度において異なる受講者が予想されるが、基礎的事項を確実に把握するという講義姿勢を維持する。受講者はこの講義をふまえて、重要論点をめぐる法律論の独習へと進み、刑事訴訟法Ⅱの受講の準備をすることが期待される。
教科書	宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法 (Legal Quest) [第2版]』(有斐閣、2018年) 井上正仁・大澤裕・川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選 [第10版]』(有斐閣、2017年)
参考書・参考資料	三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法 [第8版]』(有斐閣、2020年) 酒巻匡『刑事訴訟法 [第2版]』(有斐閣、2020年) 上口裕『刑事訴訟法 [第5版]』(成文堂、2021年) 井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣、2013年) 三井誠編『判例教材刑事訴訟法 [第5版]』(東京大学出版会、2015年) 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法 [第3版]』(有斐閣、2021年)
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行う。
履修条件	特になし。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション・刑事手続法の基本原則	本講義のオリエンテーション 刑事手続法の基本原則	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
2	捜査とは何か	捜査とその目的 捜査の原理・原則 任意捜査と強制捜査の区別 任意捜査の適法性基準 具体的事案への基準のあてはめ	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
3	捜査の方法と原則	行政警察活動と司法警察活動(捜査活動)との関係 職務質問 自動車検問 任意取調べの限界 おとり捜査 写真・ビデオ撮影・エックス線検査	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
4	逮捕・勾留	通常逮捕 緊急逮捕 現行犯逮捕 起訴前勾留 逮捕・勾留の諸原則	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
5	供述証拠の収集 ——被疑者取調	取調べの分類 身柄不拘束被疑者に対する取調べ	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。

	べと参考人取調べ	身柄拘束被疑者に対する取調べ 余罪取調べ 別件逮捕勾留	する。
6	非供述証拠の収集——捜索・差押え・検証・鑑定	令状による捜索・差押え 令状による捜索・差押えの範囲 令状の執行と立会い 別件捜索・差押え 令状の執行と写真撮影 逮捕に伴う無令状捜索・差押え 強制採尿 強制採血 通信・会話の傍受 梱包内容のエクス線検査	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
7	被疑者の防御・違法捜査に対する救済	自己負罪拒否特権・黙秘権 弁護人選任権 接見交通権 証拠保全請求権 違法捜査に対する救済	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
8	公訴提起と公判準備、公判手続	起訴独占主義・起訴便宜（裁量）主義 一罪の一部起訴 公訴権行使に対する控制 公訴時効 起訴状一本主義と訴因の特定 迅速な裁判原則	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
9	審判の対象	審判対象は公訴事実か訴因か？ 訴因の機能 訴因の特定 訴因の変更 訴訟条件と訴因	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
10	証拠法一般	証拠裁判主義 厳格な証明と自由な証明 証拠能力と証明力 自由心証主義 挙証責任と推定	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
11	伝聞法則（1）	伝聞証拠・伝聞法則 伝聞と非伝聞	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
12	伝聞法則（2）	伝聞例外の根拠 供述代用書面——被告人以外の者の供述を内容とする書面 供述代用書面——被告人の供述を内容とする書面 供述代用書面——特に信用すべき書面 伝聞供述 再伝聞 同意書面 証明力を争うための証拠 写真・録音媒体・写し	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
13	自白法則・補強法則	自白の証拠能力 自白の証明力（補強法則）	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。
14	違法収集証拠排除法則	違法収集証拠排除法則 先行手続の違法と証拠能力 その他の諸問題	左記のテーマについて教科書の指定範囲および判例を予習し、検討課題の解答を準備する。

講義名：55274 刑事訴訟法Ⅱ

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は講義形式および双方向形式で行われます。受講者が刑事訴訟法の基礎を履修していることを前提に、刑事訴訟法の主要論点を扱います。 事前に配布する資料およびラーニング・シラバスで、当該授業の論点および予習事項を示します。教科書の該当部分を中心に設問を事前に提示しますから、受講者はこれらによって予習して授業に参加することになります。
到達目標	①刑事訴訟法の主要論点をめぐる法律論を理解すること。 ②刑事訴訟法における人権保障および真相解明を意識した法解釈、判例理解、学説理解をもとに具体的事案の解決策を提示できること。
教科書	宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2018年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年） 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）
参考書・参考資料	上口裕『刑事訴訟法〔第4版〕』（成文堂、2015年） 白取祐司『刑事訴訟法〔第9版〕』（日本評論社、2017年） 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2017年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）
成績評価方法	①発言・質問など講義での授業参加度(10%)、②中間テスト(20%)、③期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	任意捜査における有形力の行使	行政警察活動および任意捜査における有形力の行使が問題となる場合を検討します。 (1)職務質問、(2)所持品検査、(3)職務質問の際の留め置き	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
2	任意同行と宿泊を伴う取調べ	任意捜査における自動車検問、任意同行及び宿泊を伴う取調べの問題を検討します。 (1)自動車検問、(2)任意同行、(3)宿泊を伴う取調べ	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
3	令状執行の諸問題	捜索・差押えの執行にともなう問題を検討します。 (1)捜索・差押えと「必要な処分」、(2)場所に対する捜索・差押え令状と捜索・差押えの範囲、(3)コンピュータ情報の捜索・差押え、(4)別件捜索・差押え	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
4	体液等の採取	強制採尿を手がかりに、強制捜査の限界、差押え・検証・鑑定の関係などを検討します。 (1)強制採尿、(2)強制採血、(3)その他、体液・体毛などの採取	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。
5	逮捕・勾留の諸問題	逮捕・勾留に関する重要問題を検討します。 (1)逮捕前置主義、(2)事件単位の原則、(3)勾留の場所、(4)一罪一逮捕一勾留の原則、(5)再逮捕・再勾留	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習します。
6	被疑者・被告人の弁護、被告人の確定	弁護の意義・内容、被告人の確定を検討します。 (1)弁護制度の意義、(2)弁護人の権利・義務、(3)国選弁護人の選任と辞任、(4)必要的弁護事件、(5)被告人の確定	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。
7	接見交通と接見指定	弁護活動の出発点となる接見交通と接見指定の関係を検討します。 (1)接見交通権の意義、(2)接見指定の意義と要件、(3)	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。

		接見指定の方法、(4)公訴提起後の接見指定、(5)不当な接見指定に対する救済	
8	訴因の特定、訴因と訴訟条件	訴因の特定、公訴時効を中心とした訴因と訴訟条件の関係を検討します。 (1)訴因の特定、(2)訴訟条件の判断基準、(3)訴訟条件の追完・訴訟条件を具備した訴因への変更	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
9	訴因変更の要否、可否	訴因制度の意義、訴因変更について検討します。 (1)訴因変更の要否、(2)訴因変更の可否	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
10	挙証責任及び伝聞法則(1)	証明の基本原則である挙証責任、法律上の推定と伝聞法則における伝聞概念について検討します。 (1)挙証責任とその転換、(2)法律上の推定、(3)伝聞概念	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
11	伝聞法則(2)	伝聞例外の諸問題について検討します。 (1)伝聞例外一記憶喪失と国外滞留、(2)伝聞例外一再伝聞、(3)自己矛盾供述と相反性、(4)証明力を争う証拠	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
12	自白法則	自白の証拠能力・証明力、共犯者の自白を検討します。 (1)自白排除法則、(2)補強法則、(3)補強法則と共犯者の自白	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設例に関する設問の解答を準備します。
13	違法収集証拠排除法則	違法収集証拠をめぐる論点を検討します。 (1)排除法則の根拠、(2)証拠排除の基準、(3)証拠排除の範囲、(4)証拠排除の例外、(5)被告人の同意	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。
14	既判力と一事不再理効、不服申立て	既判力・一事不再理効の概念を整理し、それぞれの根拠を考えます。また、裁判に対する不服申立てについて検討します。 (1)既判力の根拠、(2)一事不再理効の根拠、(3)一事不再理効の客観的範囲、(4)免訴判決と一事不再理効、(5)不服申し立て(控訴、上告、準抗告、抗告など)	左記のテーマについて教科書の指定範囲および参考文献を予習し、設問の解答を準備します。

講義名：55079 刑法演習

[講義基本情報]

教員:	大山 徹	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>既修者の一年次の学生を対象にした演習です。3コマ（3課題分）ないしは2コマ（3課題分）でひとつずつのケースを用いて、ケース・スタディ、ディベート、答案練習を組み合わせた方法によって展開します。</p> <p>演習としての性格と実務における重要性を特に意識して、これまで大学の講義や演習で必ずしも掘り下げた議論がなされてこなかった個別論点をも取り上げる一方で、理論的な関心度だけが高い論点や実務的な重要性が低い論点は扱いません。また、刑法理論を重視する学説における解釈論と実務における事実認定・事実の評価との関連性を特に意識して展開します。</p> <p>講義計画は、1事例2回～3回ずつの計画になっています。最大14回で完了するように運営する。</p>
到達目標	<p>具体的な事例を素材として双方向授業を試みます。学説・判例上重要な事例問題を提示します。事例を通して何が問題になっているか、そして当該事例の解決にあたって、検察官、弁護士、裁判官が「何を重視して」（事実認定と事実の評価）、「どのような主張・判断に至ったのか」（解釈論にもとづく判断）を分析したうえで、それぞれの立場に応じた（特徴的な）解釈・判断がある（べき）かについても念頭において議論を展開します。具体的事件におけるそれぞれの主張・判断を想定・追体験させたい（ディベートによるケース・スタディ）、「自分だったらどのような主張・判断するか」（たとえば、検察官サイドだったらどのような主張を展開するのか）を考えさせます（ロールプレイによるケース・スタディ）。したがって、想定事例を丹念に分析したうえで、判例や文献に当たって、ディベートを想定した主張をもって参加することが必要不可欠になります。同時に、それぞれのテーマについて、「共通的到達目標」の関連部分の理解を確実なものとしします。</p>
教科書	<p>井田良『講義刑法学・総論 第2版』（有斐閣・2018年）</p> <p>井田良『講義刑法学・各論 第2版』（有斐閣・2020年）</p>
参考書・参考資料	<p>一般的には、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法〔第5版〕』（日本評論社、2019年）が有用です。さらに、それぞれのケースの論点に即して、必要な関連判例や文献を探し、それを読んだうえで参加する必要があります。</p>
成績評価方法	<p>授業参加度（それぞれのテーマに関する分析と毎回のディベートでの発言）（20%）と定期試験の成績（80%）によって評価を決定します。</p>
履修条件	<p>刑法Ⅰの単位を修得済みであることを原則とします。この点は注意して下さい。</p>
その他の注意	<p>「3回に一回」ないしは「隔週」で事例問題のレポート課題を出します。事例を通して何が問題になっているのか考えてみて下さい。議論の素材になる事例問題ですが、担当教員が講義日の一週間前に学生に提示します。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ケース・スタディ	担当教員の作成した第1の課題事例にもとづいて、各人または各グループ（以下、同じ）で、事実にもとづいて論点を抽出した後、各人の報告にもとづいて適切な論点整理を行います。	時間内に行った自分の論点整理と、他の参加者の論点整理を参考として、どのように今後の議論を展開していくかについて大筋を考えます。
2	同上	第1回および時間外学修での考察を前提として、具体的な答案作成を念頭に置いて、摘示すべき事実と答案構成を各人で報告し、適切な答案作成の方向性を全員で検討します。	第1回および第2回の検討を前提として、課題事例について答案を作成します。
3	同上	各人が作成した答案を報告し、全員で、よりよい答案となるように検討します。	講義での検討を前提として、自分が作成して報告した答案を修正します（教員への提出は任意）。
4	同上	第2の事例課題について、第1回目と同じ。	第1回目と同じ。
5	同上	第2の事例課題について、第2回目と同じ。	第2回目と同じ。
6	同上	第2の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
7	同上	第3の課題事例について、第1回目と同じ。	第1回目と同じ。

8	同上	第3の事例課題について、第2回目と同じ。	第2回目と同じ。
9	同上	第3の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
10	同上	第4の課題事例について、前回までの第1回目と第2回目を結合させ、論点抽出と答案作成の筋道を各人が検討したうえで報告し、全員で議論します。	第1回目と第2回目と同じ内容で学修活動を各人で行う。
11	同上	第4の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
12	同上	第5の事例課題について、第10回目と同じ。	第10回目と同じ。
13	同上	第5の事例課題について、第3回目と同じ。	第3回目と同じ。
14	同上	第6の事例課題の検討。	特になし

講義名：55276 刑事訴訟法演習

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	この授業は演習形式によって行われます。事例または判例を使いながら、講義で修得した刑事訴訟法の知識・理解を応用・展開させる能力を涵養することを目的とします。ラーニング・シラバス等で、当該授業の論点および予習事項を示します。設問を事前に提示しますから、受講者はこれによって予習して授業に参加することになります。
到達目標	①刑事訴訟法に関する判例、学説を正確に理解すること。 ②①を前提に具体的事例について、説得的な解答を展開できること。
教科書	宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2018年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年） 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）
参考書・参考資料	上口裕『刑事訴訟法〔第5版〕』（成文堂、2021年） 白取祐司『刑事訴訟法〔第10版〕』（日本評論社、2021年） 田口守一『刑事訴訟法〔第7版〕』（弘文堂、2017年） 井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）
成績評価方法	①発言・質問など演習での授業参加度(30%)、②期末試験(70%)を総合して行います。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	写真撮影、ビデオ撮影の捜査、秘密録音	任意捜査と強制捜査の限界にある写真撮影を手がかりに、関連問題について検討します。 (1)写真撮影・ビデオ撮影による捜査、(2)捜索・差押の際の写真撮影、(3)X線検査による捜査、(4)秘密録音	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
2	おとり捜査、GPS捜査	おとり捜査の適法性、コントロールド・デリバリー、尾行・GPSによる追尾を検討します。 (1)おとり捜査、(2)コントロールド・デリバリー、(3)尾行・張込み・GPSによる追尾	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
3	逮捕に伴う捜索・差押え、現行犯逮捕	捜索・差押え、逮捕・勾留に関する残された問題を検討します。 (1)逮捕に伴う捜索・差押え、(2)現行犯逮捕の可否、(3)準現行犯逮捕の可否、(4)再逮捕の可否	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
4	別件逮捕・勾留と余罪取調べ	別件逮捕・勾留と余罪取調べの理論的問題と取調べ受忍義務、起訴後の取調べなど多岐にわたる問題点を検討します。 (1)被疑者取調べの理論的基礎、(2)別件逮捕・勾留と余罪取調べ、(3)起訴後の余罪取調べ	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
5	証拠開示、公訴権濫用論	証拠開示の諸問題について検討します。また、公訴権濫用論を検討します。 (1)証拠開示法の諸問題、(2)公訴権濫用論	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
6	訴因の特定、訴因変更の可否	訴因の特定、訴因変更の可否、可否の諸問題について検討します。	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。

		(1) 訴因の特定、(2) 訴因変更の可否、(3) 訴因変更の可否	
7	訴因変更制度の諸問題	訴因変更制度に関連する諸問題を検討します。 (1) 訴因変更命令義務、(2) 訴訟条件と訴因、(3) 罪数の変化と訴因	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
8	公判前整理手続の諸問題	公判前整理手続について検討します。 (1) 公判前整理手続の構造と限界、裁判所の関与、(2) 公判前整理手続後の証拠調請求、(3) 公判前整理手続における主張明示と被告人質問、(4) 公判前整理手続後の訴因変更	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
9	証拠の関連性	証拠の関連性に関する諸問題を検討します。 (1) 類似事実の立証、(2) DNA 鑑定	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
10	伝聞概念、再伝聞、弾劾証拠	伝聞概念を整理し、伝聞例外の構造を確認します。 (1) 伝聞概念、(2) 退去強制と伝聞例外、(3) 国際司法共助による供述調書、(4) 弾劾証拠と伝聞例外	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
11	実況見分調書、録音・録画記録の証拠能力	実況見分調書・検証調書・ビデオ録画・写し・鑑定の証拠能力に関する諸問題を検討します。 (1) 実況見分調書・検証調書、(2) 防犯ビデオ・再現ビデオ、(3) 写し、(4) 鑑定書	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
12	自白と違法収集証拠	自白法則の諸問題、違法収集証拠排除法則の諸問題を検討します。 (1) 自白法則における派生証拠、(2) 違法収集証拠排除法則の諸問題	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
13	事実認定、余罪と量刑、択一的認定	事実認定、余罪と量刑、択一的認定に関する問題を検討します。 (1) 事実認定、(2) 余罪と量刑、(3) 択一的認定	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。
14	控訴審	控訴審の役割と構造について検討します。 (1) 控訴審の構造、(2) 攻防対象論、(3) 無罪判決後の勾留	設問について解答を検討し、授業で指名されてもよいように準備しておきます。

講義名：55135 刑法事例研究

[講義基本情報]

教員:	末道 康之	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木3
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は演習形式を基本に講義形式を融合した形で実施する。 最高裁判例、下級審裁判例をモデルとした様々な事例を通して、刑法上の問題を合理的に解決する能力を養成し、理論と実務との架橋を念頭に置き、柔軟な刑法解釈のあり方を検討する。総論・各論との融合を図った事例を通して、刑法解釈論上の問題を双方向で議論し検討したい。 毎回、取り上げる事例問題（刑法事例研究講義案掲載）を事前に提示するので、受講者はその事例問題について事前に検討をして答案を作成すること。 受講者自らの分析と評価を踏まえ、担当教員が答案内容について指導する。
到達目標	事例を通して、刑法上の諸問題について柔軟に対応する能力を養成する。 共通的到達目標第2次修正案の内容を最低限の基準とする。 共通的到達目標については、刑法事例研究講義案に掲載してあるので、各自参照すること。 具体的な到達目標 刑法の基本概念に関する理解を深め、さらに、応用力を涵養し、柔軟に解釈論を展開できる。 現実に起こりうる様々な事実を想定して、理論的にも実務的にも妥当な解釈論を展開できる。
教科書	刑法事例研究講義案を配付する。
参考書・参考資料	小林充・植村立郎『刑事事実認定重要判例50選上・下（第2版）』（立花書房・2014） 井田良 他『刑法事例演習教材第3版』（有斐閣・2020） 井田良 他編著『事例研究刑事法Ⅰ刑法（第2版）』（日本評論社・2015） 幕田英雄『捜査実例中心 刑法総論解説第2版』（東京法令出版・2016） 司法研修所検察教官室『捜査実例中心 刑法各論解説』（東京法令出版・2020） 池田修・金山薫編『新実例刑法〔総論〕』（青林書院・2014年） 池田修・金山薫編『新実例刑法〔各論〕』（青林書院・2011年）
成績評価方法	提出課題の評価・授業参加度を基に可否を評価する（PF方式）。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人の生命・身体の保護、自由の保護に関する諸問題を検討する（1）	殺人罪の実行行為性について理解を深める。 不作為犯と殺人罪・遺棄罪との関係について理解を深める。 保護責任者遺棄致死罪と傷害致死罪との関係について理解を深める。 上記の諸問題について、総論の諸問題と融合して理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
2	人の生命・身体の保護、自由の保護に関する諸問題を検討する（2）	傷害の概念、同時傷害の特例と共犯からの離脱について理解を深める。 危険運転致死傷罪関連について理解を深める。 逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪について理解を深める。 名誉毀損罪などの解釈について理解を深める。 上記の問題について、総論の諸問題と融合した形で、検討し理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
3	財産犯の基本概念を検討する	財産犯の基本概念について理解を深める。 窃盗罪を中心として、財産犯の保護法益、客体、所有権・占有の有無と限界、不法領得の意思、情報の保護などについて検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
4	強盗罪に関する諸問題を検討する	強盗罪に関する諸問題を総論の諸問題と関連して様々な視点から検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。

	る		
5	詐欺罪に関する諸問題を検討する	詐欺罪に関する解釈論上の諸問題について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
6	横領罪・背任罪に関する諸問題を検討する	横領罪、背任罪に関する解釈論上の問題について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
7	放火罪、偽造罪、公務員犯罪、公務員に対する犯罪に関する諸問題を検討する (1)	放火罪については、焼損の概念、公共の危険概念、建造物の概念、放火の着手等を検討し、理解を深める。 文書偽造罪については、文書の概念、偽造の概念などを中心に、検討し、理解を深める。 贈収賄罪については、賄賂性、職務権限などの問題を、公務執行妨害罪関連では、公務と業務の区別等について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
8	放火罪、偽造罪、公務員犯罪、公務員に対する犯罪に関する諸問題を検討する (2)	放火罪に関して、焼損の概念、公共の危険概念、建造物の概念、放火の着手等を検討し、理解を深める。 文書偽造罪については、文書の概念、偽造の概念などを中心に、検討し、理解を深める。 贈収賄罪については、賄賂性、職務権限などの問題を、公務執行妨害罪関連では、公務と業務の区別等について検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
9	因果関係・不作為犯に関する諸問題	因果関係に関する諸論点について、最近の裁判例の検討を中心として深く検討し、因果関係をめぐる最近の学説の展開を含めて、因果関係論について理解を深める。 不作為犯に関する諸論点について理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
10	故意論・錯誤論に関する諸問題	薬物事犯、行政事犯等の裁判例を通して事実認識、意味の認識の問題を深く検討し、理解を深める。 さらに、事実の錯誤、違法性の錯誤、その区別などについても裁判例を通して検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
11	過失犯論に関する諸問題	過失犯の成立要件、結果予見可能性、結果回避可能性、結果回避義務違反、過失行為などについて、裁判例や事例を素材に実践的に検討し、理解を深める。 過失競合と過失共同正犯についても検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
12	正当防衛、正当化事情に関する諸問題	正当防衛を中心として代表的な裁判例を通して正当化事情に関する諸問題を深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
13	共同正犯に関する諸問題	共同正犯に関する諸問題について、特に共謀の成否を中心に深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。
14	共犯に関する諸問題	共犯に関する諸問題、不作為と共犯、共犯からの離脱、共犯と身分等の諸問題を深く検討し、理解を深める。	事前に事例について各自検討し、関連する判例・裁判例、文献等を熟読しておくこと。

講義名：55137 刑事訴訟法事例研究

[講義基本情報]

教員:	榎本 雅記	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 1
科目種別:	法律基本科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義では、刑事手続について基本的な理解をしていることを前提に、刑事手続法に関する重要判例等を素材とした、事例形式の設問を検討することを通じて、事案の分析や問題点の把握、判旨の理論的根拠や射程範囲等の理解を深める。 講義の進め方としては、担当教員の解説講義に留まるのではなく、受講生による十分な予習をもとに、受講生同士の意見交換や、受講生と教員との討論を行いたい。
到達目標	①刑事訴訟法に関する理論上の基本的かつ重要な諸問題を確実に理解する。 ②具体的な事案を的確に分析する能力を身につける。 ③自分自身の頭で主体的に考え、その内容を口頭又は書面での確に他者に伝える能力を磨く。
教科書	特に指定しない。
参考書・参考資料	井上・大澤・川出編『刑事訴訟法判例百選〔第10版〕』（有斐閣、2017年） 三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年） 酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣、2020年） 上口裕『刑事訴訟法〔第5版〕』（成文堂、2021年） 井上正仁・酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年） 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣、2021年）
成績評価方法	提出課題の評価・授業参加度を基に可否を評価する（PF方式）。
履修条件	特になし。
その他の注意	各回の講義は、事前に十分な予習がなされていることを前提に行う。授業においては、積極的に意見を述べ、討論に参加すること。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	捜査の端緒	職務質問、任意同行に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
2	逮捕・勾留	逮捕・勾留に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
3	被疑者取調べと接見交通権	被疑者取調べと接見交通権に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
4	捜索・差押え	捜索・差押えに関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
5	任意処分と強制処分の区分、告訴	任意処分と強制処分の区分、告訴に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
6	公訴提起の諸原則、訴因の特定	公訴提起の諸原則、訴因の特定に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
7	訴因変更、保釈	訴因変更、保釈に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。

8	公判前整理手続、合意	公判前整理手続、合意に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
9	弁護人の役割、証拠の関連性	弁護人の役割、証拠の関連性に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
10	伝聞法則(1)	伝聞概念、伝聞例外に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
11	伝聞法則(2)	伝聞例外、証明力を争う証拠に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
12	自白法則、補強法則	自白法則、補強法則に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
13	共同被告人の供述、違法収集証拠排除法則	共同被告人の供述、違法収集証拠排除法則に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。
14	状況証拠による事実認定、挙証責任と推定	状況証拠による事実認定、挙証責任と推定に関する諸問題について、刑訴法理論およびそれに関する基本判例の事案及び判例法原理、射程、発展的課題などを検討する。	事前に指定される事例問題について、解答の準備をすること。

講義名：55277 リーガルライティング

[講義基本情報]

教員：	社古地健人・倉持孝司・王冷然・水留正流	対象年次：	1・2
その他の教員：		開講時限：	月 5
科目種別：	法律基本科目	単位数：	2
開講時期：	春	必修の有無：	選択

講義概要

講義概要	1. この授業は、講義形式・演習形式により行われる。 2. 主として法学未修者を念頭に置くが、事例に対する解答の仕方の訓練として既修者の受講も歓迎される。 3. 1年次春学期に並行して開講される憲法、刑法および民法について、基礎的知識を踏まえ、事例問題を素材として法律的文章の書き方の修得を目指す。具体的には、事例問題を読み解き、関連規定や判例を踏まえた論述の訓練を行う。
到達目標	1. 憲法、刑法および民法の事例問題について、論点を発見し、問題を解決する能力を修得することができる。 2. 論述試験において求められる文章を作成する能力を修得することができる。
教科書	使用しない。
参考書・参考資料	適宜、指示する。
成績評価方法	授業参加度 100 % によって合否を判定する。PF 方式で評価する。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	法学全般（社古地担当）	論述試験を意識した勉強の仕方を概説し、簡単な事例問題を素材に、判例を踏まえて文章を書く。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
2	法学全般（社古地担当）	簡単な事例問題を素材に、判例を踏まえて文章を書く。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
3	法学全般（社古地担当）	簡単な事例問題を素材に、判例を踏まえて文章を書く。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
4	法学全般（社古地担当）	簡単な事例問題を素材に、判例を踏まえて文章を書く。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
5	憲法（倉持担当）	簡単な憲法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
6	憲法（倉持担当）	簡単な憲法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
7	憲法（倉持担当）	簡単な憲法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
8	刑法（水留担当）	簡単な刑法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
9	刑法（水留担当）	簡単な刑法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
10	刑法（水留担当）	簡単な刑法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
11	民法（王担当）	簡単な民法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
12	民法（王担当）	簡単な民法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
13	民法（王担当）	簡単な民法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。
14	民法（王担当）	簡単な民法事例問題を素材に、判例を踏まえて文書を作成する。	関連の判例を確認し、事例問題につき検討する。

講義名：55278 民事法研究（専門訴訟の実務）

[講義基本情報]

教員:	杉浦 徳宏	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>時間がかかると評判の悪い専門訴訟，特に，司法制度改革の際，改革の対象とされた医療訴訟，建築訴訟を中心に専門訴訟ではなぜ時間がかかるのかという原因とその解消方法として今日まで改善した民事裁判手続について理解する。課題があるとすれば，それは何か，課題克服のためにはどうすればよいのかを議論できるようにする。時間に余裕があれば，交通事故に伴う損害賠償訴訟，名誉棄損訴訟にも言及したい。</p> <p>なお，専門訴訟は本来，知財訴訟，労働訴訟，行政訴訟も含みますが，それぞれ知的財産権法，労働法，行政法の各科目で扱われる分野なので，本講義では，医療訴訟を中心に議論することとします。</p>
到達目標	専門訴訟の現状と課題を理解すること
教科書	専門訴訟のうち医療訴訟に関する教科書は山のようにあるので，自ら使いやすく，かつ実務に役立つ確かな教科書を短期間で発見する技術を習得することもロースクールに学ぶ者として磨くべきスキルと考えられるから特に指定しない。逆に，建築訴訟に関する教科書は極めて少ない。
参考書・参考資料	同上
成績評価方法	発言内容、討論内容などの授業参加度 20%, 筆記試験 80%によって評価します。
履修条件	民法（特に不法行為法），民事訴訟法を受講していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	医療訴訟概論	講義全体のガイダンスをするとともに，医療訴訟のイメージを問う。	
2	事例 1 (H事件)	医療過誤があったと主張する依頼者から訴訟の提起を依頼されたら，どのような訴状を作成するか，作成する際にどのようなことを検討したらよいかを議論する。	事前に配布された事例 1 について訴状を作成されたい。
3	控訴審	事例 1 で敗訴した場合，依頼者から控訴の提起を依頼された場合，どのような控訴状を作成するか，作成する際にどのようなことを検討したらよいかを議論する。併せて控訴審での審理の実際についても紹介する。	事例 1 の地裁判決について控訴状を作成されたい。
4	上告審	事例 1 で高裁でも敗訴した場合，依頼者から上告することを依頼された場合，上告するのか，上告受理申立てをするのかを検討し，検討結果によりどの手段を選択し，その場合の書面作成に留意すべき課題を議論する。	事例 1 の高裁判決に対して上訴する場合の書面を作成されたい。
5	訴訟物と損害	医療訴訟における訴訟物の選択について議論し，併せて損害論についても議論する。そして，争点整理の実際についても紹介する。時間があれば，保険や補償制度についても言及する。	
6	医療水準と因果関係	医療水準及び注意義務について議論し，併せて医療訴訟における因果関係（ルンバール事件判決が素材）について議論する。時間があれば，診療ガイドラインと添付文書についても議論する。	昭和 50 年 10 月 24 日の最高裁判決を熟読されたい。
7	鑑定と専門委員	医療訴訟における鑑定の現状について議論するとともに，専門委員及び調停について議論する。	
8	相当程度の可能性	平成 12 年 9 月 22 日最高裁判決について議論する。	平成 12 年 9 月 22 日の最高裁判決を熟読されたい。
9	建築訴訟概論	建築訴訟のイメージを問う。	
10	審理	建築事件の審理の実情について議論する。	
11	責任論	設計者，施工者及び工事監理者について契約関係にない建	平成 19 年 7 月 6 日の最高裁判決を熟読

		物利用者, 隣人, 通行人に対する関係で責任を認めた最高裁判決について議論する。	されたい。
12	交通訴訟	交通訴訟について, 赤本, 青本, みどりの本などの固有の専門用語にも言及しつつ, 主に損害論について議論する。	
13	特殊な類型の専門訴訟	いわゆる政策形成訴訟について議論する。	ハンセン訴訟, C型肝炎訴訟, B型肝炎訴訟, アスベスト訴訟について予備知識があると好ましい。
14	家族関係訴訟	家事事件紛争 (離婚, 婚費分担, 養育費等), 相続関係紛争 (遺言無効確認, 遺産分割, 会社訴訟, 共有物分割)	

講義名：55279 民事法演習（要件事実1）

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	月 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	既に学んだ民法，民事訴訟法を主張立証責任の分配という視点から組み直した要件事実を中心に学習します。要件事実論は，「法律実務家が，実体法の解釈論をベースにし，訴訟プロセスにおける攻撃防御の構造を理解して主張証明を展開していくスキルである」といわれています。これまで学んだ民法や民事訴訟法とは少し様子が違うのではじめは戸惑うかもしれませんが，設例を用いて要件事実の考え方の基本を学ぶことにします。既に学んだ民法，民事訴訟法と秋学期に開講される「民事実務総合研究」，来年春学期に開講される「民事実務演習」への橋渡しとして位置づけてください。双方向性を重視した授業を行いますので，受講者の積極的な授業参加が求められます。後記の教科書を基本にしますが，レジュメを配布します。
到達目標	民法，民事訴訟法を実務において適用する能力を取得することを目標とします。 ①具体的な紛争を要件事実に分析できる。 ②具体的な事案において主張立証責任の分配に従って事実整理ができる。 ③典型的な事案について訴状，答弁書を作成することができる。
教科書	司法研修所編『新問題研究要件事実一付一民法(債権関係)改正に伴う追補』（法曹会）
参考書・参考資料	司法研修所編『3訂 紛争類権別の要件事実』（法曹会） 加藤新太郎編著『要件事実の考え方と実務第4版』民事法研究会 村田渉，山野目章夫編著『要件事実論30講（第4版）』弘文堂 各自が使用している民法，民事訴訟法の教科書
成績評価方法	定期試験70%，中間テスト20%，発言内容，討論内容などの授業参加度を10%として評価します。
履修条件	各設例に関連する民法の教科書における該当箇所や民事訴訟法の教科書における訴訟物，処分権主義，弁論主義，主張立証責任など要件事実と密接に関連する箇所とのクロスリファレンスを絶えず行い，何度も読み返して勉強を進めてください。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション	要件事実的な考え方とはどのような考え方なのかを，貸金返還請求，連帯保証債務履行請求，借主死亡の場合における相続人に対する貸金返還請求の事例をもとに学びます。また，要件事実的な考え方が，訴状や判決書でどのような形で表れるのかを具体的に学びます。なお，補充資料として民法・民事訴訟法の復習を配布します。	問研3頁～9頁，12頁～14頁，21頁～24頁を熟読しておいてください。また，訴訟物，証明責任の分配に関する法律要件分類説などについても復習しておいてください。
2	売買代金支払請求，貸金返還請求の要件事実について学びます。	売買契約と消費貸借契約を比較対象しながら，民法の復習をしたうえで，貸金返還請求の要件事実，売買代金返還請求・財産権移転請求の要件事実（請求原因事実）について学びます。	レジュメを参照しつつ，問研を良く研究しておくこと
3	売買代金請求，貸金返還請求に対する抗弁について学びます。	売買代金請求訴訟における履行期限の抗弁，消滅時効の抗弁，貸金返還請求に対する弁済の抗弁について学びます。また，時効の主張に関連して釈明権について考えます。	レジュメを参照しつつ，問研第3問を良く研究しておくこと
4	利息請求，履行遅滞に基づく損害賠償請求の要件事実について学びます。	貸金返還請求訴訟では，元本と共に利息の請求を行うことが多く，また，貸金請求や売買代金請求では，遅延損害金の請求も行うのが通常です。本講ではその要件事実について学ぶことにします。	レジュメを参照して予習しておくこと
5	所有権に基づく土地明渡請求訴訟	所有権に基づく土地明渡請求訴訟における所有権喪失の抗弁—所有権に基づく物権的返還請求権は最も基本的か	レジュメを参照しつつ，問研第6問を良く研究しておくこと

	訟(1)	つ強力な権利です。それを行使するための要件事実、①原告が当該土地の所有権を有していること、②被告が当該土地を占有していることであると説明されます。しかし、これを丸暗記しても何の意味もありません。なぜ①②が要件事実なのか根本的に考えてみます。また、原告の所有についての被告の権利自白と占有の具体的な主張方法、さらに、原告以外の者が所有権を取得したことを理由とする所有権喪失の抗弁の意味についても考えてみます。	
6	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(2)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟における対抗要件の抗弁と対抗要件具備による所有権喪失の抗弁について学びます。民法177条の対抗要件の問題は民法を学んだ者にとっては最もポピュラーなテーマですが、訴訟においてどのように適用されるのか、要件事実的に考えてみます。	レジュメを参照しつつ、問研第7問、8問を良く研究しておくこと
7	所有権に基づく土地明渡請求訴訟(3) 所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟(1)	所有権に基づく土地明渡請求訴訟の請求原因と占有権原の抗弁について学びますが、所有権譲受人から占有者に対する建物取去土地明渡請求等についても整理したいと思います。 登記請求権の概要について整理します。	レジュメを参照しつつ、問研第8問を良く研究しておくこと
8	所有権に基づく所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟(2)	所有権の基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記請求と所有権に基づく妨害排除請求権としての土地明渡請求(問研6)と対比しつつ検討します。	レジュメを参照してください。また、民法で学んだ登記請求権について復習しておいてください。
9	中間テスト	第1回から第8回までの学習内容について、理解度・到達度を確認するための中間テストを実施します。	
10	時効取得を原因とする所有権移転登記請求訴訟と抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟	時効取得を原因とする所有権移転登記請求と所有権に基づく抵当権設定登記抹消登記手続請求(登記保持権原の抗弁)について検討します。	レジュメを参照してください。
11	賃借権終了に基づく土地明渡請求訴訟	賃借権終了に基づく土地明渡請求訴訟の請求原因と建物所有目的の抗弁—債権的請求権である賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求の要件事実について学びます。	レジュメを参照してください。
12	所有権に基づく動産の引渡請求訴訟(1)	所有権(即時取得)に基づく動産の引渡請求訴訟における請求原因と悪意の抗弁、過失評価根拠事実の抗弁—即時取得の要件事実について、民法186条、188条を念頭において考えてみます。また、悪意の抗弁についても検討してみます。さらに、過失といった規範的評価を根拠付ける事実を要件事実的にどのように位置づけるか(間接事実か、主要事実かといったかたちで問題となり、間接反証の議論につながります)についても考えてみます。	レジュメを参照してください。
13	所有権に基づく動産引渡請求(2)	13講では即時取得した所有権に基づく動産の引渡請求について学んだので、それ以外の動産引渡請求の類型について学びます。	レジュメを参照してください。
14	譲受債権請求訴訟	譲受債権請求訴訟における請求原因と債務者対抗要件の抗弁—債権譲渡を基本とする請求です。第7回目の物権変動における対抗要件と統一的に理解すべきであることから債務者対抗要件が問題となります。通知、承諾の要件事実的な位置づけを考えてみます。	レジュメを参照してください。

講義名：55280 民事実務総合研究(民事裁判の実務)

[講義基本情報]

教員:	杉浦 徳宏	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	火 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	民事裁判の現状を教科書の事例及び予め用意した事例に則して、民事訴訟法、民事訴訟規則を参照しながら、民事訴訟手続の基本から理解する。そして、現在の民事裁判の課題があるとすれば、その課題について議論できるようにする。教科書事例を含め3つの事例を用意しましたが、講義は皆さんに回答してもらいながら進めます。教室での議論の程度に応じて柔軟に講義を進めていきたい。時間に余裕がある場合は、傍聴された事例に近い類型の事件を取り上げて検討したいと思います。
到達目標	民事裁判の現状と課題を理解すること
教科書	加藤新太郎編、前田恵三・村田渉・松家元著「民事訴訟実務の基礎」(第4版)
参考書・参考資料	基本法コンメンタール民事訴訟法
成績評価方法	発言内容、討論内容などの授業参加度 20%, 筆記試験 80%によって評価します。
履修条件	民法、民事訴訟法
その他の注意	受講前に名古屋地方裁判所で現実の民事法廷を傍聴してきてください。その際、単に傍聴するだけでなく、事件名、当事者名、担当書記官、担当裁判官、双方の代理人弁護士、当日の法廷でのやり取りの概要をメモしてきてください。なお、録音は裁判官の許可がないと許されませんから、録音はしないでください。また、法廷でのメモは最小限にして、法廷終了後に詳しく再現したメモを作成するようにしてください。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス	各自が法廷傍聴された報告を聞きながら、どの条文に基づいた手続であるかを確認する。	法廷傍聴が前提となります。
2	事例1 (Ma 事件)	相談されて、提訴すると決断するまでに検討すべきことは何かについて議論する。そして、担当裁判官ならば、どのような判決をするかについて議論する。敗訴判決を受けた当事者の代理人はどうするかも議論する。	事前に訴状を作成されたい。
3	事例1 (控訴審)	控訴審の主任裁判官としてどのような論点について議論するのかについて議論する。 本件では専ら法律論が争点になるので、上告審についても議論する。そして、自分ならばどのような結論を出すのか、反対する者をどのように説得するのかを議論する。	事前に控訴状及び控訴理由書の骨子を作成されたい。
4	事例2 (藤田×久保事件)	教科書の記録編に基づき、法律相談から提訴、審理、弁論終結までの民事裁判の現実を4回にわたり議論する。議論は質問と回答という形式で行います。質問は、例えば、訴状には何を記載しますか、訴状の代理人の記名欄に印とありますが、なぜ押印しなければならないのですか、という内容の質問をします。	講義中に、根拠条文の質問をするので予め留意されたい。
5	訴状審査	訴状却下すべきはどのような事例か、訴訟救助はどのような要件があれば認めるべきか。訴権の乱用と訴えの提起が違法になる場合はどのような場合か。	憲法上保障される裁判とは何か(訴訟制度を濫用する当事者にどう対処したらよいかという問題意識)を予め検討されたい。
6	争点整理	主張と証拠の整理手続について議論する(旧民事訴訟法と新民事訴訟法の違いを理解することがねらい)。	
7	証拠法則	印鑑が押してある書面はなぜ本人の真意に基づいているといえるのか。陳述書とは何か。人証の申出はどのような場合に行うのか。	
8	事件の終局	判決と和解について代理人としてどう判断するのか。	次回までに判決を起案されたい。
9	判決起案	教科書の記録篇に基づいて判決を作成して行く過程を	

		起案された判決を題材に議論する。	
10	上訴の判断	判決に対して不服申立てを考慮する場合にどこに着目するのかを議論する。	事前に判決に対し控訴状及び控訴理由書の骨子を起案されたい。
11	事例2（控訴審）	藤田×久保事件の控訴審について議論する。控訴審の主任裁判官としてどのような合議メモを作成するのか、その合議メモに対してどのように控訴審判決を形成していくのかについて議論する。	
12	事例3（R事件）	事案の概要を基にどのような紛争解決手段を執るか検討する。もし判決をするとすれば、どのような主文と理由にするのかについて議論する。	事前にどのような紛争解決手段を執るかを検討し、提訴する場合には訴状を作成されたい。
13	事例3	R事件判決についての社会現象について議論し、司法権の限界について学ぶ。	
14	調停の活用について	平成という時代を立法史の観点から振り返り、法律家の在り方を議論する。また、調停が江戸時代の内済に由来するもので、日本固有の紛争解決手段であり、現在でも有用であることを理解する。	

講義名：55281 民事実務演習（要件事実2）

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	月 4
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>① 当事者が述べる生の事実から、法的な事実整理させ、それを主張する作業を通して、民事訴訟手続を実践できる能力を養います。</p> <p>② 請求原因・抗弁・再抗弁などの主張の整理についての理解を深めます。</p> <p>③ 講義は、教員と受講生全員で、討議を重ねる方法で進めます。</p>
到達目標	<p>民法と民事訴訟法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえた上で、理論と実務の架橋をめざして、以下を到達目標とします。</p> <p>① 社会の生の事実にかき事案の内容に対し、適用すべき実体法を選択できるようになる。</p> <p>② 実体法を適用するにあたり、その要件に該当する事実を、当事者の述べる事実からとり出し、あてはめることができるようになる。そのときに生じる法的効果の内容を理解している。</p> <p>③ 立証活動と事実認定との関係を理解している。</p> <p>④ 訴状、答弁書、準備書面、判決などの民事訴訟関係書類を作成できるようになる。</p> <p>⑤ 証拠の評価その他証拠に関する基礎的な事柄が理解できるようになる。</p> <p>⑥ 民事保全手続・強制執行手続についての基礎的な事柄を理解できるようになる。</p>
教科書	なし
参考書・参考資料	加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務」（第4版）民事法研究会 司法研修所編「3訂紛争類型別の要件事実－民事訴訟における攻撃防御の構造－」（法曹会） 司法研修所編「新問題研究 要件事実一付一民法（債権関係）改正に伴う追補」（法曹会）
成績評価方法	定期試験を70%、中間テスト20%、提出された課題のレポート・授業参加度の評価を10%として評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション 詐欺事案を題材とした事案の検討(1)	<p>・今後の授業の進め方について説明します。</p> <p>・要件事実の概要、考え方、法的三段論法について説明します。</p> <p>・事案の分析をして、事実の整理をすることの意味について学びます。</p>	<p>・事前配付資料を検討してくること</p> <p>・事前配付資料を検討の上、課題（設問）の回答を準備してくること</p>
2	詐欺事案を題材とした事案の検討(2)	同上	同上
3	動産売買に関する事案の検討(1)	<p>・民事実体法の理解と売買・代理・不法行為等を中心に民事訴訟の主張立証における要件事実の理解を深め、請求原因事実を整理します。</p>	同上
4	動産売買に関する事案の検討(2)	<p>・訴状の基礎を学びます、</p> <p>・民事訴訟において訴訟提起に必要な事項の理解を深めます。</p>	同上
5	動産売買に関する事案の検討(3)	<p>・民事訴訟手続きの概要を学びます。</p> <p>・答弁書の基礎を学びます。</p> <p>・請求原因事実に対する認否、抗弁事実について理解を深めます。</p>	同上

		・送達、第1回口頭弁論期日の手続き、弁論の併合について理解を深めます。	
6	債権譲渡に関する事案の検討(1)	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・債権譲渡に関する要件事実を整理します。	同上
7	債権譲渡に関する事案の検討(2)	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・債権譲渡に関する要件事実を整理します。	同上
8	不動産に関する事案・金銭請求に関する事案の検討(1)	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・建物収去土地明渡請求事案をもとに、不動産売買、登記請求権、取得時効に関する民事実体法の理解と要件事実の理解を深めます。	同上
9	不動産に関する事案・金銭請求に関する事案の検討(1)	・反訴、準備書面の基礎を学びます。 ・当事者の死亡による中断と受継を学びます	同上
10	中間テスト	第1回から第9回までに学習した内容に基づき、学習到達度を確認するための中間テストを実施します。	同上
11	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討(1)	・事案の分析をして、事実を整理すること・実体法のあてはめについて学びます。 ・不動産賃貸借の対抗力に関する事案を検討します。	同上
12	不動産賃貸借に関する事案・詐害行為取消権に関する事案の検討(2)	・詐害行為取消権に関する事案の分析をして、事実の整理について学びます。 ・詐害行為取消権の要件事実について学びます。 ・独立当事者参加を中心として複数当事者の訴訟形態について学びます。	同上
13	債権者代位権に関する事案の検討(1)	・不動産取引に関する債権者代位権の事案を検討し、その要件及び要件事実について学びます。	同上
14	債権者代位権に関する事案の検討(2) 相殺	・不動産取引に関する債権者代位権の事案を検討し、その要件及び要件事実について学びます。 ・訴訟における相殺について、判例を中心に整理をします。	同上

講義名：55105 刑事実務総合研究

[講義基本情報]

教員:	上山 晶子	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	本講義の目標は、刑事実務の諸手続きについて基本的理解を深めながら、刑法及び刑事訴訟法等における法的思考を養い、その実務感覚の涵養に努めることにあります。 具体的には、講義及び教材 DVD の視聴等により捜査・公判における基本的な制度を学ぶと共に、模擬記録等を使用した起案、模擬証人尋問の実施及び刑事裁判傍聴等により法曹三者それぞれの立場から具体的事案についての事件処理を学ぶことで、各手続きについてより実践的な理解を深めることを目指していきます。
到達目標	捜査・公判（公判の準備活動や公判前整理手続等を含む。）に関する諸手続について、具体的手続の在り方等の基本的知識を習得すると共に、法曹三者それぞれの立場から具体的事案に即した事件処理について説明ができるようになることを到達目標といたします。
教科書	特に指定しない予定です。
参考書・参考資料	司法研究所検察教官室（編）「検察講義案（平成30年度版）」法曹会 司法研修所刑事裁判教官室「プロシーディングズ刑事裁判（平成30年度版）」法曹会 法務省 法務総合研究所編 「事件記録教材」 法曹会 司法研修所編 「刑事裁判記録教材」法曹会
成績評価方法	授業への参加度（事案検討における意見発表及び起案等）について20パーセント、期末試験について80パーセントとして総合して成績評価を行います。
履修条件	特にありません。
その他の注意	特にありません。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに・捜査①	本講義の概要、到達目標及び講義の進め方等についての説明等をした上で、捜査①として捜査の端緒について学ぶ。	参考資料・検察講義案の事前検討等
2	捜査②	警察からの事件送致、検察官における捜査等（検察官の立場から）	同上
3	捜査③	勾留請求事件（検察官による勾留請求の在り方、裁判官による勾留請求事件の処理等）	同上
4	捜査④	被疑者弁護	各自の基本書の該当部分の検討等
5	捜査⑤	検察官による終局処分等の在り方	参考資料・検察講義案の事前検討等
6	捜査⑥	起訴	事前に指定する模擬事件記録を検討して講義に臨むこと。
7	公判①	起訴状起案及び検討（模擬記録に基づいて）	参考資料・模擬記録の事前準備
8	公判②	第一審公判手続の概要、起訴後の裁判所及び当事者の事前準備活動等	同上
9	公判③	公判前整理手続の概要等	同上
10	公判④	検察官立証及び弁護人立証の在り方	参考資料・プロシーディングズ刑事裁判及び検察講義案の事前検討等
11	公判⑤	証拠調べ（証拠調べ手続きの概要・証拠能力）	参考資料・プロシーディングズ刑事裁判の事前検討
12	公判⑥	模擬証人尋問（尋問事項起案を含む。）ただし、変更の場合あり。	事前に指定する模擬事件記録により尋問事項を作成
13	公判⑦	論告・求刑、弁論の基本的在り方	参考資料・プロシーディングズ刑事裁判

			及び検察講義案の事前検討等
14	公判⑧	裁判所の判断（事実認定の在り方）	各自の基本書の該当部分の検討

講義名：55107 刑事実務演習

[講義基本情報]

教員：	久保 豊	対象年次：	3
その他の教員：		開講時限：	木 4
科目種別：	実務基礎科目	単位数：	2
開講時期：	秋	必修の有無：	必修

講義概要

講義概要	<p>刑事実務演習の授業では、刑事実務において実際に会おう、取り扱うような諸問題をテーマに、実務的な基礎知識・技法の習得に加え、裁判官・検察官・弁護士がそれぞれの立場から刑事司法の担い手としてどのような役割を果たすべきであるか、法曹の役割のあり方を主体的に考察する態度を養うことを目的とします。</p> <p>授業で取り扱う主なテーマは、捜査・公判の手續に関する実務上の諸問題、事実認定論（尋問技術の基礎、非供述証拠の評価、自白の任意性・信用性など）、量刑の考え方（量刑の資料、量刑因子、執行猶予・保護観察など）、評議のあり方、犯罪被害者の権利保障のあり方などを取り上げます。</p> <p>実際のケース記録を素材にして、捜査に関しては令状主義と司法審査のあり方、経験則に基づく事実認定のあり方、量刑の科学化、犯罪被害者の権利保障と適正手續きのあり方を考えます。</p> <p>授業の進め方は、双方向性と多方向性をもつ学習とし、テーマと資料を事前に提供し、判例、事例などを素材にして討論を行います。随時、判決の一部起案などのレポートの提出を求め、起案添削してこれを討論の素材とする予定です。</p>
到達目標	<p>法律基本科目や実務基礎科目で学習したことを前提に、実務的な応用問題について、いろいろ角度から考えるセンスや、社会手事象として幅広い視点からの犯罪の原因、背景をも考察するセンスを学ぶことを目標とします。</p> <p>また、論点について簡潔に文章にまとめることを通じて分析・思考・論理的構成・表現の能力を養います。</p>
教科書	実際のケースを素材とした演習教材を使用します。
参考書・参考資料	随時紹介します。
成績評価方法	<p>定期試験（100パーセント）によって評価します。実務と理論の架橋という観点から、受講生が実務に従事する際に必要な基礎的知識を習得できたか否かを判定するレポート試験を定期試験で実施します。</p> <p>成績評価については、その習得のレベルを明らかにすることにより、受講生自身が自ら学ぶモチベーションを高めるとともに、レポートの分析力・表現力・説得力についても評価します。</p>
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	はじめに	授業計画の全体を説明し、授業の進め方、準備すべき事項などを理解していただきます。	
2	捜査① 捜索・差押と令状審査	任意捜査と強制捜査について考察します。	演習教材の予習及び授業における報告準備。
3	捜査② 勾留と令状審査のあり方	勾留請求の要件、接見禁止などについて考察します。	演習教材の予習及び準抗告申立書理由要旨レポートの提出。
4	公判① 公判準備（1）	起訴状の訴因の構成、求釈明、公訴事実に対する弁護人の意見などについての問題点を考察します。	演習教材の予習及び授業における報告準備。
5	公判② 公判準備（2）	公判前整理手續・証拠開示手續について考察します。	演習教材の予習及び証拠開示請求書の起案の提出。
6	公判③（1）	証拠法に関する諸問題及び証人尋問のルールについて考察します。	演習教材の予習及び授業における報告準備。
7	公判④（2）	被告人の検察官調書の証拠能力について判例を素材に考察します。	演習教材の予習及び弁護人の証拠意見書の起案の提出。

8	公判⑤ 被害者の権利保障	刑事司法における被害者の権利保障などについて判例を素材に考察します。	演習教材の予習及び授業における報告準備。
9	公判⑥ 伝聞法則について	伝聞法則及びその例外について判例を素材に考察します。併せて違法収集証拠についても考察します。	演習教材の予習及び授業における報告準備。
10	公判⑦ 証拠(3)科学的証拠	事実認定における鑑定等科学的証拠に活用について考察します。併せて精神鑑定の問題も検討します。	演習教材の予習及び授業における報告準備。
11	公判⑧ 事実認定(1)	事実認定における経験則と自由心証主義等について判例を素材に考察します。	
12	公判⑨ 事実認定(2)	事実認定における経験則と自由心証主義等について判例を素材に考察します。	演習教材中の判例の研究。
13	公判⑩ 量刑(1)	量刑判断のあり方、量刑資料及び情状立証などについて考察します。執行猶予制度、量刑と処遇、量刑の科学化と刑事政策、死刑制度についても学習します。	
14	公判⑪ 量刑(2)総括	量刑判断の具体的方法と法廷における量刑理由の告知の意義について、判例を素材に考察します。裁判員裁判の課題その他考慮すべき事項についても考察します。	

講義名：55109 法曹倫理

[講義基本情報]

教員:	北川 ひろみ・上山 晶子・杉浦 徳宏	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	必修

講義概要

講義概要	<p>この授業は講義及び演習形式で行います。</p> <p>法律実務家が職務を遂行していく上で、常に自覚し自らを律しなければならない倫理規範を学ぶとともに、不祥事や違反行為の背景、誘因となる事柄や環境等の存在を摘示し、法曹倫理を高め適正に職務を遂行していくための心構えやシステムの構築の学習を目標とします。</p> <p>授業では、弁護士倫理について、教科書を通して基本的な知識を身につけるとともに、設例や懲戒事例等を例示しつつ、解説及び双方向・多方向でのディスカッション、グループ学習により、理解を定着させた上で、弁護士の社会的役割・使命についても深く考えることを目指します。とりわけ、弁護士自治の意義とそれを支える各種制度のほか、民事・刑事を通して、守秘義務、利益相反、誠実義務をはじめとする職務基本規程における規律や弁護士法における規律を学ぶとともに、弁護士としての悩みも体感できるように心がけます。また、裁判官及び検察官の倫理については、ゲストスピーカーである裁判官及び検察官の職務経験者による講義を通して、その内容や実務上の課題・悩みを認識し、裁判官及び検察官の倫理について深く考え、その理解を深めることを目指します。</p>
到達目標	<p>法曹倫理とは、あらゆる法曹実務家が常に自覚し自らを律しなければならない、法曹としての社会的役割・使命に基づく行動規範を学ぶ基本科目です。したがって、授業では、この科目の「共通的な到達目標モデル」に準拠し、以下を到達目標とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹倫理の意義・重要性の認識 ・豊富な事例検討とディスカッションを通じて、法曹倫理の基本理念に立ち返って 自らの行動を律することのできるような規範意識の獲得 ・法曹倫理を高めるシステムの構築
教科書	『法曹の倫理』第3版（森際康友編）（名古屋大学出版）
参考書・参考資料	<p>日本弁護士連合会弁護士倫理に関する委員会編著『注釈弁護士倫理』（有斐閣、1995年）</p> <p>日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法 第3版』（弘文堂、2003年）</p> <p>日本弁護士連合会『事例集弁護士倫理』</p> <p>日本弁護士連合会『解説弁護士職務基本規程 第3版』</p>
成績評価方法	授業参加度 100%で、可否を評価します（PF方式）。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	法曹倫理を学ぶ意義 法曹倫理の基本 原理 弁護士自治・網紀 懲戒制度	<p>社会の中で実践される各法曹の仕事の内容とその役割について講義をするとともに、なぜ法曹に倫理が重要とされているのかについて、問題を提起し、ディスカッションを通して理解を深めます。</p> <p>法曹倫理の基本原則や弁護士法職務規程をはじめとする法源、弁護士自治と懲戒制度についても、学習します。</p>	教科書の p.2～p.9、p.235～p.246 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただくことが必要です。
2	弁護士の社会的 責任、法律事務独 占の意義	<p>社会において求められている弁護士の役割や職責を、歴史的な流れも意識しながら、幅広く学習します。職務基本規程における関連規定を学ぶとともに、弁護士の法律事務独占について、その理念や制度を深く理解するとともに、非弁問題について、事例を通して検討し、事前の予防策や事後の再発防止策について考えます。</p>	教科書の p.188～p.235 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただくことが必要です。
3	誠実義務 真実義務	<p>弁護士倫理の中核をなす誠実義務について、多角的に検討し、理解を定着させます。</p> <p>また、真実義務についても学習し、設例を通して、真実義務を</p>	教科書の p.9～p.20 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただくことが必要です

		めぐる弁護士の悩みについて体感し、誠実義務と真実義務についての理解を深めます。	
4	利益相反と利害調整	利益相反について、その意義や趣旨、弁護士法及び職務基本規程の条文の解釈、具体的適用場面などについて検討し、深く理解します。また、具体的な場面で理論的に思考できるように、複数の設例を通してディスカッションをします。利害調整の業務についても、問題点を意識できるよう検討します。	教科書の p. 21～p. 41 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
5	守秘義務	守秘義務について、その意義や趣旨、弁護士法及び職務基本規程の条文の解釈、範囲、解除事由などについて、検討します。設例を通して検討することにより、守秘義務をめぐる悩みを共有し、理解を深めます。	教科書の p. 42～p. 65 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
6	依頼者との出会いから受任まで	依頼者との出会いから受任に至るまでの倫理を学習します。依頼者紹介や広告、受任時の注意事項、委任契約などを取り上げます。特に、着手金や報酬金など、依頼者との金銭問題については、過去の懲戒事例なども紹介し、問題の所在についての理解を深めます。	教科書の p. 68～p. 85 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
7	調査・方針決定・事件処理・任務終了	受任してから業務終了までの倫理について、段階を追って学習します。特に、弁護士の裁量と責任について、理解を深めるとともに、預り金・預かり品の扱い、事件終了時の返還や清算について、事例を通して検討し、弁護士の金銭に関わる問題を知り、不祥事を予防するためのシステムについても考えます。	教科書の p. 86～p. 102 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
8	辞任・紛議	委任契約の終了をめぐる倫理について検討します。辞任は例外的な事態ですが、どのような場面に辞任せざるを得ないのか、辞任の際に注意すべき事項などについて、設例を通して検討します。	教科書の p. 103～p. 123 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
9	相手方、第三者、他の法曹との関係	相手方や第三者、他の法曹との間の倫理について学習します。依頼者のために全力を尽くすべきではあるものの、相手方や第三者、他の弁護士や裁判官への配慮は必要ないのか、あるいは、他の弁護士の倫理違反を知った時にどう対応すべきか、などについて、設例を通して検討します。	教科書の p. 124～p. 150 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
10	刑事弁護の倫理（1）	刑事弁護をする際の弁護士倫理（誠実義務、真実義務等）について、依頼者、被害者等、裁判所、検察官との関係を意識しながら、学習します。刑事弁護の本質からくる倫理を理解した上で、刑事弁護人の深い悩みを共感できるよう、設例をもとに検討します。	教科書の p. 151～p. 186 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
11	刑事弁護の倫理（2）、業態の多様化に伴う諸問題	引き続き刑事弁護士における倫理を学習します。また、弁護士を取り巻く環境の変化に伴い、業態も多様化しています。共同事務所、弁護士法人、組織内弁護士、大規模事務所における弁護士の在り方、自由と独立、弁護士倫理に関連する課題などについて、検討します。	教科書の p. 151～p. 186、p. 255～p. 301 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。
12	検察官の倫理	元検察官の教員を招いて、体験談を踏まえて、検察官の地位と役割、倫理、責任等をはじめとする倫理について、考えます。	教科書の p. 329～p. 360 を読んでくること、また予め指定された資料や設例について検討していただく必要があります。
13	裁判官の倫理	元裁判官の教員を招いて、体験談を踏まえて、裁判官の地位と役割、倫理、責任等をはじめとする倫理について、考えます。	教科書の p. 304～p. 328 を読んでくること、また予め指定された資料や設例について検討していただく必要があります。
14	これからの法曹としての専門職責任、法曹倫理のまとめ	司法を担う法曹三者の専門家としての職責や倫理について、まとめます。変化しつつある社会において、法曹の職責はどうあるべきか、ともに考えていきます。	p. 361～p. 377 を読んでくること、また予め指定された設例について検討していただく必要があります。

講義名：55173 紛争解決（ロイヤリング）

[講義基本情報]

教員:	北川 ひろみ・杉浦 徳宏	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	水 1
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	法曹実務家とりわけ弁護士が身につけておかなければならない、面接・相談、調査・証拠収集、交渉、ADR活用、報告、合意文書の作成等の様々な技能の習得をめざします。 弁護士は、相談者・依頼者、相手方、ADR機関・裁判所、証人・関係者といった各対象者との関係で、コミュニケーションスキルやカウンセリングマインド、交渉力、訴求力など、さまざまな能力が求められます。特に、依頼者から適切なヒアリングを行うことは非常に重要であり、依頼者の属性や相談内容に応じて慎重な工夫や配慮が必要です。弁護士の何気ない一言が、せっかく築いた依頼者との信頼関係を壊してしまうこともあり、このことは証人など他の対象者との関係でも同様です。 講義では弁護士として身につけておくべき技能、聴く、話す、読む、調べる、書く、振る舞う、といった技能を実践的に学んで行きたいと思えます。
到達目標	実務基礎科目群の中の一つの科目として、法曹実務家とりわけ弁護士に必要な諸々の基本的技能とマインドの習得を目標とします。
教科書	実務ロイヤリング講義【第2版】(名古屋ロイヤリング研究会編)(株式会社民事法研究会発行)
参考書・参考資料	上記教科書の中にテーマごとの参照資料が記載されています。
成績評価方法	授業参加度100%で、可否を判定します(PF方式)。
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ロイヤリングの概念と意義	ロイヤリングの概念とそれを法科大学院で学習する意義を考え、授業の進め方等について話をします。 どういった場合に「弁護士に相談したい」と思うか、またその際、「自分が依頼者ならどういった弁護士に頼みたいか」を考えることから、弁護士業務をする上で大切な要素を共通認識とします。	事前配布資料を予習して参加します。
2	法律相談(1) 個人の依頼者と面談①	法律相談の意味合いを考えます。特に個人の相談者との初回相談を前提とし、法律相談の準備、関係構築、コミュニケーションスキル、カウンセリングマインドの大切さについても学習します。また初回面談の例をビデオ教材で学びます。	事前配布資料を予習して参加します。
3	法律相談(2) 個人の依頼者との面談②ー相談から受任へ	前回に引き続き、個人の相談者を前提とし、相談から受任に至る経緯の技能を学びます。必要な証拠収集についても考えます。 教員が相談者となって、受講生が弁護士役で模擬法律相談を行います。模擬法律相談実施後、法律相談の内容について参加者で議論します。	事前配布資料を予習して参加します。
4	法律相談(3) 法人の依頼者との面談①	法人の相談者との面談を前提とし、個人との相違を意識しながら、法律相談の準備、関係構築、コミュニケーションスキル、その他必要なスキルや能力などについて学習します。	事前配布資料を予習して参加します。
5	法律相談(4) 法人の依頼者との面談②	前回に引き続き、法人の相談者を前提とし、相談から受任に至る経緯の技能、証拠収集の方法を学びます。教員が相談者となって、受講生が弁護士役で模擬法律相談を行います。模擬法律相談実施後、法律相談の内容について参加者で議論します。	事前配布資料を予習して参加します。
6	受任	受任の意味を理解した上で、事件を受任するかどうかの判断、受任する際の協議事項、注意事項などを検討します。 受任の範囲、紛争解決手段の選択、弁護士報酬など、委任契約の内容について学習します。	事前配布資料を予習して参加します。 事前又は事後に、委任契約書等の作成課題の予定しています。
7	調査・証拠収集の基本技術	受任の前後に行うべき調査、証拠収集手段についての基本技術について学習します。どのような証拠が必要か、その証拠をいつ、どのように入手すべきか、入手困難な証拠の扱いなどを、事例に即して検討します。	事前配布資料を予習して参加します。
8	紛争解決手段	紛争解決手段としては、交渉、調停、訴訟、ADRなど様々なものがあります。それぞれの特色を検討し、依頼者や事例に即した選択	事前配布資料を予習して参加します。

	交渉（１）	を考えます。 総論的に交渉を学習します。	事前又は事後に、必要に応じて、相談者への報告書、相手方への通知書、示談書案等の作成課題もあります。
9	交渉（２）	交渉の基本を、模擬事例に基づいて実践的に学びます。相手方との交渉のほか、依頼者への説明・説得についても体感します。 必要に応じて、文書も作成します。	事前配布資料を予習して参加します。 事前又は事後に、必要に応じて、相談者への報告書、相手方への通知書、示談書案等の作成課題もあります。
10	調停，訴訟，ADRなどにおける技術	調停や訴訟，ADRなど，当事者以外の第三者が介在した場合の紛争解決プロセスにおける弁護士の交渉技術やコミュニケーションスキル，依頼者への説明・説得について，模擬事例を用いるなどして，学習します。	事前配布資料を予習して参加します。 事前又は事後に、必要に応じて、相談者への報告書等の作成課題もあります。
11	依頼者，相手方，裁判所等との関係	事件処理を進める段階で，依頼者との関係，相手方本人や代理人との関係，裁判所等の第三者との関係のそれぞれにおいて，神経を使う場面があります。そういった場面において，トラブルにならないような関係を構築する技能について学習します。	事前配布資料を予習して参加します。 事前又は事後に、必要に応じて、相談者への報告書等の作成課題もあります。
12	合意文書の作成	交渉の結果合意した内容を文書にまとめることの重要性とその際のポイントを学習します。	事前配布資料を予習して参加します。 事前又は事後に、必要に応じて、示談書案等の作成課題もあります。
13	依頼者への説明・報告，委任終了時の措置	依頼者への説明・報告の重要性とその際のポイント，委任終了後の報酬請求、記録の返還等について学習します。報酬金の算定・受領、記録の返還等を中心に考えます。	事前配布資料を予習して参加します。 事前又は事後に、必要に応じて、相談者への提示書面等の作成課題もあります。
14	まとめ	プロフェッションとしての弁護士に必要なことは何かを考えます。	

講義名：55175 法務エクスターンシップ

[講義基本情報]

教員:	北川 ひろみ	対象年次:	2
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義及び実習形式で行われます。 既に学んだ法律上の知識や実務上の基礎的スキルを踏まえ、それらが実務の場でどのように機能しているかを学ぶべく一定期間法律事務所において実務研修を行います。 実務研修の前に、オリエンテーション（法廷傍聴を含む）を行います。 その上で、「南山大学大学院法務研究科実務指導弁護士」を委嘱し、標準修業コースの2年次（既修者コースの1年次）の2～3月に学生各自2週間の期間、法律事務所において実務指導弁護士の指導を受けます。派遣前に、学生には実務家教員から守秘義務等について十分説明の上誓約書を提出してもらいます。研修期間中、学生は毎日研修日誌をつけその日に何を学んだかを記すと共に、期間終了後には総括レポートを提出するとともに、報告会での報告を通して振り返ります。
到達目標	以下の点を到達目標とします。 ・学生が学んだ法律上の基礎知識が実務の場でどのように機能しているかについて理解と認識を深めること ・実社会における法曹の役割・責任についての認識と思考 ・守秘義務をはじめとする法曹の倫理やあるべき姿についての認識 ・法曹に必要とされる幅広い能力の認識 ・学習と法曹志望の動機付けの獲得
教科書	特に指定しません。（なお「法曹倫理」や「ロイヤリング」「法情報調査」とも関連づけて学ぶことが必要です。）
参考書・参考資料	名古屋ロイヤリング研究会編「ロイヤリング講義」第2版（民事法研究会、2009年）、 日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著「解説弁護士職務基本規程（第3版）」（2017年）
成績評価方法	授業参加度20%、実務研修参加度80%で可否を評価します。PF方式で評価します。
履修条件	・履修届をしたすべての学生が受講できるわけではありません。すなわち、学習態度あるいは成績が不良な学生等は、派遣されないことがあります。 ・そこで、履修届を提出する前、すなわち2年生（既修1年）の6月頃に、指導教員の所見が記された申込書を提出してもらい、春学期中に事前審査を行う予定です。 ・なお、派遣先との関係上、その年度に履修できる学生は最大で20名までです。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション①	法務エクスターンシップの内容、スケジュール、到達目標ならびに弁護士及び法律事務所の日常業務の概要について説明します。これを受け、エクスターンシップの各自の目標を考えてもらいます。 実習に備え、法律相談や裁判の流れ、民事・刑事・家事の手続き概要について復習するとともに、証拠収集や文献調査の方法、受任の方法など依頼者とのやりとりについても学びます。	民事、刑事、家事等の手続き概要を復習しておくことが望まれます。
2	オリエンテーション②	法廷傍聴を実施し、机上の勉強がどのように実務で運用されているかを体感することにより、理解の定着を図ります。	民事訴訟法、刑事訴訟法における裁判手続きの流れを復習しておくことが必要です。
3	オリエンテーション③	実習に備え、弁護士の使命や役割を再認識するとともに、守秘義務、誠実義務をはじめとする様々な弁護士の倫理（職務基本規程）について理解を深めます。また、依頼者や事務職員との関係や対応についても考えてもらいます。 そのほか、実習時の注意事項や、事後の報告会につい	弁護士の使命や職責、守秘義務を中心に、実習にあたり注意すべきことを検討しておくことが必要です。

		でも共有します。	
4	実習	<p>各々の法律事務所において具体的に研修を受けます。必要な研修の内容については指導弁護士宛に文書で示すとともに、事前準備の過程で実務家教員と協働して個別に確定させます。</p> <p>必要な研修の内容の概要は以下の通りとします。</p> <p>① 聴き取り調査（事前に聴き取りの要点メモを作成し、聴き取り調査後は調査の要点を陳述書の形でまとめさせます）</p> <p>② 事案に関連する争点の明確化（事案の争点を明確に意識させます）</p> <p>③ 事案に関連する判例や文献の調査（判例、文献等を速やかに調査させます）</p> <p>④ 裏付けの証拠や登記簿謄本等の資料の収集（どのような証拠、資料が存在するか、それをどのように入手するか、実際にその一部を入手させます）</p> <p>⑤ 簡単な示談書や契約書の作成</p> <p>⑥ 民事・刑事の法廷傍聴（事案と争点についての理解と当日の事務上のポイントを踏まえ、それなりに準備に関わった上での傍聴）</p> <p>⑦ 弁護士会の委員会活動等の傍聴</p> <p>各実務指導弁護士の指導の下、可能な限り積極的に学習できるよう工夫します。</p>	<p>毎日研修ノートをつけ、学習した事柄を整理することが必要です。終了後速やかに担当者に総括レポートを提出する必要があります。</p>
5	同上	同上	同上
6	同上	同上	同上
7	同上	同上	同上
8	同上	同上	同上
9	同上	同上	同上
10	同上	同上	同上
11	同上	同上	同上
12	同上	同上	同上
13	同上	同上	同上
14	報告会	<p>エクスターンシップに参加した学生が実習の成果について総括レポートを提出し、実務家教員や他の学生らの前で、報告します。研修ノートと総括レポートに学習内容をまとめることにより、この授業の成果の向上を目指します。</p>	<p>報告（レポートの作成を含む）の準備が必要です。</p> <p>各人の充実したエクスターンシップが報告会の内実を決定付けます。</p>

講義名：55177 模擬裁判

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一・北川 ひろみ・石田 秀博	対象年次:	3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	実務基礎科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	民事の模擬裁判を事例をもとに体験してもらいます。裁判官役、原告役、被告役の各グループに適宜分かれた形で、民事訴訟に関する訴訟資料の作成、当事者尋問もしくは証人尋問を実施します。なお、弁護士2人の共同講義ですので、それぞれの個性や考えの違いが出るかもしれません。本年度は、夏期に集中して開講するので多くの院生が受講することを希望します。講義時間内で準備を進めます。
到達目標	これまで学んだ民法、民事訴訟法等の法律を実際の裁判実務でどのように生かすかを模擬体験し、民事訴訟手続について訴訟提起から判決までの流れ、交互尋問を体得することが目標です。将来実務修習に入った際に戸惑うことがないよう橋渡しをすることを目標とします。
教科書	特にありません。
参考書・参考資料	民事法演習，民事実務総合研究，民事実務演習で使用した教科書等を参考にしてください。
成績評価方法	模擬裁判中の発言や態度を50%，作成してもらう書面を50%として評価します。
履修条件	模擬裁判という講義の性格から，受講生が3名以下の場合には開講できないことがあります。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	(1日目午前)オリエンテーション・訴訟提起に向けての準備	今後の授業の進め方を説明します。 予め配布する資料に基づいて、原告グループ、被告グループ、裁判官グループに分かれて、訴訟手続に向けて準備します。 原告グループは訴状の作成、被告グループは陳述書の作成、裁判官グループは訴訟指揮を学習します。	特に準備はありません。
2	(1日目午前)訴訟提起に向けての準備	同上	同上
3	(1日目午後)第1回口頭弁論期日に向けて	原告グループは訴状を完成させ、陳述書の作成を準備します。 被告グループは答弁書を作成します。裁判官グループは、訴訟指揮及び証人尋問の際の異議を学習します。	同上
4	(1日目午後)第1回口頭弁論期日に向けて	原告グループは提出書証の検討及び証拠説明書を準備します。 被告グループは答弁書を作成します。裁判官グループは、訴状及び答弁書をみて主張整理を行います。	同上
5	(2日目午前)第1回口頭弁論期日に向けて	原告グループは答弁書に対応する反論の準備書面を準備します。 被告グループは提出書証の検討及び証拠説明書を準備します。裁判官グループは、訴状及び答弁書をみて主張整理及び争点整理を行います。	同上
6	(2日目午前)尋問の準備	原告グループと被告グループは人証のための尋問準備(主尋問・反対尋問)を行います。裁判官グループは、争点整理表及びブロックダイアグラムの作成、釈明事項の検討、判決書に必要な要証事実を検討します。	同上
7	(2日目午後)尋問の準備	同上	同上
8	(2日目午後)尋問の準備	同上	同上
9	(3日目午前)	同上	同上

	尋問の準備		
10	(3日目午前) 第1回口頭弁論期 日・第2回口頭弁論	模擬法廷で第1回口頭弁論期日を実施します。各当事者は提出した訴訟資料の陳述します。裁判官グループは、釈明権を行使します。証人採用決定まで行います。 模擬法廷で第2回口頭弁論期日(当事者(証人)尋問)を実施します。	同上
11	(3日目午後) 第2回口頭弁論期日	模擬法廷で第2回口頭弁論期日(当事者(証人)尋問)を実施します。	同上
12	(3日目午後) 第2回口頭弁論期日	模擬法廷で第2回口頭弁論期日(当事者(証人)尋問)を実施します講評・意見交換を行います。	同上
13	(4日目午前) 第3回口頭弁論・和 解	被告本人尋問を実施します。 裁判官グループは和解勧誘し、和解協議を実施します。	同上
14	(4日目午後) 判決・総括	裁判官グループは判決を作成します。原告グループ及び被告グループは尋問結果について意見交換をします。判決言渡後、全体の講評を行い、意見交換及び模擬裁判の感想を述べてもらいます。	同上

講義名：55151 法と人間の尊厳（歴史の視点）

[講義基本情報]

教員:	田中 実	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>法は、宗教や哲学など他の領域に委ねることのできない自立した領域で「人間の尊厳」を実現する役割を担うものです。古代ローマは、人間にとって有用なものとしての財貨の帰属をめぐる紛争を解決するにあたって、例えば多数決原理などを採用する議会とは距離をおき、ローマ市民に独特な自由の観念を基盤に、論拠を限定しつつも開かれた議論を許容する法制度の構築に成功しました。そこで作られた概念、議論の枠組、法制度は今日でも、諸国の、そして西欧法を継受した我国の法律学の基盤をなしています。</p> <p>法の専門家の多くが、財産をめぐる真摯な紛争解決をめぐり発達させたこの知的な遺産の素養を持たず、超越的な価値を直接に援用し感情的な議論を常とするようになることは、人間の尊厳にとって好ましいこととは言えません。わが国では、大陸法系の国でありながら法学部でもローマ法を学ぶ機会が必修科目として設定されていませんから、この講義では初学者を念頭に、総論としてローマ法の意義やその基本構造、歴史的展開を説明し、各論として相続法を含む広い意味での民法財産法のいくつかの制度を的を絞って解説します。なお歴史的に学んだ概念から検討する価値のある興味深い判例の検討も若干組み入れる予定です。</p> <p>授業は基本的には講義形式で行いますが、現行法制度や判例学説の解説を求めることがあります。</p>
到達目標	<p>各国の法制度の共通文法ともいえるローマ法の基本的な知識を得て、現行法制度がいかに豊かな歴史的伝統のもとで作られているかの認識を深める、と同時に、今日の日本の法や法律学において、ひいては社会において用いられる概念、発想、立論を批判的に検討する能力を養うことを目標とします。</p>
教科書	<p>ありません。 担当者が作成した資料を配布します。</p>
参考書・参考資料	<p>参考文献として、ウルリッヒ・マンテ著（田中実/瀧澤栄治訳）『ローマ法の歴史』（ミネルヴァ書房）、ゲオルク・クリンゲンバルク著（瀧澤栄治訳）『ローマ債権法講義』『ローマ物権法講義』（大学教育出版）、原田慶吉著『ローマ法—改訂—』有斐閣、木庭顕『ローマ法案内』『新版ローマ法案内』（羽鳥書店）、木庭顕『笑うケースメソッド現代日本民法の基礎を問う』原田慶吉著『日本民法典の史的素描』創文社、前田達明『口述債権法法総論』成文堂を挙げておきます。他にドイツ、フランス、イタリアで出版されたローマ法の教科書の抜粋（担当者の邦訳）や邦語の雑誌論文を配布します。</p>
成績評価方法	<p>筆記試験（70%）。授業における個別報告および発言による授業参加度（30%）。</p>
履修条件	<p>参加者の関心等を勘案して、授業計画にないテーマを加えることもあります。</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	イントロダクション	古代ローマ法および『ローマ法大全』の基本事項を解説し、中世イタリアのローマ法大全に対する註釈などを紹介し、中世・近代におけるローマ法及びローマ法学の意義を説明します。	ヨーロッパ史の整理
2	ローマの社会構造	ローマの歴史的発展と社会および家構造を解説します。	善管注意義務の整理
3	ローマの裁判制度	ローマの訴訟制度の変遷と代表的な裁判制度を解説し、法と弁論術、法と裁判制度の意味を考えます。	訴訟制度の整理
4	ローマの法人概念	ローマの社団法人、財団法人概念を説明します。	近代の法人概念の整理
5	特有財産制度	家父権に服する奴隷や家息と契約を締結した相手方がいかに保護されてきたかを解説し、ローマの奴隷制社会の制度的枠組みを習得し、今日の代理制度や有限責任の考え方を理解する視座を与えます。	近代代理制度の整理
6	ローマの所有権および中世・近代の所有権論	ローマ法に由来するとされてきた絶対的所有権の基本的な構造を学びます。さらに、大陸とイングランドを視野に、封建制度と所有権の法学的把握を解説します。	所有権のイデオロギー批判の検討および封建社会と近代社会の基盤の理解
7	ローマの占有	難解な占有制度の鍵概念をローマの特示命令の構造から	占有をめぐる判例の検討

		ら解説します。	
8	債権総論から	受講者の関心等を勘案して弁済や相殺といった債権総論のテーマからローマ法の解説をします。	債権総論の議論の整理
9	物権と債権、合意と契約、法律行為としての契約	物権と対比された債権概念を考察した後、ローマの契約訴訟と近世の議論を解説し、日本の法律行為論との違いを浮き彫りにします。	法律行為概念の整理
10	典型契約の洗練	誠意契約としての売買を解説します。	売買法の様々な議論の整理
11	典型契約の洗練	売買以外の典型契約を解説します。	売買以外の契約法の整理
12	非典型契約の救済	前書訴訟による非典型契約の救済を解説します。	契約の性質決定論の整理
13	ローマの不法行為法と罰訴権の展開	ローマの不法行為法と、近世ドイツの法学者による批判を解説します。	不法行為法の整理
14	ローマの遺言制度	相続人指定と遺贈を峻別し、さらに信託遺贈制度を発達させたローマの遺言制度を解説します。	相続法の各論の整理

講義名：55155 法と人間の尊厳（哲学の視点）

[講義基本情報]

教員:	服部 寛	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	金 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>この授業は双方向形式で行われます。「人間の尊厳」は、今日、とりわけ西洋法文化圏において、法秩序の頂点に位置づけられているとすることができます。「人間の尊厳」の重要性は広く承認されていますが、その概念が意味するところについては、(法学上) 諸説に分かれてもいます。その背景には、この概念に関して思想史において議論が繰り広げられてきておりその結果が必ずしも統一されているわけではないことと、「尊厳」の概念が意味するところが歴史によって異なっているということがあります。また、日本(国憲)法においては、正確に言えば、「人間の尊厳」という文言は存在していません。「個人の尊重」・「個人の尊厳」といった日本法上の関連する概念と、ほかならぬ「人間の尊厳」との関係についても、慎重な議論が行われてきています。</p> <p>この講義では、前半部分では、今日の(西洋)法秩序における「人間の尊厳」の位置付けと理解(および見解の相違)を理解するために、歴史的側面を扱います。具体的には、法思想史の重要な諸見解に関して、それらの基本的なポイントを瞥見しながら、それらと「人間の尊厳」の思想史上の位置付けとを交錯させます。ここでは、法哲学(及び法思想史)の分野における基本的な問題についても意識する予定です。講義の後半部分では、ドイツ(の法哲学・憲法学)における「人間の尊厳」に関する議論を意識しながらも、日本(法)において同概念に相当するものと言える「個人の尊重(尊厳)」との関係および相違について扱い、その上で、主に法哲学的観点から、(日本の)実定法における「人間の尊厳」に関する諸問題・諸議論を扱います。授業の終盤では、科学技術の進展や社会の大きな変化に伴う、同概念に関する難問についても触れる予定です。</p>
到達目標	<p>1. 「人間の尊厳」概念の(法)思想史的展開を理解している。</p> <p>2. 日本の法秩序における「人間の尊厳」概念および関連する諸概念の位置付けについて理解している。</p>
教科書	<p>特に指定しません。なお、本講義の内容(とりわけ西洋・ドイツにおける「人間の尊厳」に関する部分)につきましては、Dietmar von der Pfordten, Menschenwürde, 2016に大きく依拠していることを申し添えておきます(同書を購入する必要はありません)。ドイツ語の文献ですが、関心のある方は、同文献を参照しつつ講義を受けてもらえると、人間の尊厳に関してより深く学ぶことができます。</p>
参考書・参考資料	<p>第1回目の授業時に一般的な参考文献を紹介します。その他、各回で主に使う参考文献や資料は、その前の回で配付します。</p>
成績評価方法	<p>定期試験(筆記試験) 100%により評価します。</p>
履修条件	<p>特にありません。</p>
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	イントロダクション ——「人間の尊厳」概念の歴史と(今日的)諸問題の概観	<p>この講義の全体の内容を鳥瞰します。とりわけ、前半部分で扱う、歴史に関する部分について概説します。その際に、「人間の尊厳」概念の内実や、関連諸概念に関する議論についても、簡単に整理しておきます。</p>	<p>第1回で配付する予定の文献(「人間の尊厳」に関する最近の文献、および古代の法思想に関する文献)を、次回までに読んできて下さい。</p>
2	法と「人間の尊厳」の歴史①:古代(ギリシア、ローマ)	<p>「尊厳」の概念の原語であるラテン語の「dignitas」は、古代ローマに由来すると言われています。この古代ローマにおける「dignitas」概念について、哲学者・キケロの見解を中心に見ていきます。他方で、西洋思想の源流の一つであるギリシア哲学・思想においてはどうかについても、プラトン、アリストテレスといった思想家の見解のポイントを抜いしつつ(とりわけ彼らの人間像)、総じて、古代の「尊厳」概念の出発点をまとめます。本講義のもう一つの重要なキー概念である「法」についても、古代のギリシア・ローマにおける法思想・法制度の展開について一瞥しておきます。</p>	<p>古代の法思想に関して配付する予定の文献を予習として読んできて下さい。</p>

3	法と「人間の尊厳」の歴史②：中世キリスト教〜ルネサンス	古代における「dignitas」概念の展開を受けて、中世のキリスト教では、人間の魂（Seele, 精神）として「尊厳」が理解されるに至ります。そして、ルネサンスにおいて、人間それ自体への関心の高まりの中で、「人間の尊厳」概念が新しい展開を迎えます。この回では、キケロ以降の、キリスト教の神学者たちにおける「dignitas」概念の理解の展開（とりわけ、トマス・アキナスの見解に注目する予定です）と、イタリア・ルネサンスにおける諸見解についても概説します。「法」については、トマス・アキナスの見解に論及します。	中世とルネサンスの法・人間の尊厳に関して配付する予定の文献を、次回までに読んできて下さい。
4	法と「人間の尊厳」の歴史③：啓蒙期の思想家（特に自然法論者）における展開	啓蒙期の思想家においては、人権の基礎となる「自然権」が理論的に基礎付けられるのに対して、「（人間の）尊厳」概念は後景に退くとされています。この点について、社会契約論者の諸見解につき、法思想史上のポイントを確認すると共に、彼らの見解における「尊厳」概念（への言及の頻度の低さ或いは無さ）について簡単に述べます。「尊厳」概念にとって重要な思想家として、プーフェンドルフとカントの見解について立ち入る予定です。	啓蒙期の法思想家に関して配付する予定の文献を読んできて下さい。
5	法と「人間の尊厳」の歴史④：憲法・国際法における展開	18世紀末から、人間の尊厳に対して批判的な見解が見受けられます。これら（功利主義、ショーペンハウエル、ニーチェ）にも一瞥しますが、より重要なことは、19世紀に入り唱えられた社会主義の運動の中から出てきた、尊厳に関する経済的な条件を重視する見解です（例：ラッサール）。これにも目を向けます。併せて、近代の諸憲法のうち、第2次世界大戦の終戦の1945年までのものにつき、人間の尊厳がどう扱われてきたのかについて、扱います（フランス人権宣言、ワイマール憲法など）。さらには、戦後の国際社会における「人間の尊厳」の広がりについても、国連憲章や世界人権宣言、さらにはヨーロッパ人権条約などに一瞥します。	この回で扱う予定の、近代以降の諸憲法や諸条約に、目を通しておいて下さい。
6	法と「人間の尊厳」の歴史⑤：「人間の尊厳」の時代へ——ナチズムへの反省	「人間の尊厳」概念がクローズアップされる歴史上の大きな契機は、ナチズムにおけるホロコーストと、戦後におけるその反省、そして旧西ドイツのボン基本法において規定されたことにあると言えます（例：同第1条第1項「人間の尊厳は不可侵である。」。この回では、ドイツのナチ期〜戦後までの歴史の流れに沿って、人間の尊厳概念が法的に注目されるに至る経緯を扱います。	配付予定の、ナチ期におけるいわば反・人間の尊厳的な法律や、ボン基本法に関する文献を、次回までに読んできて下さい。
7	小括：今日における「法」と「人間の尊厳」——ドイツ	この回では、講義全体の前半部分のまとめとして、とりわけ「人間の尊厳」概念の内実の展開を整理すると共に、ドイツ（の憲法学）における「人間の尊厳」に関する諸問題を、次回以降で扱う日本の状況との対比として、紹介的に扱います。	関連する文献を配付予定です。
8	日本の法秩序における「人間の尊厳」・総論——「個人の尊重（尊厳）」との関連	今回からは、日本の法秩序に目を向けます。ドイツとは異なり、日本では、憲法上、「人間の尊厳」という用語がありません。これに相当するものとして、第13条に「個人の尊重」が、第25条（民法第2条にも）に「個人の尊厳」という用語があります。これらの相違に関する法哲学上・憲法学上の議論について取り扱います。日本法における関連概念（生命の尊厳、人の尊厳など）についても整理しておきます。	関連する文献を配布予定です。
9	「人間の尊厳」の始期と法／「人間の尊厳」と「人権」——両者の関係	この回では、人間の始期に関する諸問題について扱います。言い換えれば、「人間の尊厳」の享有主体につき、人間の始期の観点から、どの時点でそれが認められるのか、という問題です。生命の誕生に関わる医療技術の進展に伴い、複雑かつ深い、生命そ	関連する文献を配付予定です。ペリッシュ判決などについての論文を配付します。予習として読んでおいて下さい。各自でも、医事法や生命倫理の分野における文献やニュースなどについて注目して下さい。また、第2回

	れ自体に関する問題が活発に論じられつつあります(時間があれば、遺伝子やクローンに関する問題についてもここで簡単に触れる予定です)。また、日本に限らず、「人間の尊厳」と「人権」との関係が、(比較的)近年になってから、大きな論点として浮上してきております。ここでは、いわゆる wrongful life・wrongful birthの問題に関する諸国の議論(一例としてフランスのペリュシュ判決をめぐる)を扱います。本講義の前半部分で扱った、法思想史上の、両概念の展開についても復習する予定です。	～第6回までのレジュメや配付した文献についても復習をしておいて下さい。	
10	「人間の尊厳」——あるいは尊厳ある(人)生——にとって必要なものは何か①	人間の始期・終期といった局面ではなく、(既にこの生きている)我々の日常の暮らしにおいても、「人間の尊厳」は重要な役割をなしているはずですが。第10回と第11回では、いわば「人間の尊厳」の日常的な意義について扱います。この意義について、まず、「《人間の尊厳》の名の下にどこまでの行為が許されるのか」ということ換言すれば、自己決定の限界という観点から、「尊厳ある(人)生」について、考えてみます。	憲法学における自己決定権をめぐる議論について、予復習をしておいて下さい。
11	「人間の尊厳」——あるいは尊厳ある(人)生——にとって必要なものは何か②	引き続き「人間の尊厳」の日常的な意義について扱います。この回では、「人々に「人間の尊厳」として認められなければならないものとは何か」という観点から、「尊厳ある(人)生」について、考えてみます。この回のキーワードは、「人間の生(存)の条件」です。	配付予定の、遠藤比呂通論文を読んでおいて下さい。
12	「人間の尊厳」の終期と法——安楽死・尊厳死	人間の終期である「死」に関しても、尊厳の問題が古くから議論されてきました。尊厳死の問題がそれです。尊厳死や安楽死といった難問について、生命倫理やケア論の知見を交えつつ、皆さんと考えます。	尊厳死・安楽死に関する判例や、ケア論に関する文献を配付予定です。予習として読んでおいて下さい。
13	法哲学と「人間の尊厳」の理論的諸問題	この回では、法哲学の領域の中で論じられている理論的な次元で、「人間の尊厳」がどう論じられているのかについて、これまでのまとめも意識して扱います。具体的には、法の根本価値・原理としての「人間の尊厳」の位置付け、そのように考えられるに至る経緯、法律解釈・適用の局面での価値基準としての意義、これら諸点を瞥見していきます。	関連する文献を配付予定です。予習しておいて下さい。
14	まとめ:「法」と「人間の尊厳」	最後の回では、これまで扱った内容について概括します。併せて、法が属する《当為(および価値)》の領域と、それと区別される《存在(事実)》の領域の間で、「人間の尊厳」をどのように考えていけばよいか(あるいは上記の領域の二分法自体について)、法哲学的観点から検討を行う予定です。	これまで扱った授業の内容や配付した文献を復習しておいて下さい。

講義名：55157 法と人間の尊厳（生命と法）

[講義基本情報]

教員:	末道 康之・大山 徹・水留 正流	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	生命に対する人為的介入が問題になる事案を題材として、人間の尊厳を最大限に実現するための法的扱いの在り方を考察します。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。また、グループごとに最適な解決策のあり方を話し合い、報告をしてもらいます。グループによる見解のまとめと報告を予定していますが、受講者数に応じて、個人での検討と報告になる可能性があります。全14回で7テーマを扱います。本講義はオムニバス方式で実施します。
到達目標	生命と法との関係、さらには具体的な場面における人間の尊厳の実現方法について、社会的に説得力のある見解を構築する力を養成することを目標とします。
教科書	指定しません。
参考書・参考資料	必要に応じて紹介します。なお、各テーマを議論する際に、担当者が事前にブリーフィングを行います。
成績評価方法	授業参加度（30%）および定期試験（70%）の合計により評価します。
履修条件	特にありません。ただ、自分の見解だけにこだわったり、他人の意見に「聞く耳」を持たない傾向のある人は不向きです。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	人工授精・体外受精と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。（水留担当）	テーマについて、自己の見解をまとめます。
2	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。（水留担当）	同上。
3	代理母と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。（水留担当）	同上。
4	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。（水留担当）	同上。
5	クローン技術と人間の尊厳	（テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。水留担当）	同上。
6	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。（水留担当）	同上。
7	安楽死と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。（大山担当）	同上。
8	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。（大山担当）	同上。
9	尊厳死と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。（大山担当）	同上。
10	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。（大山担当）	同上。
11	死の概念と人間の尊厳	テーマについて、グループごとの話し合い（または個人での検討）を軸として見解を構築します。（末道担当）	同上。
12	同上	グループ（または個人）報告を前提として、全員でのディベートにより、よりよい解決策を考えます。（末道担当）	同上。
13	死刑と人間の尊厳	死刑制度については、その是非をめぐって現在でも議論が継続されている。国際的な視点から、死刑制度の是非について、検討する。（末道担当）	同上。
14	人間の尊厳概念についての総合的検討	第13回までの学習を通して、人間の尊厳の概念について総合的に検討する。（末道担当）	同上。

講義名：55159 法と人間の尊厳（犯罪被害者と法）

[講義基本情報]

教員:	岡田 悦典・水留 正流	対象年次:	1・2・3
その他の教員:		開講時限:	金 3
科目種別:	人間の尊厳科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	刑事政策を前提として、刑事法、とくに刑事訴訟法および少年法における犯罪被害者の地位を明らかにすることによって、犯罪被害者のおかれた現状について、法曹としてもつべき知識・理解を高めることが科目の趣旨です。なお、授業は、オムニバスによる講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。
到達目標	犯罪被害者保護・援護に関する現行法および施策について十分な知識・理解を深めることを目標とします。
教科書	指定しません。
参考書・参考資料	適宜、指示または配付します。
成績評価方法	定期試験（100%）により評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	犯罪被害者 (水留)	統計からみる犯罪被害者、刑事司法における犯罪被害者の地位の変遷、被害者学の成立とその後の展開（犯罪原因論から被害者支援へ）	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
2	犯罪被害者保護の歴史 (水留)	犯罪被害者給付金制度、2000年前後の犯罪被害者関係立法、犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
3	犯罪被害者のニーズ (水留)	一次被害、二次・三次被害、トラウマとそのケア、犯罪被害者の権利	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
4	犯罪被害者と受刑者処遇・更生保護と被害者 (水留)	犯罪行為者処遇制度の全体像とそこにおける犯罪被害者の位置づけ、犯罪被害者と受刑者処遇、更生保護における犯罪被害者の保護	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
5	性犯罪、告訴と犯罪被害者 (水留)	性犯罪被害の特殊性、性犯罪規定の解釈論と立法論、性犯罪と告訴	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
6	犯罪被害者としての子ども (水留)	子どもの犯罪被害、児童虐待とそれへの対応、ドメスティック・バイオレンス（DV）との関係	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
7	非行少年処遇と犯罪被害者 (水留)	犯罪行為者処遇制度の全体像とそこにおける犯罪被害者の位置づけ、少年法の特徴（保護原理と侵害原理との調和）と被害者問題との関係、少年司法への犯罪被害者の関与	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
8	刑事訴訟と被害者、捜査と被害者 (岡田)	刑事手続の構造・原理と被害者の関係（弾劾主義、当事者主義、適正手続）、捜査と被害者、二次被害、マスメディアと被害者、	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
9	公訴と被害者 (岡田)	公訴理論の基礎、公訴時効、検察審査会制度、不審判請求、通知制度	あらかじめ示された参考文献等を読みます。
10	公判と被害者	刑事公判の基礎、訴因制度の基礎、被害者参加制度、被害者国選弁護制度	あらかじめ示された参考文献等を読みます。

	(岡田)		
11	証人保護と被害者 (岡田)	証人尋問制度の基礎、伝聞法則の基礎、付添人、遮蔽措置、ビデオリンク方式	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
12	被害者の損害回復 (岡田)	損害賠償命令制度、刑事和解、犯罪給付金制度、示談	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
13	被害者と量刑 (岡田)	刑罰の種類、刑の量定、量刑判断の手續問題と被害者	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。
14	被害者のプライバシーと刑事裁判 (岡田)	被害者の匿名と訴因、証拠開示と被害者の匿名、被害者のプライバシーと公開原則・被害者特定事項の秘匿	あらかじめ示された参考文献等を読んでもおきます。

講義名：55191 労働法（個別紛争）

[講義基本情報]

教員:	緒方 桂子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、労働契約及びそこから導かれる労使の権利義務について学び、それらをめぐる法的紛争について考察します。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。
到達目標	(1) 法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2) 労働契約や労使の権利義務に関する法解釈及び法理論を正確に理解して、適用できる。 (3) 現実の問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4) 演習によって答案作成能力を身につける。 (5) 対話・説得能力を涵養する。
教科書	(1) 小畑史子・緒方桂子・竹内寿『ストゥディア労働法』有斐閣 (2) 『労働判例百選（第10版）』（有斐閣） (3) 水町勇一郎・緒方桂子『事例演習労働法・第3版[補正版]』有斐閣 (すでに購入している学生は、補訂前の第3版でも可) (補強用) 西谷敏『労働法（第3版）』日本評論社 菅野和夫『労働法（第12版）』弘文堂
参考書・参考資料	この講義では、教科書に指定した『ストゥディア労働法』及び『判例百選』で概要を理解し、それを踏まえたうえで、演習を行います。
成績評価方法	期末試験（100%）によって成績評価します。
履修条件	
その他の注意	簡単な予習と、十分な復習が必要です。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	労働法の概観	* 労働法の概観 * 労働関係の当事者と基本的権利義務 * 労働条件の決定 (指定テキスト Chapter 1-3)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
2	労働契約の成立	* 労働契約の成立 (指定テキスト Chapter 4)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
3	人事①	人事 (1) (指定テキスト Chapter 5)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
4	人事②	人事 (2) (指定テキスト Chapter 5)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
5	賃金	賃金 (指定テキスト Chapter 6)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
6	労働時間	* 労働時間 (指定テキスト Chapter 7)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
7	休暇・休業	* 休暇・休業 (指定テキスト Chapter 8)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
8	労働契約の終了	* 労働契約の終了 (指定テキスト Chapter 11)	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
9	差別禁止・均等	* 細別禁止・均等・均等取扱いの法ルール	指定テキストの該当 Chapter を通読し、レジ

	均衡取り扱いの 法ルール	(指定テキスト Chapter 9)	ユメに掲載されている設問についてノートを作成してください。
10	事例演習①	就業規則について	テキストと演習の該当箇所。
11	事例演習②	労働時間について	テキストと演習の該当箇所。
12	事例演習	人事について'	テキストと演習の該当箇所。
13	事例演習④	賃金について	テキストと演習の該当箇所。
14	事例演習⑤	労働関係の終了について	テキストと演習書の該当箇所。

講義名：55193 労働法（集団紛争）

[講義基本情報]

教員:	緒方 桂子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この講義では、使用者と労働組合あるいは労働組合員である労働者との間で展開される集団的労使関係を、労働組合法を中心とした法制度及び学説・判例の蓄積によって組み立てられてきた法理論の両面から学びます。講義は、受講生との質疑応答を中心に行います。
到達目標	(1) 法律の条文を読みこなし、正確に理解して適用することができる。 (2) 集団的労使関係に関する法解釈及び法理論を正確に理解して適用することができる。 (3) 現実に問題となる事案について法的な考察を行い、立論することができる。 (4) 対話能力・説得技術を涵養する。
教科書	(1) 小畑史子・緒方桂子・竹内寿『ストゥディア労働法』有斐閣 (2) 『労働判例百選（第10版）』（有斐閣） (3) 水町勇一郎・緒方桂子『事例演習労働法・第3版〔補正版〕』有斐閣 (すでに購入している学生は、補訂前の第3版でも可) (補強用) 西谷敏『労働法（第3版）』日本評論社 菅野和夫『労働法（第12版）』弘文堂
参考書・参考資料	
成績評価方法	期末テスト（100%）
履修条件	できれば学部レベルで労働法全体を履修していることが望ましいです。
その他の注意	十分な予習・復習をもって授業に参加してください。また、この授業は、春学期におけ労働法（個別紛争）の学習を修了していることを前提に進めますので、ご諒解ください。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	労働組合法上の労働者及び使用者概念、労働組合の組織と運営	労働組合法上の労働者及び使用者概念について学ぶ。また、ユニオンショップなどの組織強制及びチェックオフ等の労働組合の組織運営について学ぶ。	
2	不当労働行為救済制度について	不当労働行為救済制度について学ぶ。	
3	団体交渉をめぐる法的諸問題	団体交渉をめぐる生じる法的課題について学ぶ。	
4	労働協約をめぐる法的諸問題	労働協約をめぐる生じる法的課題について学ぶ。	
5	団体行動①	争議行為及び日常的な組合活動の正当性判断のあり方について学ぶ。	
6	団体行動②	違法な争議行為及び使用者による争議行為（ロックアウト）の適法性の問題について学ぶ。	
7	非正規雇用に対する法規制	パート労働、有期契約労働、派遣労働に関する法的規制について学ぶ。	
8	均等・均衡待遇に関する法規制	均等・均衡待遇に関する法的規制について学ぶ。	
9	事例演習①	個別紛争に関する諸問題について事例演習を通じて学ぶ。	
10	事例演習②	個別紛争に関する諸問題について事例演習を通じて学ぶ。	
11	事例演習③	個別紛争に関する諸問題について事例演習を通じて学ぶ。	
12	事例演習④	集団紛争に関する諸問題について事例演習を通じて学ぶ。	
13	事例演習⑤	集団紛争に関する諸問題について事例演習を通じて学ぶ。	
14	事例演習⑥	集団紛争に関する諸問題について事例演習を通じて学ぶ。	

講義名：55195 社会保障と法

[講義基本情報]

教員:	豊島 明子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	金 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>この授業では、公的扶助（生活保護）、社会福祉（高齢者・障害者・児童の各福祉）および介護保険の各制度に焦点を当てて、これらの各社会保障制度における給付内容・要件・手続等の法的仕組みについて、講義形式を基本とした授業を行います（ただし、毎回の授業は、裁判例を素材とするなどして、受講者の皆さんとの双方向の質疑応答を盛り込みつつ進めます）。</p> <p>社会保障法は、その基本理念においては生存権論等の憲法論と、給付申請の過程においては行政手続と、事後の権利救済においては行政救済法と、深い関係があります。また、各社会保障給付に係る法律関係の把握は、行政法総論における一般理論の社会保障行政領域への応用としての性格を持ちます。したがって、授業で取りあげる素材のうちいくつかは、憲法と行政法の知識・理論の復習・応用になることでしょう。</p> <p>また、現在、少子高齢化や厳しいと言われる財政事情等を背景に、社会保障制度は、全体として、大きな転換期を迎えています。こうした近年の制度改革や、現在進行形の諸政策も含めて、種々の新たな問題状況にも触れます。</p>
到達目標	<p>(1) 日本の社会保障の法体系を理解できる。</p> <p>(2) 社会保障法の基本理念と憲法論との関連を理解できる。</p> <p>(3) 公的扶助と社会福祉分野を素材に、社会保障と行政法総論・行政救済法との関連を理解できる。</p> <p>(4) 社会保障の重要判例と最近の判例動向を理解できる。</p> <p>(5) 近年の社会保障政策の特徴を理解し、今後の課題を主体的に議論できる。</p>
教科書	加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法〔第7版〕』（有斐閣、2019年）
参考書・参考資料	『社会保障判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2016年）。 なお、毎回の授業のためのレジュメを配布し、適宜、最新判例や関連資料も配付します。
成績評価方法	授業での質疑応答から成る授業参加度（10%）、1回の小テスト（10%）、定期試験（80%）によって評価します。
履修条件	特にありません。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	社会保障とその特質	次の項目について理解できる。 1 社会保障を取り巻く現状 2 社会保障の概念 3 社会保障の保障方法 4 社会保障の行政組織	事前に、教科書第1章を読んでおくこと。
2	社会保障の基本理念	次の項目について理解できる。 1 社会保障と憲法25条 2 社会保障と憲法13条、14条 3 基本理念に関わる近年の政策と理論の動向	事前に、教科書第2章と、そこに記されている判例を読んでおくこと。
3	生活保護法の基本原理	次の項目について理解できる。 1 公的扶助制度の歴史 2 生活保護法の目的と基本原理 3 生活保護に係る諸規範（法律・命令・規則）	事前に、教科書第8章1、2、3、4を読んでおくこと。
4	生活保護給付の仕組み	次の項目について理解できる。 1 外国人の保護受給権 2 保護基準と保護の種類・方法	事前に教科書第8章5、6を読んでおくこと。

		3 収入認定と要否判定 4 世帯単位の原則 5 保護の実施体制	
5	保護の補足性①	次の項目について理解できる。 1 保護の補足性の原則 2 資産活用の要件に係る重要判例 3 収入認定に係る重要判例	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
6	保護の補足性②	次の項目について理解できる。 1 稼働能力活用要件に係る重要判例 2 生活困窮者への就労支援施策の動向	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
7	保護の実施過程	次の項目について理解できる。 1 生活保護申請における行政手続 2 指導・指示と保護の不利益変更	事前に教科書第8章7, 8, 9と、あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
8	社会福祉の全体像	次の項目について理解できる。 1 社会福祉の歴史 2 社会福祉の法体系 3 社会福祉の政策展開（措置から契約へ）	事前に教科書第7章1を読んでおくこと。
9	高齢者福祉（介護保障を中心に）	次の項目について理解できる。 1 介護保険法に基づく介護保障 2 老人福祉法に基づく介護保障 3 生活保護法に基づく介護扶助	事前に教科書第7章2, 6を読んでおくこと。
10	介護保険における事業者規制と、介護をめぐる裁判例①	次の項目について理解できる。 1 介護サービス利用の法律関係（特に事業者規制について） 2 サービス利用者の権利救済の方法 3 サービス事業者の権利救済の方法	第9回で扱われた介護サービス利用の法律関係を復習するとともに、あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
11	介護をめぐる裁判例②	次の項目について理解できる。 1 要介護認定と訴えの利益、および裁量審査 2 契約によるサービス利用関係と国家賠償	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
12	障害者福祉と児童福祉①	次の項目について理解できる。 1 障害者総合支援法の仕組み 2 障害者福祉分野の裁判例 3 福祉サービスに関する情報の取扱い 4 児童福祉法に基づく種々の給付	教科書第7章3, 4, 6を読んでおくこと。
13	児童福祉②	次の項目について理解できる。 1 1997 児童福祉法改正と保育サービスを受ける権利の変化 2 保育所民営化訴訟における争点と判断方法 3 保育サービス提供をめぐる裁判例	あらかじめ示された判例を読んでおくこと。
14	生活保護と社会福祉の今後	次の項目について理解できる。 1 社会保障における法・政策・訴訟の最新動向 2 生活保護法の課題 3 社会福祉法制の課題	事前に配布する資料を読んでおくこと。

講義名：55199 消費者法

[講義基本情報]

教員:	宮下 修一	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>市民にとって身近な法律である消費者法は、多発する消費者被害の多様化・複雑化に伴ってその姿を年々大きく変えてきている。また、立法の理念も、消費者の「保護」から自立へ向けた「支援」へとその軸足を大きく移してきている。</p> <p>本講義では、このような状況をふまえたうえで、現在発生している消費者問題、さらに将来における消費者法のあるべき方向性を、単なる「トピック」としてではなく「体系」的な視点から多角的に検討する力を身につけることを目的とする。</p> <p>本授業は、14週のうち、第1～4週を消費者法全体に関わる「総論」、第5～14週を個別の消費者立法を取り扱う「各論」をそれぞれ取り扱う。講義は、具体的な紛争事例等も示しながら、受講生と活発な質疑応答を行いながら進めていく予定である。</p> <p>なお、消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法の改正が短期間に複数回行われるなど、近時における消費者法の分野の立法のスピードはめまぐるしい。民法など他の法律の改正との関係もふまえながら、できる限り最新の情報を提供するようにしたい。</p>
到達目標	<p>① 消費者法が生成されてきた歴史とその社会的背景をふまえて、具体的な消費者立法の内容とその変遷、さらに各立法の相互関係について説明することができる。</p> <p>② 具体的な消費者問題について、その解決を図るための基本的な知識を修得するとともに、理論と実践の双方の観点から、学説や裁判実務の動向をふまえて、適切な紛争解決の方法を選択することができる。</p> <p>③ ①・②を前提として、消費者法の有する現在の課題を把握したうえで、現在および将来における消費者法のあり方を多角的に考察し、その内容を説明することができる。</p>
教科書	<p>宮下修一＝寺川永＝松田貴文＝牧佐智代＝カライスコス・アントニオス『ストゥディア消費者法』（有斐閣、2022年刊行予定）</p> <p>※このほか、消費者関連の法律が掲載されている「六法」を、必ず毎回用意すること。</p>
参考書・参考資料	<p>中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義 消費者法（第5版）』（日本評論社、2022年刊行予定）</p> <p>河上正二＝沖野眞已編『消費者法判例百選（第2版）』（有斐閣、2020年）</p>
成績評価方法	<p>定期試験（70%）、授業参加度（毎回の授業での発言内容・参加姿勢）（10%）、授業中に実施する小レポートの提出（20%）</p>
履修条件	<p>履修条件は特に設けないが、当然のことながら、未修者コース1年次で学修する科目（特に民事系科目）を履修済みであるか、またはその内容を十分に理解していることを前提として授業を進行する。</p> <p>本講義は、社会の中のさまざまな消費者問題をふまえつつ、「消費者法」さらに「法」のもつ意味について、教員と受講生と一緒に“考える”ことを最大の目的とする。そこで、教員と学生間および学生相互間の質疑やディスカッションを随時行うので、講義を受講するみなさんには、ぜひとも積極的に参加してほしい。</p>
その他の注意	<p>本授業では、主に消費者法の中の民事ルールのあり方についてとりあげるが、消費者法は、民法・商法の特別法でもあることから、これら2つの法律（特に民法）を一通り学修していることが求められる。各回の授業で取り上げるテーマに関連する民法・商法の知識を確認したうえで、授業に臨むこと。</p> <p>また、延べ4日間の講義で長丁場となるので、体調管理に十分留意すること。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	総論① 「消費者法」とは何か	<p>「消費者法」とは、そこに包含される法律が多岐にわたっているため、よく聞く言葉であるにもかかわらず、その内容は茫漠としてつかみにくい。</p> <p>そこで、まず、「消費者法」という分野で取り扱われる内容の全体像を概観する。</p>	<p>集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。</p>

2	総論② 消費者問題の現状と歴史的背景、消費者行政・消費者教育のあり方	わが国において、消費者問題が明確に意識されるようになったのは1960年代のことであるが、現在の消費者立法は、いわば消費者被害のうえに作られたものであるといっても過言ではない。こうした消費者被害を防止するためには行政の役割が重要であるが、必ずしも十分に機能していない。また、被害を減少させるためには、消費者教育を充実させていく必要がある。 そこで、本講義では、消費者法の理解を深めるために、消費者問題の現状と歴史を振り返りつつ、消費者行政・消費者教育の展開を確認することにする。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
3	総論③ 消費者法の体系	第1回の授業でもとりあげるように、「消費者法」は民事・刑事双方の幅広い分野にわたる法律を包含するものである。そこで、それらの法律が相互にどのような関係をもっているかを検討し、「消費者法の体系」を明らかにする。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
4	総論④ 消費者・消費者契約とは何か	「消費者」「事業者」とは、可変的・相対的概念である。したがって、「消費者」あるいは「消費者契約」といっても、その外延を画することは、きわめて難しい。 そこで、本講義では、「消費者」「消費者契約」の内容とその特性について考えてみることにしたい。	集中講義初日であるため、事前配布資料・参考文献に目を通して事前に十分な準備をしたうえで臨むことが望ましい。
5	各論① 契約締結過程・内容の適正化	消費者法の中心を占めるのは、消費者契約をめぐる法制度である。とりわけ、契約締結過程あるいは締結された契約内容をめぐるトラブルに対応する法整備の動きが加速度的に進んでいる。 そこで、契約締結過程の勧誘にかかわるトラブルにおける民法法理の適用の限界を把握したうえで、特別法における勧誘規制のあり方について、横断的に検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
6	各論② 消費者契約法(1)	前回の授業をふまえて、消費者契約法の契約取消権について、その改正へ向けた動きもふまえつつ、特定商取引法上の契約取消権と比較しつつ検討する。また、消費者契約法の総則に規定されている事業者・消費者の努力義務についても検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
7	各論③ 消費者契約法(2)	締結された契約やそれに付随する約款の内容が消費者にとって不利なものであるために、後日トラブルが発生することもしばしばである。 そこで、本講義では、消費者契約法上の不当条項を無効とする規定を中心に、その改正へ向けた動きもふまえつつ、契約内容規制にかかわる法制度のあり方を検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
8	各論④ 特定商取引法(1)	特定商取引法は、消費者紛争の約半分を占める店舗外取引を規制するもので、近年の数次にわたる法改正を経て、その実効性・重要性が高まっている。 そこで、本講義では、特定商取引法上の規定について、その改正へ向けた動きもふまえつつ、クーリング・オフや中途解約権等の民事ルールを中心に検討する。	集中講義2日目の講義となるが、前日とりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
9	各論⑤ 特定商取引法(2)	特定商取引法の適用対象となっている訪問販売等の取引類型における規制内容について、それぞれの特徴をふまえつつ、個別に検討する。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
10	各論⑥ 消費者信用(1): 消費者金融	消費者金融や割賦販売(クレジットを含む)など、いわゆる消費者信用については、法的な面にとどまらず、社会的・経済的に深刻な問題が生じている。特に、消費者金融については、2006年に貸金業法・出資法・利息制限法などが改正されたものの、まだまだその問題の解決にはほど遠い。 そこで、まず、消費者金融について、法制度の変遷とその歴史的背景、さらに現行法の仕組みを押さえて、現問題の本質の理解を試みる。	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
11	各論⑦ 消費者信用(2): 割賦販売法	消費者金融と並んで、消費者信用に関する法制度のもう一方の核をなす割賦販売法についても、社会的問題の発生をふまえて、頻繁な改正がなされている。 そこで、本講義では割賦販売法の内容を把握したうえで、とりわけ、いわゆるクレジット契約の場合に生じる、当事者	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。

		以外を含む多数者間の取引関係を中心に、判例の動向もふまえて、法的問題点を考察する。	
12	各論⑧ 若年者・高齢者と消費者保護	<p>2022年4月から実施される成年年齢引下げに伴い、18・19歳の若年成年者の消費者被害の急増が懸念されている。逆に、「超高齢社会」であるわが国においては、近年、独居を含む高齢者のみで生活する世帯が増加していることもあり、とりわけ訪問販売・訪問購入、投資取引などを中心に、そうした高齢者をターゲットにした被害が増加している。また、高齢者は認知症等により判断能力を十分に有していない場合も少なくないが、そうした状況に対応すべく用意された成年後見制度も十全な形で機能しているとはいえない。</p> <p>そこで、若年者及び高齢者の消費者被害の実態をふまえたうえで、その救済を図るための法制度のあり方を考えてみることにしたい。</p>	集中講義3日目の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
13	各論⑨ 商品の表示・欠陥と消費者の安全	<p>近時は、食品などの商品表示の偽装をめぐる問題も頻発している。また、商品そのものの欠陥による消費者被害も頻発している。前者に対応するための法律としては「景品表示法」、後者に対応するための法律としては、「製造物責任法」・「消費生活用製品安全法」などがある。さらに、生命・身体被害が生じる場合はもとより、それが生じない財産的な被害が生じる場合であっても、現行の個別の法制度で救済を図ることが難しい事案（いわゆる「すき間事案」）が存在する。そのような状況に対応するために用意されているのが、「消費者安全法」である。</p> <p>そこで、これらの法制度の内容と問題点を概観したうえで、被害を防止するための法制度のあり方を模索する。</p>	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。
14	各論⑩ 消費者団体訴訟	<p>近時は、食品などの商品表示の偽装をめぐる問題も頻発している。また、商品そのものの欠陥による消費者被害も頻発している。前者に対応するための法律としては「景品表示法」、後者に対応するための法律としては、「製造物責任法」・「消費生活用製品安全法」などがある。さらに、生命・身体被害が生じる場合はもとより、それが生じない財産的な被害が生じる場合であっても、現行の個別の法制度で救済を図ることが難しい事案（いわゆる「すき間事案」）が存在する。そのような状況に対応するために用意されているのが、「消費者安全法」である。</p> <p>そこで、これらの法制度の内容と問題点を概観したうえで、被害を防止するための法制度のあり方を模索する。</p>	集中講義最終日の講義となるが、前日までにとりあげた内容を前提に話を進めるので、事前に復習して臨むこと。

講義名：55270 国際法

[講義基本情報]

教員:	洪 恵子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	今日、国際社会における「法の支配」の重要性が強調されています。その一方で、明らかな法の違反が放置されていると思われる状況も少なくないし、国際法が法としての実効性や強制性を備えているかについてはこれまでも疑問が提起されてきました。特に国内法の体系性や精密さと比べればそうした疑問を持つことも当然ともいえるでしょう。しかし国際法は国際法独自のやりかたで、国際関係に生じる紛争を解決してきたし、国際政治の変化にも対応してきました。この授業では事例演習を通じて、そうした国際法独特の法的思考や制度設計を理解できるようになることを目指します。具体的には、受講生は毎回、教科書の指定された章を読み、事例演習の問題を解いてきてください。講義方式としては各授業では、教員が章のテーマのポイントを説明したのち、受講生が準備してきた回答を報告し、その後、全体で議論します。
到達目標	国際紛争と国際法の接点を見出すことができる。 国際判例や国家実行のなかに見いだされることが多い関連する国際法規の調べ方がわかり、その内容を十分に理解することができる。
教科書	初めて国際法を学ぶ場合は、ビジュアルテキスト国際法（第2版）（有斐閣、2020年） すでに学部で国際法を受講していた場合は別途指示する。
参考書・参考資料	山本草二『国際法【新版】』（有斐閣、1994年） 杉原高嶺ほか共著『現代国際法講義【第5版】』（有斐閣、2012年） 国際条約集（有斐閣または東信堂） 別冊ジュリスト国際法判例百選（第3版）（有斐閣、2021年） その他文献については、授業の始めにリストを配布する
成績評価方法	授業参加度（30%） 定期試験（70%）
履修条件	
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	イントロダクションおよび国際法の法源	今後の講義の進め方について検討する。また国際法の主要な法源について学ぶ。	
2	国際法の法源（つづき）	国際法の主要な法源について学ぶ。	指定された予習をしてください。
3	条約法	重要な法源は条約である。この回では条約に関する様々なルールについて学ぶ。	指定された予習をしてください。
4	国際法と国内法の関係		指定された予習をしてください。
5	国際法と国内法の関係（続き）	国際法と国内法の関係について、特に義務の抵触という観点から考察する。	指定された予習をしてください。
6	国際法の主体（国家）	国際法の主要な主体は「国家」である。この回では、国際法における国家とは何か、国家の資格要件や承認などの理論を学ぶ。	指定された予習をしてください。
7	国家管轄権	国家主権は今日、国家管轄権という概念で理解されるようになってきている。この回では特に国家管轄権の適用準則や国家免除の考え方を学ぶ。	指定された予習をしてください。
8	国家管轄権（2）	国家管轄権に関連して、この回では国家免除の考え方を学ぶ。また前半のまとめを行う。	指定された予習をしてください。
9	外交領事関係法	外交使節に関する国際法は数百年の起源を持ち、今日でも	指定された予習をしてください。

		最も遵守されている国際社会のルールである。この回ではウィーン外交関係条約を中心としたルールを学ぶ。	
10	海洋法	海洋法も長い歴史を持つ国際法の主要な分野である。この回では、海洋法の基本的な枠組み、特に航行に関するルールを学ぶ。	指定された予習をしてください。
11	武力行使の規制	国連憲章2条4項では、国家による武力行使を一般に禁止している。これはいわゆる「戦争の違法化」の一つの到達点であり、およそ100年に及ぶそのための努力があった。今回では武力行使に訴える国家の権利をいかに国際法が規制してきたかについて学ぶ。	指定された予習をしてください。
12	平和と安全の維持	戦争の違法化は、集団安全保障体制の構築と歩を進めてきた。この回では、国連憲章に規定される現代の集団安全保障体制の特徴について学ぶ。	指定された予習をしてください。
13	武力紛争法（国際人道法）	国際法はいつたん開始された武力紛争において適用されるルールを（武力行使自体の合法違法性とは別個の問題として）発展させてきた。これはかつては戦時国際法や交戦法規と呼ばれ、今では武力紛争法ないしは国際人道法と呼ばれる分野となっている。この回では武力紛争法（国際人道法）の主要なルールについて学ぶ。	指定された予習をしてください。
14	人権の国際的保障	人権の保障は単に国内法を通じて確保されるだけでなく、国際社会の重要な関心事項となっている。国際的人権保障の発展について学ぶ。	指定された予習をしてください。

講義名：55213 国際私法

[講義基本情報]

教員:	青木 清	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>本講義は、国境をまたぐ形で発生する、取引や家族関係の形成等のいわゆる国際的な民商事法上の問題を、準拠法の決定・適用という、いわば実体法的な側面から分析、検討するものです。</p> <p>具体的には、日米、日韓、日中等の事例を中心に判例を取り上げ、それに基づいて授業を進めていきます。従って、受講者は、当然、事前に指定された判例を読んで出席しなければなりません。本講義の対象としては、原則として、国際財産法の分野を除く（この分野は国際取引法で扱う）、国際私法総論と国際家族法上の問題を扱う予定です。なお、授業は、講義形式を基本とし、双方向形式も取り入れて行います。</p>
到達目標	<p>法律基本科目としてのいわゆる六法科目を学んだ学生たちに、国境を越えた形で発生する私法上の法律問題の解決方法ないし解決枠組みを学んでもらいます。</p> <p>具体的には、以下のような到達目標が設定されています。</p> <p>a) 国際私法についての基本構造を理解することができる。</p> <p>b) 準拠法の決定・適用構造を第三者にわかりやすく説明することができる。</p> <p>c) 具体的事例について準拠法を決定し、その法の適用関係を批判的に分析することができる。</p> <p>d) 同種事件に関する外国の紛争解決方法と比較しつつ、あるいは日本の戸籍制度や裁判制度に関連させながら、わが国際私法の解決枠組みとその問題点を分析・検討することができる。</p> <p>法は、基本的には、各国の主権の下に存在しており、従って、その主権を飛び越える形で生ずる法律問題には、国内問題とは異なる別個の解決方法ないし解決枠組みが準備されなければなりません。国際私法は、そうしたユニークな構造を持つ法律学の一つですが、これを学ぶとともに、外国法による解決についても理解を深め、複眼的な視点を有する幅の広い法律家としての素養を身につけさせることを本講義の最終的な目標としています。</p>
教科書	中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『国際私法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）
参考書・参考資料	道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年） 山田鎌一『国際私法〔第3版〕』（有斐閣、2004年）
成績評価方法	成績評価は、授業参加度 10%、中間試験 20%、さらには、学期末の試験 70%によって行います。
履修条件	特になし
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際私法の基本構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 涉外事案の基本構造を理解する。 2. 統一法などの形式による解決方法を理解する。 3. 準拠法による解決方法を理解する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 横浜地判平成 10 年 5 月 29 日判タ 1002 号 249 頁を読み、国内事件との違いを考える。
2	単位法律関係、法律関係性質決定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 準拠法を決定する単位となる単位法律関係を理解する。 2. 個々の事案がいかなる単位法律関係に該当するかを決定する法律関係性質決定論の問題について、その理論構造と解決のための諸説を理解する。 3. 法律関係性質決定論を具体的事案に適用する能力を身につける。 時間があれば、第 3 回で扱う国籍の問題について一部言及する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京地判平成 2 年 11 月 28 日判時 1384 号 71 頁を読み、事実、争点、その解決方法を理解しておく。
3	国籍	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国籍立法の 3 大原則を理解する。 2. わが国籍法の特質を理解する。 3. 連結点たる国籍の役割について検討する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国籍法 14 条～16 条に定める国籍選択制度を理解しておく。 2. 最判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁の論点を事前に整理し、理

			解しておく。
4	本国法の決定 常居所	1. 以下のケースの本国法決定の問題を理解する。 ①重国籍者 ②地域的不統一法国の国民 ③人的不統一法国の国民 ④分裂国家の国民 2. 「常居所」を理解する	1. 本国法決定の左記ケースの解決法を、教科書の該当箇所を読み、それぞれ理解しておく。 2. 属人法に関する本国法主義と住所 地法主義の対立について理解する。
5	分裂国家の国民に関する法律問題	1. 在日韓国・朝鮮人や在日中国人の国籍問題と 平和条約の関係を理解する。 2. 在日韓国・朝鮮人や在日中国人の在留資格や外国人住民登録の歴史およびその問題を理解する。 3. 共通法秩序と日本国籍取得の問題について理解する。	1. 最判昭和 36 年 4 月 5 日民集 15 巻 4 号 657 頁 2. 最判平成 10 年 3 月 12 日民集 52 巻 2 号 342 頁 3. 最判平成 16 年 7 月 8 日民集 58 巻 5 号 1328 頁 それぞれの論点を整理し、理解しておく。
6	反致	1. 極めてユニークな構造を持つ「反致」を理解する。 2. 反致の理論的および実地的根拠を検討する。 3. 反致に対する批判意見を理解する。	1. 各種の反致の基本構造を理解し、その目的を考えてみる。
7	外国法の適用と公序	1. 国際私法上の公序の果たす役割を理解する。 2. 公序が発動される基準を理解する。 3. 外国法不明の場合の処理について考える。	1. 最判昭和 52 年 3 月 31 日民集 31 巻 2 号 365 頁 2. 最判昭和 59 年 7 月 20 日民集 38 巻 8 号 1051 頁 3. 最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2573 頁 これら 3 事件を比べ、公序の適用基準を考えてくる。
8	先決問題、法律の回避、適応問題	1. 先決問題という概念のねらい、目的を理解する。 2. 先決問題否定論の内容を理解する。 3. 適応問題を理解する。 4. 法律の回避という問題を理解する。 5. 送致範囲という考え方を理解する。	1. 最判平成 12 年 1 月 27 日民集 54 巻 1 号 1 頁 2. 東京地判昭和 48 年 4 月 26 日判時 721 号 66 頁 それぞれの事実、争点そしてその解決方法を理解しておく。
9	婚姻の成立、涉外的身分関係と戸籍	1. 重婚事例を使い、婚姻の成立の問題を理解する。 2. 涉外的な婚姻が、わが国の戸籍上どのように扱われているかを理解する。	1. 新潟地判昭和 62 年 9 月 2 日判タ 658 号 205 頁を例に、重婚事例の基本構造とその問題点を理解してくる。
10	婚姻の効力、離婚	1. 3 段階連結の構造を含め、離婚の準拠法を検討する。 2. 「同一本国法」の意義を理解する。	1. 横浜地判平成 3 年 10 月 31 日判時 1418 号 113 頁 2. 水戸家審平成 3 年 3 月 4 日家月 45 巻 12 号 57 頁 それぞれにつき、問題点を検討しておく。
11	嫡出・非嫡出親子関係の成立	1. 嫡出親子関係の成立の問題を理解する。 2. 非嫡出親子関係の成立の問題を理解する。 3. 国境を越える生殖医療と国際私法の問題を考える。	1. 前出の最判平成 12 年 1 月 27 日民集 54 巻 1 号 1 頁を利用して、通則法 28 条と 29 条の適用関係について考えてくる。
12	養子縁組	1. 諸国の養子縁組制度の違いを理解する。 2. 特に米国の養子縁組制度を検討する。 3. 米国人が養親、日本人が養子となる養子縁組のケースを考える。 4. 隠れた反致につき考える。	1. 徳島家審昭和 60 年 8 月 5 日家月 38 巻 1 号 146 頁の問題点を検討する。 2. わが民法の定める普通養子と特別養子の違いを考えてくる。
13	相続・遺言	1. 相続準拠法の基本的考え方を理解する。	1. 相続統一主義と相続分割主義の違い

		<p>2. 近時主張されている当事者自治の妥当性を検討する。</p> <p>3. 相続の場面で問題となる「個別準拠法は総括準拠法を破る」というルールを検討する。</p>	<p>いを理解しておく。</p> <p>2. 最判平成6年3月8日民集48巻3号835頁及び大阪地判昭和62年2月27日判時1263号32頁を検討する。</p>
14	契約・不法行為	<p>1. 「当事者自治の原則」と「客観的連結」を理解する。</p> <p>2. 弱者保護のための規定の特徴と問題点を検討する。</p> <p>3. 不法行為の準拠法、生産物責任および名誉・信用毀損の準拠法につき検討する。</p>	<p>1. 東京地判昭和52年4月22日下民28巻1-4号399頁</p> <p>2. 東京地決昭和40年4月26日労民16巻2号308頁</p> <p>3. 最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁</p> <p>それぞれにつき、論点を整理し、検討しておく。</p>

講義名：55216 少年法

[講義基本情報]

教員:	山口 直也	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本授業では、1989年に国連で誕生した「国連子どもの権利条約」および日本国憲法における「子どもの権利」の法理論的位置づけを明確にした上で、少年法、刑事政策をめぐる様々な法律問題を展開・先端科目にふさわしい水準で実務的観点も踏まえて解説するとともに、双方向の授業展開によって問題の本質について理解を深めることを目指す。
到達目標	実定法としての少年法及び判例の規範内容だけでなく、少年非行の原因論、子どもの教育問題、子どもの人権論、施設内・社会内処遇上の課題等についての幅広い知識を身につけるとともに、これらの諸問題を考える上での基本的視点、思考プロセスを身につけることができるようにする。
教科書	廣瀬健二『少年法』（成文堂・2021年）
参考書・参考資料	田宮裕・廣瀬健二編『註釈少年法【第4版】』（有斐閣・2017年）
成績評価方法	本文 4000 字程度の期末レポート（85%）および授業中の発言・コメント（15%）に基づいて総合的に評価する。
履修条件	刑事訴訟法を履修していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	子どもの権利の理論的基礎と少年法の理念	憲法・国際人権法の観点から「子どもの成長発達権」という権利を措定して、子どもの権利論を比較法的に検討したうえで、わが国の少年法の基本理念を考える。特に犯罪少年の法的扱いについて概観したうえで、少年法 61 条（犯人推知報道禁止）・68 条の問題について議論するとともに、触法少年、特定少年の法的扱いについて概観する。	事前掲示（システム上に掲示）するレジメに記載された教科書の該当頁及び資料を読んだうえで授業に参加してほしい。授業後には復習レジメを参照すること。
2	少年非行の原因：家庭・学校・地域社会と少年非行	主として、家庭裁判所が処理する少年非行（数、罪種等）の現状を踏まえたうえで、ハーシー、マツツァなどが唱えた非行原因論から、わが国の少年非行の原因を分析を試みる。『家裁の人1』を題材にして、少年非行の原因論について議論する。	同上
3	少年法の全体像・非行少年の発見	保護主義か、厳罰主義か、世間一般的に注目を集めている少年法を、その根本理念から掘り起こして、今日的意義を諸外国の現状も参考にして考える。あわせて非行少年の発見活動について概観する。	同上
4	少年警察活動と非行防止法制	少年警察の非行防止活動、少年補導条例、警察調査権、被疑少年の取調べ、身柄拘束等の諸問題について検討する。少年警察活動の問題点について議論する。	同上
5	少年の身柄拘束の問題点	捜査段階における勾留に代わる観護措置の問題について裁判例等を検討する。そのうえで、家庭裁判所の事件受理過程、書記官の役割等について解説し、少年鑑別所での観護措置上の諸問題についてその実状を分析する。	同上
6	家裁調査官の役割	家庭裁判所における大きな特徴である家裁調査官の役割について、特に社会調査が少年法全体において占める意義に留意しつつ検討する。社会調査における適正手続保障を含めて、適切な社会調査の在り方について議論する。	同上
7	審判の関与者	少年審判の実際の担い手（裁判官、調査官、保護者、付添人、検察官）の役割について、その意義を検討する。特に、少年保護手続における弁護士付添人の適切な役割及び検察官関与手続の意義について議論する。	同上
8	少年審判の諸原則及び証拠調べ手続	少年審判の意義と機能、少年審判を貫く諸原則等について解説する。そのうえで、裁判官の進行・審判指揮権を前提として、非公開の審判の中で保障される少年の適正手続上の権利保障、証拠調べ手続の概要について検討する。	同上

9	少年審判における 事実・要保護性認 定	少年審判（事実認定）における証拠法上の諸問題（自白法則、違法収集証拠排除法則、「伝聞」法則等）、要保護性認定過程について検討する。特に、裁定合議事件、検察官関与事件における証拠の扱いについて学ぶとともに、適切な事実認定に関する最高裁判例の規範内容について議論する。	同上
10	少年審判における 中間・終局決定	試験観察決定、検察官送致決定、福祉機関送致決定、保護処分決定等の意義及び今日的課題について検討する。特に、原則逆送の問題点について法改正の動きを見据えつつ議論する。	同上
11	少年の保護処分	保護観察処分、福祉施設収容処分、少年院収容処分に関する裁判例を検討したうえで、「広島年院教官特別公務員暴行陵虐罪事件」を教訓として立法化された新少年院法、新少年鑑別所法等を素材に、施設収容処分の今日的課題について議論する。	同上
12	上訴手続、少年の 刑事裁判	前半では、少年司法手続における抗告、再抗告について判例を中心に検討する。後半では、少年の刑事裁判（裁判員裁判を含む）の問題点（審判の公開、社会記録の扱い等）を子どもの権利の観点から検討したうえで、少年の刑事裁判の諸問題について、具体的事例をもとに議論する。	同上
13	少年の刑事処分	少年に対する刑事処分について、少年刑務所の現状等に触れながら解説する。本講では少年に対する死刑の是非を「山口県光市母子殺害事件」最高裁判決を素材にして考えることを目的とする。	同上
14	少年事件被害者の 保護と修復的司法 の問題点	犯罪被害者基本法、基本計画、および犯罪被害者保護に関する諸法の改正動向を踏まえて、被害者の権利・利益に関する少年法、刑事訴訟法、少年院法、更生保護法等の関連条項を検討する。併せて修復的司法についても議論する。	同上

講義名：55263 環境法

[講義基本情報]

教員:	洞澤 秀雄	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>環境法は、主として民事法と行政法の影響を受けて発展してきた分野である。歴史的には公害訴訟を中心に民事法が大きな役割を果たしてきたが、近年は法令の整備が進んできたため行政法の色合いが強まっている。なお、司法試験もそれを反映し、個別の環境法令に基づく事案について、近年の法改正をも含めて問うことが少なくない。</p> <p>まず、環境法原則、環境法における規制の構造についての講義を通じて、環境法の特色を学んでゆく。その後、個別の環境法令である廃棄物処理法、大気汚染防止法、環境影響評価法などについて、制度概要や規制の構造を理解してゆく。その際に、当該法律を読み解くとともに、政省令や条例をも含めて、全体としての制度の理解をするとともに、判例や事例を用いて応用的な考察もしてゆく。</p> <p>授業は講義形式を基本とするが、あらかじめ提示する質問に解答してもらう形で双方向の質疑応答もしながら進めてゆく。</p> <p>なお、履修者において、司法試験の選択科目として環境法を受験する予定の者がいる場合には、司法試験の環境法を想定して授業する。他方で、そうした者がいない場合には、司法試験の行政法の勉強に資することを意識しながら授業を進める。</p>
到達目標	<p>環境法の基本原則を中心に、環境法の特色を理解している。</p> <p>個別環境法令の概要、規制の構造を理解し、事例に関して各主体の責務、行政の手法について考察することができる。</p> <p>個別環境法令における多様な行政手法について、行政訴訟で争う場合の争うべき行為（処分性）、原告適格、訴訟類型の選択について判断することができる。</p>
教科書	<p>指定しない。</p> <p>毎回のレジュメとともに、必要な資料はラーニングシラバスにアップロードする。</p>
参考書・参考資料	<p>環境判例百選</p> <p>北村喜宣『環境法（第5版）』（弘文堂、2020年）</p> <p>大塚直『環境法（第4版）』（有斐閣、2020年）</p> <p>大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選（第3版）』（有斐閣、2018年）</p> <p>越智敏裕『環境訴訟法（第2版）』（日本評論社、2020年）</p>
成績評価方法	<p>授業参加度（10%）と定期試験（90%）で評価する。授業参加度は、質疑応答で評価する。</p>
履修条件	<p>行政法の知識を前提とするため、「行政法」及び「行政法演習」を履修していることが望ましい。</p>
その他の注意	<p>個別法の条文を詳しく見るため、オンラインで授業を行う場合には e-Gov の法令を画面上に示しながら進める。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</p> <p>検討する法律、政省令については、授業中も見ることができるようにしておくことが望ましい。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	環境法の特色、歴史的展開	環境法の歴史的展開を概説した上で、環境法の特色を行政法、民事法との対比で解説してゆく。	授業後、参考文献等を用いて復習しておくこと。
2	環境法の基本原則	環境法における基本原則を概説する。	事前には、レジュメにおける設問（【Q】）について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
3	環境基本法と環境法における主体と手法	環境基本法について概説し、環境法における主体と手法について説明してゆく。手法においては、特に規制手法と新たな手法に注目する。	事前には、レジュメにおける設問（【Q】）について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
4	環境法令の規制構造、条例と公害防止協定	環境法令の規制構造の特徴について概説する。条例と公害防止協定についても説明し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジュメにおける設問（【Q】）について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
5	環境影響評価法	環境影響評価法について概説し、事例を基に考察して	事前には、レジュメにおける設問（【Q】）につ

		ゆく。	いて考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
6	大気汚染防止法	大気汚染防止法について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
7	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
8	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
9	廃棄物処理法(1)	廃棄物処理法について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
10	廃棄物処理法(2)	廃棄物処理法については改正や裁判例が多く、司法試験でも頻出であるため、さらなる事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
11	循環型社会形成推進基本法、リサイクル法制	循環型社会形成推進基本法、リサイクル法制について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
12	自然環境保護(自然公園法)と生物多様性に係る法	自然公園法を中心とした自然環境保護の法、生物多様性に係る法について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
13	地球温暖化対策推進法と関連する原子力・再エネ法制	地球温暖化対策推進法について概説し、事例を基に考察してゆく。さらに、関連する原子力法制、再エネ法制について概説してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。
14	行政訴訟と民事訴訟	環境事案における行政訴訟、民事訴訟、裁判外紛争処理制度について概説し、事例を基に考察してゆく。	事前には、レジюмеにおける設問〔Q〕について考えておき、事後には、参考文献等を用いて復習しておくこと。

講義名：55267 地方自治法

[講義基本情報]

教員:	豊島 明子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>地方自治体の諸活動は、本来、住民の権利実現を目的として、全国統一的な国法秩序の枠内に位置しながらも、これらの法の自主的解釈・運用や当該地域の諸課題に有効に応えるための自主立法の取り組みによって、様々な創意工夫を試みつつ、繰り広げられるべきものである。この意味において、地方自治体の行政は、国のそれと比較して、しばしば応用的・実践的で創造的・先進的な活動を展開しうる点に、特徴がある。</p> <p>これらの点に留意しつつ、地方自治法の各項目について授業を行う。授業は、教員からの講義形式を基本とするが、とりあげる判例や制度についてあらかじめ提示する質問に解答してもらうことを中心に、双方向の質疑応答も盛り込みながら進める。</p>
到達目標	<p>(1) 憲法第8章と地方自治法に基づいて、地方自治の基本構造が理解できる。</p> <p>(2) 行政手続・情報公開・個人情報保護など、地方自治法以外の個別法に基づく地方自治体の実践について、その解釈論・立法論の現状を理解できる。</p> <p>(3) 判例をもとに、地方自治体の諸活動の法的統制の現状を理解し、種々の法的紛争解決のあり方を考えることができる。</p> <p>(4) 地方自治体では、近年、自らの法務能力を駆使して住民の権利実現と地域的課題の解決を図るため、「自治体法務」・「政策法務」の重要性が説かれている。法曹として、地方自治体が独自の「法務」を展開できるよう、これらを支援するために必要な知識と思考枠組みが修得できる。</p> <p>(5) 地方分権政策の特徴と、これによる立法動向を理解し、今後の地方自治のあり方について批判的・発展的に考えることができる。</p>
教科書	人見剛・須藤陽子編著『ホーンブック 地方自治法〔第3版〕』（北樹出版、2015年）
参考書・参考資料	<p>宇賀克也『地方自治法概説〔第9版〕』（有斐閣、2021年）</p> <p>『地方自治判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2013年）</p> <p>授業では、毎回、レジュメを提示します。授業でとりあげる最新判例や先進的な条例等は、適宜、参照方法を指示したり、レジュメとともに資料提供します。</p>
成績評価方法	授業期間の中間に課す1回の小テスト（10%）、授業参加度（10%）、定期試験（80%）によって評価します。
履修条件	特になし
その他の注意	<p>この授業は、名古屋大学法科大学院との教育連携科目であり、名古屋大学法科大学院生の履修が可能な科目です。</p> <p>授業は、南山法科大学院（A棟）で開講されます。</p>

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	地方自治の基本理念と地方公共団体	<p>(1) 地方自治の基本理念を理解する。</p> <p>(2) 地方自治の法源を理解する。</p> <p>(3) 90年代以降の地方自治法の変遷を理解する。</p> <p>(4) 地方公共団体の法的地位と広域行政の仕組みを理解する。</p>	教科書第1・2章および第6章第1・2節を読んでおくこと。
2	住民の権利	<p>(1) 住民の意義と、住民の権利の類型を理解する。</p> <p>(2) 住民の参政権に関する諸制度を理解する。</p> <p>(3) 外国人たる住民の法的地位を理解する。</p>	教科書第4章第1節および第2節と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
3	直接民主主義の諸制度と行政手続	<p>(1) 直接民主主義に関する諸制度の類型を理解する。</p> <p>(2) 住民投票制度について、その仕組みと法的課題を理解する。</p> <p>(3) 行政手続条例と行政手続法の関係を理解する。</p>	教科書第4章第3節を読んでおくこと。
4	住民参加と情報公開の制度	<p>(1) 住民参加制度について、その仕組みと法的課題を理解する。</p> <p>(2) 情報公開条例の制定・普及の経緯を理解する。</p> <p>(3) 情報公開条例の基本構造を理解する。</p>	教科書第4章第5節を読んでおくこと。

		(4)情報公開に関する政策法務を考える。	
5	情報公開条例の 解釈・運用	(1) 情報公開条例の判例を理解する。 (2) 情報公開条例の解釈・運用のあり方を考える。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
6	自治立法権(1)	(1) 個人情報保護条例の制定・普及の経緯を理解する。 (2) 条例の基本構造と解釈・運用のあり方を、判例とともに、理解する。 (3) 事務区分と事務配分について理解する。 (4) 条例制定権と憲法上の法律事項の関係を理解する。 (5) 条例制定権の限界について、その問題の所在を理解する。	教科書第4章第1節4と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。 教科書第5章第1節を読んでおくこと。
7	自治立法権(2)	(1) 条例制定権の限界に関する伝統的学説と、その克服過程を理解する。 (2) 様々な規制条例の類型を理解する。 (3) 条例制定権の限界に関する判例と、学説の展開を理解する。 (4) 規則と要綱をめぐる諸問題を理解する。	教科書第5章第2節および第3節と、あらかじめ提示された判例と条例を読んでおくこと。
8	議会と執行機関	(1) 議会の法的地位・権限・組織・運営について理解する。 (2) 執行機関について理解する。 (3) 議会と長の関係を理解する。	教科書第3章を読んでおくこと。
9	公の施設	(1) 公の施設の利用関係について理解する。 (2) 指定管理者制度について理解する。 (3) 民営化の法的統制可能性について、事例をもとに考える。	教科書第7章と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
10	住民監査請求と 住民訴訟(1)	(1) 住民監査請求の対象・手続を理解する。 (2) 監査請求前置主義について理解する。	教科書第4章第4節と第8章を読んでおくこと。
11	住民訴訟(2)	(1) 住民訴訟制度の類型・対象・手続を理解する。 (2) 「財務会計行為」と、これと先行行為の関係について理解する。 (3) 「当該職員」について理解する。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
12	住民訴訟(3)	(1) 各号請求の論点を、判例とともに、理解する。 (2) 議会による債権放棄議決の違法性について、理解する。	あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
13	地方公共団体の 契約	(1) 補助金交付について理解する。 (2) 調達契約のあり方について理解する。	教科書第8章第3節2、第4節と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。
14	国と地方公共団 体の関係	(1) 普通地方公共団体に対する国の関与の制度(関与類型・関与の基本原則・手続)を理解する。 (2) 国と地方の間の係争処理の仕組みを理解する。	教科書第6章第3～5節と、あらかじめ提示された判例を読んでおくこと。

講義名：55044 支払決済法

[講義基本情報]

教員:	今泉 邦子	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>本科目の範囲は、手形法小切手法の定める有価証券の成立、移転および消滅に関する法です。そのほかの支払い決済手段については、手形・小切手との比較対照として解説します。</p> <p>民法総則、債権法、および物権法に対する一定程度の理解がある履修者を想定しています。履修者は与えられた課題を事前に理解していることが期待されます。各回の講義に対応するコア・カリキュラム（共通到達目標）に関する TKC Law Library の短答式の予習復習用問題で各自自習をして、必要な知識をつけてください。</p> <p>授業の際には、講師と履修者との問答を通して（ソクラテス・メソッド）、重要判例および学説への理解を確認します。</p>
到達目標	<p>手形法小切手法の理論的構造を理解できるようになる。</p> <p>民法などの隣接分野と商法に属する法律の関係を理解できるようになる。</p>
教科書	早川徹『基本講義手形法小切手法』（新世社、第2版）
参考書・参考資料	<p>鴻常夫ほか編『別冊ジュリスト手形小切手判例百選』（有斐閣、第6版）</p> <p>森本滋『会社法・商行為法手形法講義』（成文堂、初版）</p> <p>森田果・小塚荘一郎「支払決済法」（商事法務、第3版）</p>
成績評価方法	期末試験（70%）小テスト（30%）。
履修条件	特になし。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	手形法小切手法総論 手形行為の成立要件と有効要件1	<p>手形小切手の流通の仕組みとそれを促進するために考えられた手形小切手の性質（文言性、要式証券性、無因性など）および抗弁切断、善意取得、遡求、善意支払などの各種流通促進制度の概略を解説検討します。</p> <p>手形に関する法律関係を発生変動させる法律行為である手形行為と法律行為一般の成立要件および有効要件との関係、ならびに手形が作成された後、受取人に到達しなかった場合の手形の効力の問題について解説検討します。</p>	早川徹『基本講義手形・小切手法』（以下、早川とする）1-64頁、83-99頁。
2	手形法小切手法総論 手形行為の成立要件と有効要件2	第1回目のつづき	早川徹『基本講義手形・小切手法』（以下、早川とする）1-64頁、83-99頁。
3	約束手形の振出	別名基本手形行為といわれ、その後の手形行為の前提となる法律行為について解説します。	早川 83-99頁。
4	裏書・手形抗弁1	手形取引の原因となった取引が無効または取り消された場合に、その取消無効の主張を制限し、第三者を保護するための重要な制度である人的抗弁切断制度の意義および問題点について解説検討します。	早川 130-144頁。
5	裏書・手形抗弁2	第4回のつづき	早川 130-144頁。
6	裏書・手形抗弁3	第5回のつづき	早川 130-144頁。
	小テスト1	小テスト1（15題15分15点）	
7	善意取得1	手形債権に特殊な譲渡方法である譲渡裏書および手形の譲渡裏書が実質的に不連続であった場合の善意の取得者保護のための制度の問題点を指摘し、学説判例について解説検討します。	早川 144-148頁。 早川 149-163頁。

	特殊の裏書 1	通常の譲渡裏書とは区別される裏書（戻裏書・期限後裏書・取立委任裏書・質入裏書）について解説します。	
8	善意取得 2 特殊の裏書 2	手形債権に特殊な譲渡方法である譲渡裏書および手形の譲渡裏書が実質的に不連続であった場合の善意の取得者保護のための制度の問題点を指摘し、学説判例について解説検討します。 通常の譲渡裏書とは区別される裏書（戻裏書・期限後裏書・取立委任裏書・質入裏書）について解説します。	早川 144-148 頁。 早川 149-163 頁。
9	白地手形 1	未完成で振り出された手形に関する法律関係および問題を解説します。	早川 100-113 頁。
10	白地手形 2	第 10 回のつづき	早川 100-113 頁。
11	白地手形 3	第 11 回のつづき 時間があれば、第 12 回の授業内容（遡求と手形保証）に進みます。	早川 100-113 頁。
12	遡求 手形保証 小テスト 2	満期における支払が行われなかった場合および満期前に満期における支払が行われない可能性が高くなった場合に認められる遡求について解説します。 手形行為としての保証（cf. 民法の定める保証）について解説します。 小テスト 2（15 題 15 分 15 点）	早川 178-182 頁。 早川 183-186 頁。
13	時効 1 利得償還請求権 1 除権決定 1 手形訴訟 1	手形法の定める短期消滅時効、手形上の権利が時効または遡求権保全手続の欠缺によって消滅した場合に手形所持人に認められる利得償還請求権、手形の権利者が証券の占有を失った場合であってもその実質的権利を行使するための制度である除権決定、および簡易迅速な権利実現のための手形訴訟制度について解説します。	早川 187-196 頁。
14	時効 2 利得償還請求権 2 除権決定 2 手形訴訟 2	手形法の定める短期消滅時効、手形上の権利が時効または遡求権保全手続の欠缺によって消滅した場合に手形所持人に認められる利得償還請求権、手形の権利者が証券の占有を失った場合であってもその実質的権利を行使するための制度である除権決定、および簡易迅速な権利実現のための手形訴訟制度について解説します。	早川 187-196 頁。

講義名：55231 企業法務（会社法務）

[講義基本情報]

教員:	堤 真吾	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	企業法務担当弁護士の役割や視点、習得しておかなければならない法領域・知識等について解説する。特に、中小企業において現実的に生起する法的課題に対し、どのような解決策があるのか、弁護士としてどのように対応するのか考察することを通じて、会社法・商法・民法・労働法等の基本的な概念や制度について横断的な理解を深める。 講義は双方向とし、事前に提示する資料を検討しておくこと。
到達目標	企業法務担当弁護士として、実務において必要となる基礎的な知識・スキルを習得する。
教科書	なし
参考書・参考資料	適宜紹介する
成績評価方法	授業への参加姿勢・発言内容（30%） 期末試験（70%）
履修条件	会社法の基本的な知識について学習済みであることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	総論	企業において生起する法的問題の類型と弁護士の役割について考察する。	
2	設立①	法人類型の整理、選択の視点、機関設計、資金調達方法等について考察する。	
3	設立②	具体的な設立行為、発起人の責任、定款、弁護士による創業支援等について考察する。	
4	株式	株式の基礎的事項について考察する。	
5	株主の権利・地位、株主総会の運営	具体的な事例を通じて、株主の権利・地位について確認するとともに、株主総会運営支援策について考察する。	
6	契約書、適法性チェック	実際に取引で用いられた契約書を用いてリーガルチェックを行うとともに、企業活動において必要となる適法性チェックについて考察する。	
7	労務をめぐる諸問題 (個別的労働関係)	労務紛争の類型を整理し、企業が抱えるリスク、具体的な対応方法等について考察する。 主に個別的労働関係を扱う。	
8	労務をめぐる諸問題 (集団的労働関係)	労務紛争の類型を整理し、企業が抱えるリスク、具体的な対応方法等について考察する。 主に集団的労働関係を扱う。	
9	不祥事対応	不祥事の類型、不祥事が発生した場合の具体的な対応方法について考察する。	
10	取締役、取締役会	取締役及び取締役会の責務について考察する。	
11	取締役の対会社及び対第三者責任	取締役の対会社及び対第三者責任について、具体的な事例を通じて考察する。	
12	企業買収、組織再編	企業買収、組織再編の類型、濫用的組織再編における法的諸問題等について検討する。	
13	同上	同上	
14	支配権争い	支配権争いについて具体的な事例を通じて考察する。	

講義名：55235 税法

[講義基本情報]

教員:	高橋 祐介	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 5
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>租税法律関係の基本的な考え方（いわゆる税法総論）と、日本の税目でもっとも重要で、かつほとんどの勤労者が必ずその租税法律関係の当事者となる所得税について取り上げる。講義形式だが、予習復習を重視し、教員からの問いかけとそれに対する受講生の答えというソクラテス・メソッドを大いに用いる。理解を深めるため、簿記や計算問題も積極的に取り上げる。</p>
到達目標	<p>税法は、他の法分野と比較してその条文や裁判例、行政上の指針などが格別多く、またその構造が複雑であるが故に、法律の専門家である弁護士でさえもこれに精通する者が少ない。しかし、租税法律関係は人間の日常生活で避けて通ることはできず、またその法律関係を巡るトラブルも非常に多いため、税法に関する法的援助の需要は大きい。税法の専門家としては税理士がいるが、税理士資格を取得するために、法的思考能力や訴訟手続等の知識が要求されておらず、納税者の権利救済を訴訟等の手続を通じて行うための実効性に欠ける側面は否定できない。このような現状に鑑み、この授業では少なくとも税理士とスムーズにコミュニケーションを取ることができ、税務訴訟を担当できる程度の所得税の基本を習得することを達成目標とする。具体的には、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 租税法律関係の基本的概念及び所得税の基礎について体系的な知識を習得する。 (2) 所得税法における主たる論点の理解とそれを解決するための思考方法を身につける。 (3) 新たな税法上の問題点を発見する能力と、その新たな問題が生じたときにそれを解決するための調査報告能力（表現力を含む）を涵養する。
教科書	岡村忠生他『租税法（第2版）』（有斐閣、2020年）。
参考書・参考資料	<p>毎回レジュメを事前配布する（配布方法については別途アナウンスにより連絡する）。六法は『租税法判例六法（第3版）』（有斐閣）あるいは『判例六法プロフェッショナル』（有斐閣）を指定する（それに載っていない情報はこちらで用意する）。『税務六法（法令編）』（ぎょうせい）を使用したり、インターネットにある条文を自分で加工して自前の六法を作ってもよい。</p> <p>参考書を買わないですむよう、十分な量の情報を記載したレジュメを用意するが、なお参考書を必要とする場合には、清永敬次『税法（新装版）』（ミネルヴァ書房、2013年）、谷口勢津夫『税法基本講義（第6版）』（弘文堂、2018年）、金子宏『租税法（第23版）』（弘文堂、2019年）、佐藤英明『スタンダード所得税法（第2版補正2版）』（弘文堂、2020年）、『租税判例百選（第6版）』（2016年、有斐閣、7版出版予定）をお勧めする。問題集等も含め、詳細は初回授業時に説明を行う。</p>
成績評価方法	<p>期末試験 50%、毎時行われる小テスト 30%、毎時（ただし選択制）課される簡単な課題（レポート） 15%、発言や質問など授業への参加度 5%の割合で評価する。期末試験、小テスト及び課題は、採点添削の上返却または閲覧させる。詳細については初回の授業で説明する。</p>
履修条件	<p>履修条件はないが、税法への理解を深めるため、春休みに日商簿記3級程度の簿記の知識を身につけておくことを推奨する（初学者でも2週間程度で身につけることができる）。そのための簿記の教科書は何でもよいが、例えば渡部裕恒他『検定簿記講義3級・商業簿記[2020年度版]』（中央経済社、2020年）とその問題集である同他『検定簿記ワークブック3級・商業簿記[2020年度版]』（同）がある。それほど高額なものではないので、書店で自分にあったものを選んで購入した方がよいであろう。</p>

その他の注意	<p>租税法ないし租税は、日常的な取引はもちろん、財産に関する犯罪や離婚時の財産分与、遺産分割など、民刑事の様々な問題を扱う上で必ず考慮しなければならない法的ないし経済的ファクターであり、租税法はビジネスローの中核科目の一つである。司法試験の選択科目云々にかかわらず、将来の実務のことを考え、ぜひ受講をお勧めしたい。</p> <p>授業は対面方式での実施を念頭に置いているが、状況によっては遠隔方式での実施もある。開講時期が近づいたら、別途アナウンスにより連絡する。</p>
--------	---

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	4月7日 租税と税法	今回は、租税の意義と分類、税法の意義とその法源について学ぶ。具体的には、税法の違憲立法審査、法源性の一般理論と通達の法源性について、適宜判例を参照する。	事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。また、課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
2	4月14日 租税法主義と租税平等主義(1)	今回は、租税法主義の内容を学ぶ。具体的には、租税法主義の意義、課税要件法定主義と委任立法、課税要件明確主義と不確定概念、合法性の原則、租税法不遡及の原則について、判例を中心に取り上げる。さらに通達課税の問題についても取り上げる。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
3	4月21日 租税法主義と租税平等主義(2)	今回は、租税平等主義の内容を学ぶ。具体的には、立法上の平等原則、執行上の平等原則につき、判例を中心に取り上げる。その際、租税特別措置の存在について触れる。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
4	4月28日 税法の解釈・適用(1)	今回は、税法解釈のあり方を確認し、借用概念・信義測の適用についていくつかの判例を参考に して検討を行った後、仮装行為、取消すべき行為・無効の行為と違法所得課税の問題、租税回避とその否認に関する基礎理論を、学説中心に概観する。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
5	5月12日 所得税法総論(1)	今回は、(1)所得概念、特に包括的所得概念とは何か、実現主義とはどのようなものかまたそれはなぜ採用されているのか、帰属所得とは何か、所得課税と消費課税の差異、と(2)所得税の税額算定プロセスを学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
6	5月19日 所得税法総論(2)	今回は、(1)収入金額、特に所得計算上収入金額の概念が持つ意味と、(2)非課税、特に9条列举項目の種類とその立法趣旨及びフリンジ・ベネフィットの取扱いと課税するかしないかの基準について学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
7	5月26日 所得税法総論(3)	今回は、(1)経費控除の原則、特にそれが会計上の費用控除の概念・取扱と密接に関係していること、(2)経費と消費の区別、(3)控除できない経費を学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分（レジュメに記載）を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
8	6月2日 所得税法総論	今回は、(1)実現主義の内容、特に権利確定主義と管理支配基準の適用、(2)実現主義の例外、特にみなし譲渡と取得費引き継ぎ、原則的課税の計算方法と適	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当

	(4)	用及び(3)譲渡所得課税が行われる譲渡とは何か、を学ぶ。	部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
9	6月9日 利子所得／配 当所得	今回は、(1)利子所得とはどのような所得種類か、利子所得は所得税法本法及び租税特別措置法においてどのように課税されているのかと、(2)配当所得とはどのような所得種類か、配当所得は所得税法本法及び租税特別措置法においてどのように課税されているのか、配当控除とインテグレーションの関係、を学んでみよう。余裕があれば、旧2項配当にも言及する。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
10	6月16日 不動産所得／ 事業所得	今回は、(1)不動産所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、不動産所得内部の分類、不動産所得の計算方法と、(2)事業所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、事業所得の計算方法について学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
11	6月23日 給与所得／退 職所得／山林 所得	今回は、(1)給与所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、給与所得の計算方法と給与所得控除の制度趣旨と、(2)退職所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、一定期間の勤務後に退職しすぐ同一使用者に雇用される場合の退職金は退職所得になるのか、退職所得の計算方法、(3)山林所得とはどのような所得種類か、山林所得の計算方法について学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
12	6月30日 譲渡所得／一 時所得／雑所 得	今回は、(1)譲渡所得とはどのような所得種類か、その本質とは何かを再確認しながら、他の所得種類とはどのように区別されるか、譲渡所得の計算方法、(2)一時所得とはどのような所得種類か、他の所得種類とはどのように区別されるか、一時所得の計算方法とその問題点、(3)雑所得とはどのような所得種類か、雑所得の計算方法、私的年金の原価回収の問題その他雑所得と分類される場合の問題を学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
13	7月7日 損失	今回は、三種類の損失とはどのようなものか、損失控除の根拠規定としては、どのようなものがあるか、「生活に通常必要な動産」及び「生活に通常必要でない資産」の所得税法上の取り扱いを学んでみよう。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
14	7月14日 人的帰属	今回は、課税単位と累進税制の関係、所得の分散とそれに対する対処規定、実質所得者課税の原則について学ぶ。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。課題を提出する場合には、次週授業日までに行うこと。
15	7月21日 税法の解釈・適 用(2)	今回は、租税回避の構造、租税回避と目的論的解釈、私法上の法律構成による否認、租税回避の販売という現象について理解する。	冒頭に小テストを行うので(前回授業内容から出題)、十分に復習しておく。また、事前配布のレジュメ及び教科書該当部分(レジュメに記載)を読み、予習問題をこなしておく。
16	学期末試験	期末試験を行う。	講義全体について、よく復習しておくこと。

講義名：55237 倒産法務（破産）

[講義基本情報]

教員:	小原 将照	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 1
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 本講義は、倒産法制における清算型手続の基本法である破産法について、その手続的概要と実体規範について講義するものである。破産法の実体規範は、清算型手続だけでなく再建型手続においても準用されており、破産法を理解することが倒産法制全体を理解することにもつながる。それゆえ、本講義では、そのほとんどを破産法について講義することに充てる。
到達目標	①破産法の手続概要を理解している。 ②破産法の実体規範について理解している。
教科書	次の中から1冊 ①伊藤眞『破産法・民事再生法(第4版)』(有斐閣、2018) ②中島弘雅・佐藤鉄男『現代倒産手続法』(有斐閣アルマ、2013) ③山本和彦『倒産処理法入門(第5版)』(有斐閣、2018) ※①は、倒産法選択者向け。②③は、基礎力養成者向け。
参考書・参考資料	演習系の参考書を中心に挙げる。 ①山本和彦ほか『倒産法演習ノート』(弘文堂、2009) ②加藤哲夫・中島弘雅『ロースクール演習倒産法』(法学書院、2012) ③藤本利一・野村剛司『基礎トレーニング倒産法』(日本評論社、2013) ④小原将照ほか『事例で学ぶ倒産法』(法律文化社、2013)
成績評価方法	期末試験(90%) 授業参加度(10%)
履修条件	本講義は、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する学生に必要な知識を身に付けてもらうことを目的としている。しかしながら、選択科目としない学生も多く存在する。それゆえ、選択科目とすることを前提とする受講生が登録していない場合は、そのような受講生を前提とした内容にすべきとも考えられる。そこで、本年度は、倒産法を選択科目とする学生が登録していない場合には、破産法の基礎的知識を身につけることを目的とし、将来、実務において倒産事件を扱うに際して要求される基礎力を養成するレベルの内容にシフトすることとする。
その他の注意	本講義は、秋学期に開講される倒産法務(民事再生)の基礎と位置づけている。それゆえ、履修の順序としては、倒産法務(破産)を受講した後、倒産法務(民事再生)を受講することを当然の前提としている。自身の時間割の都合から倒産法務(民事再生)を先に受講した場合であっても、破産法の基本的知識が身につけていることを前提として講義は進められる点に注意すること。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	講義ガイダンス 倒産法の世界	本講義における基本的な内容の確認と受講上の注意をする。 倒産法制の世界と破産手続の概略を説明し、基本的な構造をイメージさせることを目指す。 講義形式、レジュメ配付	入門テキスト(アルマなど)を1冊でよいので読んでおくこと。
2	破産手続の開始①	破産手続の開始段階における手続進行および開始要件などを説明し、概要を理解させることを目指す。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
3	破産手続の開始②・手続機関と利害関係人	前回に続き、破産手続の開始手続について説明する。また、破産手続の機関と利害関係人を説明する。その中でも重要度の高い破産者と破産管財人については、様々な論点も含め紹介し理解を深めさせる。	講義予定内容を予習しておくこと。

		講義形式、レジュメ配付	
4	破産債権と財団債権	破産手続において登場する2つの債権について、その要件・取扱いなどを重要なポイントを押さえて説明できるよう理解させる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
5	破産財団①	配当の原資となる破産財団の意義、範囲および管理・換価方式について説明する。また、取戻権の一部についても説明し、これらを十分に理解できるようにする。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
6	破産財団②	取戻権についての説明と否認権についての説明を行う。特に、否認権については、その要件の理解に十分な時間を割り、理解できるようにする。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
7	未履行の契約関係の処理と係属中の手続関係の取扱い①	手続開始時の双方が未履行状態にある契約関係の処理について、一般的処理通則と各種の契約に即した処理を説明し理解させる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
8	未履行の契約関係の処理と係属中の手続関係の取扱い①	手続開始時の双方が未履行状態にある契約関係の処理について、残りの契約類型について説明した後、係属中の手続関係の取扱いについて説明し理解させる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
9	担保権の取扱い①	担保権と取扱いについての全体構造と破産法での取扱いにあわせた類型を説明する。その上で、物的担保の取扱いについて説明し理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
10	担保権の取扱い②	人的担保の取扱いについて説明し理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
11	相殺の取扱い①	実体法上の相殺の取扱いについて、まず、その範囲の拡張を中心に説明を進める。その後、相殺権の行使制限を理解させる 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
12	相殺の取扱い②	相殺権の行使制限の続きを紹介し、理解を深めさせる。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
13	手続の終了と破産犯罪	破産手続は何時どのような形で終了するのかを紹介する。加えて、破産斬罪についても紹介する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
14	免責と復権 破産手続の全体像（まとめ）	免責手続の概要と免責不許可事由について詳細に紹介するとともに、復権制度を合わせて債務者の経済的更生面の理解を深めさせる。 また、破産手続の全体像を紹介し、本講義のまとめを行う。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。

講義名：55239 倒産法務（民事再生）

[講義基本情報]

教員:	小原 将照	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 再建型の倒産処理手続の一般法である民事再生手続は、施行以来、わが国の倒産実務において極めて重要な役割を果たしている。また、社会的にも企業再建方法の1つとして認知されており、実社会におけるニーズは少なくない。そこで、本講義では、民事再生法に関して、その基本的構造から説明し、その手続的理解を深めることを目的としている。 同時に、倒産法制に関する総合的な事例問題に取り組むことで、適確な論点を把握し、倒産法に基づく事案の解決方法を検討する力を養うことも目的としている。
到達目標	①民事再生法の基本的構造を理解している。 ②民事再生手続の手続進行を理解している。 ③倒産法に関する事例問題について論点を指摘できる。
教科書	次の中から1冊 ①伊藤真『破産法・民事再生法(第4版)』(有斐閣、2018) ②中島弘雅・佐藤鉄男『現代倒産手続法』(有斐閣アルマ、2013) ③松下淳一『民事再生法入門(第2版)』(有斐閣、2009) ※倒産総合演習ではオリジナルの教材を使用する。
参考書・参考資料	演習系の参考書を中心に挙げる。 ①山本和彦ほか『倒産法演習ノート』(弘文堂、2009) ②加藤哲夫・中島弘雅『ロースクール演習倒産法』(法学書院、2012) ③藤本利一・野村剛司『基礎トレーニング倒産法』(日本評論社、2013) ④小原将照ほか『事例で学ぶ倒産法』(法律文化社、2013)
成績評価方法	期末試験(70%) 授業参加度(30%)(以下の①～③を参照のこと) ①出席は評価の対象外とする。 ②授業における質疑応答および総合演習での課題に関する質疑応答を評価する。 ③予習をしていない場合は、消極的な評価とする。
履修条件	本講義は、司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する学生に必要な知識を身に付けてもらうことを目的としている。しかしながら、倒産法を選択科目としない学生が存在することも当然であり、そのような受講生にとっては、司法試験に向けた学習よりも、もっと基礎的な理解の方が重要であることも多い。そこで、倒産法を選択する学生が受講生に存在しない場合には、より基礎的な内容についての理解を深めるとともに、総合演習においても基本的な問題演習を検討することを重視することとする。
その他の注意	本講義は、春学期に開催される倒産法務(破産)の発展科目として位置づけている。それゆえ、履修の順序としては、倒産法務(破産)の受講の後に、倒産法務(民事再生)を受講することを、当然の前提としている。また、講義の内容的にも、倒産法務(破産)で説明した内容については本講義では扱わない。したがって、自身の時間割の都合で倒産法務(民事再生)から先に履修した場合であっても、倒産法務(破産)の学習内容を理解していることを前提として、講義が進められる点に留意すること。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	ガイダンス・倒産の世界と民事再生	本講義における基本的な内容の確認と受講上の注意をする。 再建型倒産手続の概要・目的と民事再生手続の概要・目的を説明する。 講義形式、レジュメ配付	入門テキスト(アルマなど)を1冊でよいので読んでおくこと。

2	再生手続の開始	再生手続の開始手続の概要を説明すると共に、その要件・効果、開始前の保全処分などを理解させるようにする。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
3	再生債務者の地位・第三者生	再生手続における再生債務者の地位とその第三者性について説明する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
4	手続機関と利害関係人	再生手続における重要な手続機関と再生手続の利害関係人について説明する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
5	再生債務者財産・否認権	再生債務者の財産について、その概念や範囲を紹介するとともに、再生手続における否認権を紹介する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
6	再生債権	再生手続において権利実現が図られる再生債権について、破産債権との違いなどに留意しつつ説明する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
7	別除権・一般優先債権	再生手続において重要視される担保権者や優先権を持つ者の取扱いについて、別除権・一般優先債権として紹介する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
8	相殺権・契約関係の処理	再生手続における実体的規律の中で重要性を持つ相殺権と契約関係の処理について、破産手続との違いを踏まえて紹介する。 講義形式、レジュメ配付	講義予定内容を予習しておくこと。
9	再生計画の条項・再生計画案の提出	再生手続において重要な再生計画を説明するとともに、再生計画案の提出手続を紹介する。 講義形式、レジュメ配布	講義予定内容を予習しておくこと。
10	再生計画の成立	再生手続において再生計画が成立するまでのプロセスとその要件を説明する。 講義形式、レジュメ配布	講義予定内容を予習しておくこと。
11	再生計画の遂行・再生手続の修了	再生計画の遂行、再生手続の終了および破産手続との手続移行について紹介する。 講義形式、レジュメ配布	講義予定内容を予習しておくこと。
12	個人再生	民事再生法に定められている特則として、個人再生に関わる3つの特則を説明する。 講義形式、レジュメ配布	講義予定内容を予習しておくこと。
13	倒産総合演習①	あらかじめ配布した事例問題について、受講生が各自検討してくることを前提として、それらの問題の論点や検討すべきポイントを参加者全員で議論する。 演習形式	事前に配布された事例問題について検討しておくこと。
14	倒産総合演習②	あらかじめ配布した事例問題について、受講生が各自検討してくることを前提として、それらの問題の論点や検討すべきポイントを参加者全員で議論する。 演習形式	事前に配布された事例問題について検討しておくこと。

講義名:55241 民事執行・保本法

【講義基本情報】

教員:	杉浦 徳宏	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	火 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義では、民事執行手続と民事保全手続を学びます。民事訴訟手続は債務名義を取得するために特化した手続です。例えば交通事故により損害を被った被害者が加害者に賠償を求めて提訴し勝訴判決を得ても提訴まで支払をしなかった加害者が任意の支払をしな場合のような手続で賠償金の支払いを実現するのが民事執行手続です。そして、その実行手段を確実にするための手続が民事保全手続です。この仕組みを説明し、皆さんと議論します。
到達目標	民事執行法と民事保全法の仕組みと課題を理解すること
教科書	民事執行法、民事保全法の教科書や注釈書は1つの図書館ができるほど大量に出版されている。その中から、的確で自分が理解しやすい書籍を短期間で発見する技術を身につけることはロースクールで学ぶ重要なスキルと考えるので、特に指定しない。必要と思われる教科書を準備されたい。
参考書・参考資料	同じく、必要と思われる参考書、参考資料を準備されたい。
成績評価方法	発言内容、討論内容などの授業参加度 20%、筆記試験 80%によって評価します。
履修条件	民法(担保法―担保物権のうち抵当権と債権総論のうち保証分野)の理解が大前提となる。また、民事訴訟法にも習熟する必要がある。できれば、法制史(特に日本法制史)の受講のあることが望ましい。
その他の注意	本講義では民事執行法、民事保全法がなぜこのような仕組みになっているのかという観点からいくつか質問します。質問に答えられないと「ぼーと生きてじゃないよ」(Don't sleep through life)と叱られますからご注意ください。 また、国の代理人として債権回収業を担当した経験から債権回収が困難な作業であることをお話します。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	抵当権の一生	抵当権の設定から実行、差押え、換価、満足(配当)までの手続を概観する。	民法の抵当権に関する記述を事前に復習すると理解が進むと思います。
2	各種の執行妨害	土地と建物に抵当権を設定していた金融機関の貸付先が知らない間に建物を壊して新たな建物を建築した場合に土地の抵当権を実行した時に建物について法定地上権は成立するか。 抵当建物に第三者が占有している場合に抵当権者は第三者に建物の明渡しを求めることができるか。	
3	債権の回収 1	念願のマイホームを建築したAさん、10年後に勤務先が取引先の倒産に伴い関連倒産してしまった。Aさんにマイホーム資金を融資した金融機関、ノンバンク、知人たちはどのように貸付金を回収するのか議論する。	
4	債権の回収 2	債権回収の実例について議論する。	
5	不服申立て	給料が差し押さえられて生活ができない場合はどうするか。議員歳費が全額差し押さえられた場合はどうするか。 退職金を全額差し押さえられた場合、裁判所はどうしたらよいか。	
6	不動産の明渡し	不動産明渡執行の執行方法について学ぶ	
7	判決の既判力	家主が賃料を2か月分滞納した賃借人に契約の解除と明渡しを求める場合、提訴後にその賃借人が第三者に転貸した場合、判決で第三者に対して明渡しを強制執行することができるか。	
8	係争物に関する仮処分	処分禁止の仮処分、占有移転禁止の仮処分の必要性について学ぶ	
9	仮差押え	不動産の仮差押えを中心に動産、債権についての仮差押えはどのような時にするのかを学ぶ	
10	断行の仮処分	いわゆる断行の仮処分の実例	
11	担保	民事保全の申立てをし、認容される場合担保を提供しなければならないが、その担保の基準はあるのか、なぜ債権者が債権を回収するため	

		に債務者に担保を提供しなければならないのか。	
12	民事執行法と民事保全法のなぜ立法されたのか。	民事執行法はどのようにして制定されたのか、民事執行法以前の強制執行はどのようにおこなわれていたのか 民事保全法はどのようにして制定されたのか、民事保全の申立てをした場合、不服申立てができるのは申立てが却下された場合に限定されるが、棄却された場合に不服申立てができるのか。	
13	江戸時代の執行	明治政府は暗黒の時代として江戸幕府時代の法制度を一切継承しなかったが、その江戸時代に強制執行はどのように行われていたのか。	
14	予備日	各講義が順調に消化できない場合のために予備日を設けます。順調に消化できた場合には最近の判例を元に議論を行います。	

講義名：55243 不動産法務

[講義基本情報]

教員:	久志本 修一	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	月 1
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	不動産に関する法律問題について、不動産登記を理解した上で、不動産にかかわる諸法律（都市計画法、建築基準法、宅地建物取引業法、区分所有法、諸税法、その他）の基本を学びます。また、民法を中心とする民事法系の法律に視点をおき、判例を踏まえて、具体的事例を通して実務的な考察を行うとともに、不動産実務における取り扱い・取引慣行も学びます。講義は教員と受講者による双方向での討議を重ねる方法で行います。
到達目標	民法の「共通的な到達目標モデル」を踏まえて、不動産に関する法律関係及び法律実務を学び、以下を到達目標とします。 ①不動産に関する登記を理解できるようになる。 ②不動産に関わる諸法律の存在と基本的な考え方を理解する。 ③学んだ民法系の基礎知識のうち、不動産に関連する法律問題について、適用できるようにするとともに、具体的事例を通して、実務ではどのように現実的な解決をしているか理解できるようになる。
教科書	なし
参考書・参考資料	なし
成績評価方法	定期試験を80%、課題レポートの評価を10%、授業参加度を10%として評価します。
履修条件	民法の基本的知識を学習し、理解していること。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	オリエンテーション 不動産登記と不動産に 関わる諸法令	不動産登記簿謄本の読み方を中心に、不動産登記法の基礎を学びます。不動産に関わる民法以外の諸法令について概括的に説明します。	事前に事例、資料を配布するので、事前に検討した上で講義に臨むこと。
2	不動産売買 契約締結時の問題 (1)	不動産売買について、取引慣行及び実務面から考察します。特に、不動産売買契約の成立時の諸問題を中心に上げます。	事前に事例、資料を配布するので、事前に検討した上で講義に臨むこと。
3	不動産売買 契約締結時の問題 (2)	不動産売買について、取引慣行及び実務面から考察します。特に、媒介業者が介在する契約について、媒介はなし契約と媒介報酬請求等について学びます。	同上
4	不動産売買 契約締結時の問題 (3)	不動産売買について、取引慣行及び実務面から考察します。特に、高齢者・障がいのある人との土地取引についての問題点を検討します。	同上
5	不動産取引における 媒介業者の義務と責任 ・不動産売買 の契約不適合責任	不動産取引における媒介業者（宅地建物取引士）の義務と責任について学びます。また、不動産売買と契約不適合（改正前民法における瑕疵担保責任／数量不足・物理的瑕疵・心理的瑕疵）の各ケースについて学びます。	同上
6	不動産の時価と 不動産利用に対する 各種制限	不動産の時価の考え方（相続税評価額、固定資産税評価額等）、算定方法を学びます。あわせて、都市計画法による不動産の取引制限・利用制限、建築基準法による各種制限を学びます。	同上
7	賃借権や担保設定 のある不動産売買	賃借人が居住したまま、もしくは、担保権が設定されたままの不動産の売買・競売取得された場合の諸問題について実務的視	同上

		点にたつて学びます。	
8	不動産賃貸借契約の終了（貸主の立場から）	不動産の賃貸借契約の解除に関する諸問題について実務的視点にたつて学びます。	同上
9	不動産賃貸借契約の終了（借主の立場から）	不動産の賃貸借契約の終了時の諸問題について、特に、敷金返還請求権と原状回復義務を中心に実務的視点にたつて学びます。	同上
10	資産運用・投資のための不動産賃貸借について	資産運用・投資のための賃貸経営（サブリース契約）、不動産承継に伴う諸問題について、税務上の視点を交えて学びます。	同上
11	対抗力ある不動産賃借権について	実務において発生する立退きを巡る諸問題について学びます。更新拒絶・解約時の正当事由について検討します。	同上
12	建物建築（注文主の立場から）（請負人の立場から）	建物建築をめぐる瑕疵の問題・工事遅延の問題等について、注文者、請負人のそれぞれの立場から、実務的視点にたつて学びます。	同上
13	相隣関係（1）境界紛争等	建物建築をめぐる瑕疵の問題・工事遅延の問題等について、注文者、請負人のそれぞれの立場から、実務的視点にたつて学びます。隣地との境界トラブルについて、実務的視点から学びます。	同上
14	相隣関係（2）境界紛争等	建物建築をめぐる瑕疵の問題・工事遅延の問題等について、注文者、請負人のそれぞれの立場から、実務的視点にたつて学びます。	同上

講義名：55245 経済法

[講義基本情報]

教員:	齊藤 高広	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 4
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	この授業は、講義形式で行われる。 公正かつ自由な競争秩序を維持する独占禁止法について、判・審決を参照しながら、違法要件の解釈とエンフォースメント（執行）の仕組みを明らかにする。
到達目標	1：独占禁止法の基本概念を理解し、基本論点を説明できるようになる。 2：競争法的な思考方法を身につけて、事例問題を処理できるようになる。 3：複数の法律構成の中から最適かつ妥当な解決法を導き出すことができる。
教科書	共通テキストは、さしあたり、金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選 [第2版]』（有斐閣、2017年）を予定している。基本書または教科書については、次の参考書・参考資料の中から各自で選定されたい。なお、開講時に、選定方法等に関する助言をする。
参考書・参考資料	(A) 泉水文雄『経済法入門』（有斐閣、2018年） (B) 金井貴嗣ほか編『独占禁止法[第6版]』（弘文堂、2018年） (C) 管久修一ほか『独占禁止法[第4版]』（商事法務、2020年） (D) 岸井大太郎ほか『経済法[第9版補訂]』（有斐閣、2022年） (E) 雑誌・月刊「公正取引」（公正取引協会） 判・審決の原文およびガイドライン等は、公正取引委員会 HP で入手可能である。 (公正取引委員会： http://www.jftc.go.jp/)
成績評価方法	定期試験（論述式）100%で評価する。
履修条件	
その他の注意	経済法は、具体的な事例を念頭に置いて理解することが不可欠である。 各講義で扱う個別事件については、事前に予習指示をする。 レジュメを配付するが、講義時間の都合上、テキストでの予習・復習が不可欠である。 なお、規定の解釈や反競争効果の検討では、重要な判審決を参照しながら、可能な限り、双方型の講義形式を採るよう努めたい。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	導入	独占禁止法の目的と構造を体系的に学ぶ。 基本概念と違法要件の仕組みを理解する。	百選 1（都営芝浦と蓄場事件）・4（東宝スバル事件）
2	不当な取引制限①	違反行為者と行為要件に係る解釈論を理解する。	百選 3（多摩談合事件）・5（石油価格協定刑事事件）・18（新聞販路協定事件）・19（シール談合刑事事件）・20（多摩談合事件）・21（東芝ケミカル事件）・29（石油価格協定刑事事件）
3	不当な取引制限②	「共同性」の立証方法とその限界を理解する。	同上
4	事業者団体の活動規制	各号の禁止事項、相互の関係性、正当化事由の判断基準を理解する。	百選 35（石油価格協定刑事事件）・37（観音寺市三豊郡医師会事件）・40（三重県社会保険労務士事件）・43（日本遊戯銃組合事件）
5	不公正な取引方法①	再販売価格維持行為 拘束性の認定と公正競争阻害性を理解する。	百選 66（第一次育児用粉ミルク事件）・68（なナイキジャパン事件）・69（ハマナカ毛糸事件） 【参考】百選 70（ソニー・コンピュータエンターテイメント事件）
6	不公正な取引方法②	拘束条件付取引 拘束性の認定と公正競争阻害性を理解する。	同上及び百選 65（東洋精米機製作所事件）
7	不公正な取引方法③	その他の拘束条件付取引 各取引と公正競争阻害性、正当化事由を理解する。	百選 70（ソニー・コンピュータエンターテイメント事件）・71（資生堂東京販売・花王化粧品販売事件）・74（大分大山町農業協同組合事

			件) 【参考】百選 72 (富士写真フィルム事件)・75 (ジョンソン・エンド・ジョンソン事件)
8	不公正な取引方法④	差別対価と不当廉売 規制手段の相違点と違法要件の接近を理解する。	百選 56 (LPガス事件)・61 (シンエネコーポレーション・東日本宇佐見事件) 【参考】百選 59
9	不公正な取引方法⑤	取引拒絶 単独の取引拒絶及び共同ボイコットの仕組みと法律構成を理解する。	百選 51 (着うた事件)・52 (ロックマン工事施工業者事件)・54 (東京スター銀行事件)・55 (松下電器産業事件) 【参考】百選 53 (新潟タクシー事件)
10	不公正な取引方法⑥	優越的地位の濫用 濫用行為類型と優越的地位の認定方法を理解する。	百選 77 (ローソン事件)・78 (セブン-イレブン事件)・79 (日本トイザらス事件)・80 (山陽マルナカ事件)
11	不公正な取引方法⑦	取引妨害・抱き合わせほか 複合的な公正競争阻害性を理解する。	百選 63 (日本マイクロソフト事件)・64 (東芝昇降機サービス事件)・81 (東急パーキングシステムズ事件)・85 (ディー・エヌ・エー事件) 【参考】百選 84 (ヨネックス事件)
12	私的独占の禁止	行為要件と反競争効果の捉え方を学ぶ。不当な取引制限との違いを理解する。	百選 11 (有線ブロードバンドネットワーク事件)・12 (インテル事件)・16 (東洋製罐事件) 【参考】百選 15 (パラマウント事件)・17 (福井県経済農業協同組合連合会事件)
13	企業結合規制	行為規制との違いを確認し、違法性判断基準を含めた審査プロセス、そして、問題解消措置のあり方について理解する。	百選 45 (新日鉄合併事件)・46 (新日鐵・住金合併事例)・48 (ASML/サイマー事件) 【参考】百選 50 (ファミリーマート・ユニーグループ経営統合事例)
14	エンフォースメントと補遺	エンフォースメントの異同を理解する。また、補遺として、業務提携について理解する。	【参考】百選 99 (機械保険連盟カルテル事件) 【補遺】 百選 33 (建設資材メーカーの相互的OEM供給の事例)・34 (資材購入のための電子商取引サイトの設立事件)

講義名：55247 国際取引法

[講義基本情報]

教員:	金 祥洙・平田 大器	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中+秋学期隔週
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	<p>(概要) 国際的な民商事法上の問題のうちの国際財産法上の問題と、その紛争解決手続としての国際民事手続法上の問題を扱います。 渉外弁護士と外国人教員の2名によるオムニバス形式で、それぞれケースメソッドやディベートなどを織り込みつつ授業を行います。</p> <p>(オムニバス形式)</p> <p>(平田兼任講師) 国際取引を支配している米国法や英国法あるいはそれらの国の裁判制度と、わが国のそれらとを比較しつつ、国際取引の実務的な問題点を中心に検討していきます。</p> <p>(金兼任講師) 近時の民事訴訟法の改正 (国際管轄権に関する規定の新設) や人事訴訟法等の改正を理解しつつ、裁判例を用いながら、国際民事事件の処理に関する実務的な問題点—国際管轄、外国判決の承認・執行、国際仲裁等—につき、ディベートを中心に検討していきます。</p>
到達目標	展開・先端科目の一つとして、国際取引に関して生ずる法律問題につき、その解決方法ないし解決枠組みを学ばせ、これにより学生たちに国際取引に関わる幅広い知識を習得させ、さらには紛争解決に関する複眼的な視点をも身につけさせます。
教科書	澤木敬郎・道垣内正人『国際私法入門 (第8版)』 (有斐閣双書) 道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選[第3版]』 (別冊ジュリスト 256号、2021年)
参考書・参考資料	高桑昭『国際商取引法』第3版 (有斐閣、2011年) 高桑昭、道垣内正人編『国際民事訴訟法』 (青林書院、2002年) その他、講義の前に資料を配布する予定である。
成績評価方法	成績評価は、授業参加度(10%)、適宜課サアサイメントおよびレポート(10%)、学期末の試験(80%)をもとに、合議の上、総合的に判定します。
履修条件	民事訴訟法・国際私法を受講していることが望ましい。
その他の注意	

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	国際裁判管轄の基本概念 (金)	国際裁判管轄の問題を考える場合の基本的な立場といったことをまず考える回となります。これから民事訴訟法をならうための総論的な部分です。ここでは、国際法上の「裁判権」と手続法上の要請から生じた「管轄権」の違いを明確にしなが、国際民事訴訟法の意義と国家の裁判権の内容を明らかにします。	講義の前に配布する教材の関連部分を予習して下さい。また、国際裁判管轄の合意は国内の管轄の合意とどのような差異があるか考えてみましょう。
2	財産事件の国際裁判管轄 (金)	前回の理解をもとに、具体的に国際裁判管轄が問題となった判例を取り扱います。最新の法改正をもとに、最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁や最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁等を用いながら、わが国の判例法理(たとえば逆推知説)の変遷と現状を検討し、法廷地を定めるための様々な利益の考量のプロセスを考察します。	講義教材による予習の際には、該当判例を除くその他の最新判例をもいくつか調べてみて下さい。
3	人事・家事事件の国際裁判管轄 (金)	国際裁判管轄の問題のうち、前回でとりあげた財産事件の国際裁判管轄法理の内容をより明確し、さらにその残りの問題として、人事・家事事件(とくに離婚訴訟)の国際裁判管轄の法理を、最新の法改正とともに、最判昭和39年3月25日民集18巻3号486頁や最判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁等を検討しながら明らかにします。財産事件の場合との差異にも目を配ります。	外国判決の承認・執行と密接に関連していることに注意しながら、講義教材により予習して下さい。
4	国際訴訟競合 (金)	内外で同時に訴訟が進行する国際訴訟競合につき、規制の必要性とその手法について検討します。関西鉄工事件や東京地判平成3年1月29日判時1390号98頁等を素材に、承	講義教材による予習の際には、離婚事件以外に関する判例もいくつか調べて下さい。

		認予測説による場合の具体的な利益考量について考えてみます。	
5	外国判決の承認・施行（金）	国際民訴の領域としては例外的に明文規定のある問題であるが、その規定たる民事訴訟法 118 条および民事執行法 24 条等につき検討を加えます。最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 巻 6 号 2573 頁や最判平成 10 年 4 月 28 日民集 52 巻 3 号 853 頁をとりあげ、実定法の要件がどのように適用されるか分析します。	講義教材による予習のほか、アメリカ法上の懲罰的賠償についても一通り理解しておいて下さい。
6	国際仲裁（金）	国際取引紛争を解決する手段としてしばしば利用される「国際仲裁」につき、その内容、すなわち仲裁契約・仲裁手続・仲裁判断等を裁判制度との比較から検討するとともに、その問題点等を考えます。素材として新仲裁法のほか、最判平成 9 年 9 月 4 日民集 51 巻 8 号 3654 頁等を取りあげます。仲裁制度の活性化についても考えてみます。	講義教材による予習のほか、ADRについても一通り理解しておいて下さい。
7	国際倒産（金）	国際倒産の処理に関する問題について検討します。現行法のもとで、何がどこまで規定され、何が解釈に委ねられているのかを明らかにする。主に、日本の倒産手続の外国における効力、反対に外国倒産手続の日本での効力が重点的に取り上げられます。	講義教材による予習のほか、倒産法制についても一通り理解しておいて下さい。
8	国際取引の特徴と課題（平田）	国際取引が異なる法域間における取引であることから生じる特色、国際私法と実質法との関係、国際民事訴訟法の問題、各国裁判制度、各国弁護士制度の違いを理解する。 （授業方法・工夫） 国際私法全般的な講義、各例題を参照しつつ検討する。国際取引法の勉強方法、及び国際私法の勉強方法、どこが到達点かを考える。法の適用に関する通則法の解説	教材の該当部分を予習して下さい。
9	裁判管轄、抵触法及び国際的統一法（平田）	国際取引における紛争を解決する上で、実務家として検討すべき問題点を考える。 （授業方法・工夫） 事例問題 1 国際売買。学生に対する質問と、講師による解説	教材の該当部分を予習して下さい。
10	国際売買（平田）	英国法が準拠法として多くの指定される理由と、それを支える英国弁護士制度及び裁判制度を学習する。 （授業方法・工夫） 事例問題 2 国際売買、運送及び不法行為。学生に対する質問と、講師による解説	教材の該当部分を予習して下さい。
11	国際海上物品運送法（平田）	国際海上物品運送法、国際航空運送法における問題点を考える。統一条約、責任の根拠、責任制限等の問題を考え検討する。 （授業方法・工夫） 事例問題 3 定期傭船者の倒産と留置権。例題を解かせて、学生同士で、議論させる。原告、被告に分かれて主張させる。	教材の該当部分を予習して下さい。
12	貨物海上保険（平田）	英国法がこの分野において世界の標準法となっていること、英国法と日本法との違い、それがもたらす問題点を検討する。 （授業方法・工夫） 事例問題 4 保険金請求。例題を解かせて、学生同士で、議論させる。原告、被告に分かれて主張させる。	教材の該当部分を予習して下さい。
13	製造物責任（平田）	製造物責任訴訟の問題点の検討 （授業方法・工夫） 事例問題 5 製造物責任。例題を解かせて、学生同士で、議論させる。原告、被告に分かれて主張させる。	教材の該当部分を予習して下さい。
14	まとめと検討（平田）	実務家としていかに国際取引及び国際紛争に対処するかとの観点からまとめを行う。 （授業方法・工夫） 事例問題 6 国際売買運送、貨物保険	教材の該当部分を予習して下さい。

講義名：55249 知的財産権法 A

[講義基本情報]

教員:	平嶋 竜太	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	水 2
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	春	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義は、知的財産法未習者が受講することを前提として、知的財産法の全体構造についての基本的理解を得るとともに、知的財産法の主要な柱である特許法、著作権法における主要な基本事項に対する知識と理解を獲得することを第一の目的とする。さらに、具体的な事象に対してこれらの法の解釈適用を行うことのできる能力を涵養することを第二の目的とする。基本的には理論的な理解と知識の獲得にウエイトを置くので、解説講義を中心とした進行を予定する。
到達目標	(1) 知的財産法の全体構造、特許法、著作権法に関する主要な基本事項を理解できる。 (2) 上記主要な基本事項に係る裁判例や学説上の議論の概要を理解できる。 (3) 上記主要な基本事項に関する具体的な事象に対して、法の解釈適用を行って、一定の結論を導くことができる。
教科書	毎回、講義資料を配布して、それを基に進める。 副教材となる教科書については、以下挙げるものに加えて適宜紹介するので、各自でもっとも使いやすいと考えるものを選択して適宜用いること。 中山信弘・特許法（第4版）2019年 高林龍・標準特許法（第7版）2020年 中山信弘・著作権法（第3版）2020年 高林龍・標準著作権法（第4版）2019年
参考書・参考資料	小泉直樹ほか編・特許判例百選（第5版）2019年 小泉直樹ほか編・著作権判例百選（第6版）2019年 その他適宜講義において紹介する。
成績評価方法	(1) 小テスト 10% (2) 講義における発言・議論への参加内容 10% (3) 学期末試験 80% 到達目標(1)について—小テスト、講義における発言・議論への参加内容、学期末試験 到達目標(2)について—小テスト、学期末試験 到達目標(3)について—学期末試験
履修条件	
その他の注意	2回目以降は、講義計画に沿った事項について、事前に予習を行ったうえで、受講に臨むこと。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	知的財産法基礎論	知的財産法の基本的考え方や全体構造・各法における特徴と相互関係、不正競争防止法概論	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
2	特許法 1	特許法の目的と構造・保護対象・特許要件（産業上の利用可能性、新規性）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
3	特許法 2	特許要件（新規性、進歩性）・権利主体（発明者）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
4	特許法 3	権利主体（職務発明）・特許権の効力	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
5	特許法 4	特許権の権利制限・侵害論基礎	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
6	特許法 5	クレーム解釈・均等論・間接侵害	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
7	特許法 6	特許出願手続・審判・審決取消訴訟	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
8	特許法 7	侵害訴訟と無効の抗弁・実施権概論	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解

		特許法の理解度を確認する簡単な小テスト	
9	著作権法 1	著作権法の目的と構造・著作物性	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
10	著作権法 2	著作物性・著作物の類型	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
11	著作権法 3	支分権各論・権利制限類型	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
12	著作権法 4	権利制限類型	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
13	著作権法 5	著作権侵害論	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
14	著作権法 6	権利主体（著作者。職務著作）・著作者人格権・著作隣接権 著作権法の理解度を確認する簡単な小テスト	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解

講義名：55251 知的財産権法 B

[講義基本情報]

教員:	平嶋 竜太	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	木 3
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	秋	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義は、知的財産法についての基本事項を理解していることを前提として、知的財産法の主要な柱である特許法、著作権法における発展・応用事項を中心に幅広い知識と理解を獲得することを第一の目的とする。併せて、これらの事項に係る裁判例や学説についての理解を深めることを第二の目的とする。さらに、具体的な事象に対して、法律実務家として求められている法の解釈適用を行って、自らの結論を論理的に導出できる能力を体得することを第三の目的とする。裁判例の理解と具体的な事案に即した応用力の涵養を目指すため、本講義では、裁判例についての説明、議論といった受講者のインタラクティブな参加にウエイトを置く予定である。
到達目標	(1) 特許法、著作権法に関する発展・応用事項を理解できる。 (2) 上記事項に係る裁判例や学説上の議論の概要を理解できる。 (3) 上記事項に関する具体的な事象に対し、法の解釈適用を行って、法律実務家として一定の論理的な結論を導くことができる。
教科書	原則として、各回講義資料を配布して、それを基に進める。 副教材となる教科書については、以下挙げるものに加えて適宜紹介するので、各自でもっとも使いやすいと考えるものを選択して適宜用いること。 中山信弘・特許法（第4版）2019年 高林龍・標準特許法（第7版）2020年 中山信弘・著作権法（第3版）2020年 高林龍・標準著作権法（第4版）2019年
参考書・参考資料	小泉直樹ほか編・特許判例百選（第5版）2019年 小泉直樹ほか編・著作権判例百選（第6版）2019年 高部真規子・実務詳説特許関係訴訟（第3版）2016年 高部真規子・実務詳説著作権訴訟（第2版）2019年 その他適宜講義において紹介する。
成績評価方法	(1) 講義における発言・議論への参加内容 20% (2) 学期末試験 80% 到達目標(1)について－講義における発言・議論、学期末試験 到達目標(2)について－講義における発言・議論、学期末試験 到達目標(3)について－講義における発言・議論、学期末試験
履修条件	
その他の注意	講義計画に沿った事項について、事前に予習を行ったうえで、受講に臨むこと。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	特許法 1	保護対象（発明）・特許要件（新規性、進歩性）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
2	特許法 2	先願性・明細書記載要件	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
3	特許法 3	特許権の効力・効力制限（消尽、試験研究、並行輸入、等）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
4	特許法 4	クレーム解釈論・均等論	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
5	特許法 5	間接侵害・共同直接侵害等の応用的損害・侵害に対する法的救済（差止、損害賠償論）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
6	特許法 6	審判審決取消訴訟と侵害訴訟	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
7	特許法 7	職務発明・共同発明・共有特許	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解

8	著作権法 1	著作物性の評価	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
9	著作権法 2	著作物性の評価—特殊な類型（実用品や応用美術の著作物性等）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
10	著作権法 3	主要な権利制限類型の解釈と適用	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
11	著作権法 4	著作権侵害論（主要な支分権における侵害評価）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
12	著作権法 5	著作権侵害論（侵害主体論、間接侵害等）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
13	著作権法 6	著作者人格権（著作権との関連性も含めて）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解
14	著作権法 7	著作権および著作者人格権等の侵害に対する法的救済（差止、損害賠償論等）	配布資料に沿った予習、裁判例の事前理解

講義名：55253 保険法

[講義基本情報]

教員:	小林 道生	対象年次:	2・3
その他の教員:		開講時限:	集中
科目種別:	展開・先端科目	単位数:	2
開講時期:	集中	必修の有無:	選択

講義概要

講義概要	本講義の主な対象は、講学上の保険契約法（「保険法」という法律に対応）とし、講義案に基づき、損害保険契約、生命保険契約、傷害保険・疾病保険契約の各対象に分けて説明する。まず、総説として、それぞれの契約に共通する基礎理論を概観する。その後、各論的にそれぞれの契約に独自の内容を取り扱う。保険契約法の分野では、平成期の約30年間、判例・裁判例によって多くの問題が提起されており、本講義でも、重要な判例・裁判例について、できる限り参照することにした。また、平成20年に保険法が制定されてから10年以上が経過したが、立法論的見地（当初の立法の目的・意図とその後の運用状況との間に齟齬が生じていないかなど）からも講義を行う予定である。
到達目標	1. 本講義で習得した知識に基づいて、保険契約法の全体像、主要な内容を理解できるようになる。 2. 保険取引に関する主要な判例・裁判例について、事実関係、争点、判旨の内容を理解できるようになる。 3. 法的な観点から、保険約款や募集資料等の重要事項を把握しようとする意欲がもてるようになる。
教科書	山下友信・竹濱修・洲崎博史・山本哲生『保険法 第4版』（有斐閣，2019）
参考書・参考資料	江頭憲治郎『商取引法 第8版』（弘文堂，2018）、山下友信・洲崎博史編『保険法判例百選』（有斐閣，2010年）
成績評価方法	定期試験（100%）により、評価を行います。
履修条件	特になし
その他の注意	保険法が制定される以前の商法の関連条文（当時は、商法のなかに保険契約に関する規定が置かれていた）、現行保険業法の関連条文は、担当者において用意する。

講義計画と記録

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動
1	保険法総論	導入として、まず、保険制度の意義と仕組みについて概説する。続いて、保険業について、①営利保険と相互保険、②生命保険業と損害保険業に類型化したうえで保険業法上の規制のあり様を理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
2	保険契約総論（1）	保険法における保険契約の類型、保険契約当事者および関係者について説明する。さらに、保険取引の特色について、それが保険法上の規制に反映され、保険監督の必要性の根拠になっていることを把握する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
3	保険契約総論（2）	保険契約は約款による取引の典型であるが、保険取引に保険約款が不可欠なのはなぜか考察する。また、保険約款をめぐる法的論点（保険約款の拘束力、保険約款の内容規制）について、民法における定型約款の規定を踏まえつつ検討する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。また、定型約款について、民法（契約法）の復習をして講義に臨むこと。
4	損害保険契約の内容（1）	損害保険契約の内容を理解するうえで必要となる基本概念として、保険事故、保険期間、保険の目的物、被保険利益について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
5	損害保険契約の内容（2）	損害保険契約の内容を理解するうえで必要となる基本概念として、保険価額・保険金額、保険料について理解する。ここでは、一部保険、超過保険のほか、重複保険に係る保険法の規律を取り扱う。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
6	損害保険契約の成立	保険業法における保険募集規制のほか、保険法の告知義務に係る規律を主に取り扱う。とくに、告知義務違反の効果に関して、契約解除と（因果関係不存在特則を含む）免責との関係、また、他保険契約の告知義務について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
7	損害保険関係	保険契約締結後、危険が増加した場合に契約当事者の権利義務関	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。

	の変動	係を再調整する保険法の規律について理解する。そのほか、保険の目的物の譲渡を取り扱う。	くこと。
8	損害保険事故の発生、損害のてん補	保険者の免責事由には保険法に定められたものと約款独自のものがああり、それぞれ主要なもの（故意による保険事故の招致、地震免責条項など）について理解する。また、保険金の支払の場面では、保険金支払の履行期に係る保険法の規律を取り扱う。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
9	生命保険契約の成立	生命保険契約締結のプロセスに関し承諾前死亡という論点を扱うほか、告知義務について、保険媒介者による告知妨害・不告知教唆、他保険契約との重複により保険給付が著しく過大になる場合の処理のしかたについて理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
10	他人の生命の保険契約	他人の死亡の保険契約を締結する際、保険法上、被保険者の同意が要求される趣旨、また、いったん同意を与えた被保険者の保険契約者に対する解除請求に係る保険法の規律の趣旨、内容について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
11	生命保険関係の変動	第三者のためにする生命保険契約における保険金受取人の地位、保険金受取人の変更に係る保険法の規律の内容（保険契約者の生前の意思表示による場合および保険契約者の遺言による場合）について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
12	生命保険契約関係の解消	生命保険契約関係の解消として、保険契約者からの解除と保険者からの解除とに分け、とくに、後者の重大事由による解除に係る保険法の規律の趣旨、新設の経緯等について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
13	生命保険事故の発生、保険金の支払	保険金の支払の場面では、保険金支払の履行期に係る約款規定の内容を紹介するほか、保険者の免責事由として、被保険者の自殺に係る約款規定の解釈、保険金受取人による被保険者故殺について扱う。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。
14	傷害保険契約の内容、疾病保険契約の内容	傷害保険契約、疾病保険契約の内容、また、最近の判例・裁判例によって提起された主要な論点について理解する。	事前に教科書の該当箇所を読んでおくこと。また、これまでの講義を受けて、不明であったところを特定し、必要ならば、質問すること。